

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

本則

一	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）	1
二	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和三十八年大蔵省令第五号）	55
三	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）	110
四	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	141
五	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）	261
六	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）	263
七	発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）	266
八	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）	268
九	特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）	269
十	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	297
十一	金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）	426
十二	証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）	438
十三	無尽業法施行細則（昭和三十六年大蔵省令第二十三号）	439
十四	銀行法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第十号）	465
十五	長期信用銀行法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第十三号）	528
十六	信用金庫法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第十五号）	569
十七	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和三十七年大蔵省令第十六号）	612
十八	貸金業法施行規則（昭和三十八年大蔵省令第四十号）	653
十九	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）	718

二十	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	742
二十一	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七号）	805
二十二	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定により なおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則 （昭和六十三年大蔵省令第三十五号）	848
二十三	証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令 （平成四年大蔵省令第六十八号）	870
二十四	金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）	872
二十五	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	877
二十六	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	896
二十七	資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（ 平成十二年総理府令第三百三十号）	903
二十八	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百 三十一号）	905
二十九	内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十 五年内閣府令第十三号）	907
三十	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）	908
三十一	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）	912
三十二	貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）	914
三十三	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十三号）	915

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家」、「特定上場有価証券」又は「信用格付」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(取得勧誘類似行為)</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家」又は「特定上場有価証券」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家又は特定上場有価証券をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(有価証券の取得勧誘に類する行為)</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定</p>

めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 株券 当該株券の発行者が会社法（平成十七年法律第八十六号）（第九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

二 特定目的信託の受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者（当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この号及び第十四条第二項第一号において同じ。）が当該有価証券（原委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

三 受益証券発行信託の受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券（委託者が譲り受けたものを除く。）

めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（新設）

一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者（当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この号及び第十四条第二項第一号において同じ。）が当該有価証券（原委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

二 受益証券発行信託の受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込み

を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

四 抵当証券（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券をいう。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 抵当証券法第十条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者が当該有価証券を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの 当該有価証券の発行者が所有する当該発行者の設立に当たつて準拠した外国の法令に基づいて行う当該有価証券（当該発行

者が発行者であるものに限る。）の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

六（略）

（同一種類の有価証券等）

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及び八並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びに八(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及び八並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びに八(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及

みの勧誘

三 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第十一条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者が当該有価証券を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

（新設）

四（略）

（新設）

び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。）  
（次に掲げる事項

イ 償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨（当該有価証券に係る金額を表示するものについて単一の通貨で表示することとされている場合に限る。第十七号ロ及び第十八号ロにおいて同じ。）

ハ 転換により発行される優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号及び次号において同じ。）  
（一口の発行価額並びに優先出資に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法（同号において「優先出資に係る利益の配当等」という。）の内容  
二 新優先出資引受権付特定社債券（令第一条の四第二号二に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。）  
（次に掲げる事項  
イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この項において同じ。））、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令

第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。)を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。)のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イ及びロに掲げる事項

四 新株予約権付社債券(会社法第二百四十九条第二号に掲げる新株予約権付社債券をいう。第十三条の三第二項第一号において同じ。) 次に掲げる事項

イ 第一号イ及びロに掲げる事項  
ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を行使することができる事項(以下この項において「株式に係る剰余金の配当等」という。)(の内容

五 社債券(第一号、第二号及び前号に掲げる有価証券を除く。)(のうち、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した有価証券(以下この号において「対象証券」という。)(により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象証券による償還を受ける権利を有しているものに限る。)( 次に掲げる事項  
イ 第一号イ及びロに掲げる事項

- ロ 当該対象証券の発行者
- ハ 当該対象証券が株券の場合にあつては株式に係る剰余金の配当等の内容、株券以外の有価証券の場合にあつては当該有価証券の権利の内容
- 六 社債券で、第一号、第二号、第四号及び前号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 当該社債券に表示される権利の内容
- 七 優先出資証券（法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう。）
  - （優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法
- ハ 優先出資証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）
  - （優先出資証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容
- 九 株券 株式に係る剰余金の配当等の内容
- 十 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容
- 十一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項



- に規定する投資信託をいう。以下同じ。）及び外国投資信託（同条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券 次に掲げる事項
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産
- ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法
- ハ 信託の元本の償還期限
- 十二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号において同じ。）及び外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容
- 十三 特定目的信託の受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。） 次に掲げる事項
- イ 資産流動化法第二百二十三条に規定する特定目的信託契約の期間
- ロ 特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。）
- ハ 受益権に係る金銭の分配の内容
- 十四 受益証券発行信託の受益証券 次に掲げる事項
- イ 信託財産
- ロ 信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する

受益債権の内容

八 弁済期

十五 抵当証券 次に掲げる事項

イ 抵当権の目的たる土地、建物又は地上権

ロ 債権額及び元本の弁済期

利率

十六 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号から第十号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券が有する第一号から第十号までに掲げる有価証券の性質の区分に応じ、それぞれ第一号から第十号までに定める事項

十七 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号及び第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの 次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

十八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。） 次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

十九 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するものうち、当該有価証券の発行者

以外の会社が発行した有価証券（以下この号において「対象証券」という。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（当該特約に基づき有価証券を保有する者が当該有価証券の発行会社に対し対象証券による償還を受ける権利を有しているものに限る。） 次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 当該対象証券の発行者

ハ 当該対象証券が株券の場合にあつては株式に係る剰余金の配当等の内容、株券以外の有価証券の場合にあつては当該有価証券の権利の内容

二十 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するものうち、前号に規定する特約以外の特約が付されているもの 次に掲げる事項

イ 第十八号イ及びロに掲げる事項

ロ 当該有価証券に表示される権利の内容

二十一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの 出資に係る剰余金の配当、剰余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法

二十二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第十三号に定める事項に準ずる事項

二十三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第十四号に定める事項に準

ずる事項

二十四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で抵当証券の性質を有するもの 第十五号に定める事項

二十五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されるオプションの内容

二十六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利の内容

2 令第一条の六及び第一条の八の三に規定する当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、前項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

3 第一項第三号の「短期外債」とは、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下この項において「振替外債」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一 円建てで発行されるものであること。

二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 令第一条の四第二号ニに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この条において「転売制限」という。)が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者(社債等振替法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。)が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 令第一条の四第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この条において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること及び当該転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 当該有価証券が社債等振替法第九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債、社債等振替法第二百五十条に規定する振替転換特定社債又は社債等振替法第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債(第十三条第二項において「振替新株予約権付社債等」という。)に係るものであって、次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券にイに掲げる条件が付されていることが明白と

2 令第一条の四第三号八に掲げる内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの 受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合に該当す

なる名称が付されていること。

2 令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産流動化法に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）、振替社債等（社債等振替法第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資法人債、社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）、社債等振替法第二百二十七条におい

ること。

ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券（第十三条第三項第二号ロ、第十三条の四第二項第二号ロ及び第十三条の七第三項第二号ロにおいて「原有価証券」という。）が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

二 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行

て準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利）以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ 当該普通社債券等に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該普通社債券等を記名式に限る旨の定めがされていること。

(2) 転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されていること。

ロ 当該普通社債券等の取得者に交付される当該普通社債券等の内容等を説明した書面において、当該普通社債券等に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

二 法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該有価証券の裏書が禁止され、かつ、転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

したものに限る。( )により償還される旨又は償還することができ旨の特約が付されているもの(以下二において「転換債券」という。 ) 当該償還により取得する有価証券(以下二において「償還有価証券」という。 ) が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、次に定めるいずれかの場合に該当すること。

(1) 令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券 令第一条の四第一号に定める場合(当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社(会社法第二条第四号に掲げる親会社をいう。 第十三条第三項第一号二、第十三条の四第二項第二号二及び第十三条の七第三項第二号二において同じ。 )又は子会社(同法第二条第三号に掲げる子会社をいう。 第十三条第三項第二号二、第十三条の四第二項第二号二及び第十三条の七第三項第二号二において同じ。 )でない場合(以下①及び②において「既発行償還有価証券である場合」という。 )には、令第一条の四第一号イに掲げる要件に該当する場合を除く。 )又は令第一条の七の四第一号に定める場合(既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件に該当する場合を除く。 )

(2) 令第一条の四第二号又は第一条の七の四第二号に掲げる有価証券 令第一条の四第二号に定める場合(既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件に該当する場合を

三 外国投資信託の受益証券、法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券及び受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの並びに学校債券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

四 抵当証券及び法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されている場合



除く。( )又は令第一条の七の四第二号に定める場合(既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件に該当する場合を除く。)

- (3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件に該当する場合
- (4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件に該当する場合

(削る)

3

前項の規定による要件のほか、令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすこととする。

- 一 振替社債等、社債等振替法第二百一一条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。 )に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権(以下「振替投資信託受益権」という。 )、社債等振替法第二百二十四条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。 )に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権(以下「振替特定目的信託受益権」という。 )及び振替外債(以下この号において「振替債等」という。 ) 次に掲げるすべての要件
- イ 当該振替債等を取得した者がその振替債等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われていること。
- ロ 当該振替債等にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 投資信託の受益証券(振替投資信託受益権に係るものを除く。 )

( )又は特定目的信託の受益証券(振替特定目的信託受益権に係る

ものを除く。) 次に掲げるすべての要件

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われていること。

ハ 当該有価証券にロに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げるいずれかの要件

イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- (1) 当該有価証券を記名式に限る旨の定めがされていること。
- (2) 転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

ロ 当該有価証券が無記名式で発行される場合にあつては、前号に定める要件に該当すること。

四 有価証券信託受益証券(令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。) 当該有価証券が前号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当

すること。

イ 受託有価証券（令第一条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ロ 受託有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 受託有価証券が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該受託有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

- 
- 二 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- 六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
- イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合
- ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ハ 当該有価証券に表示される権利が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合
- ニ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- 七 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されてお
-

3 | 第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以

4 | 第一項第二号、第二項第一号ロ、同項第三号ロ又は同項第四号に

り、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が第五号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

ニ 当該償還により取得する有価証券が前号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち令第一条の四第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券に表示された権利の行使により取得され、又は引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券（令第一条の四第一号に規定する株券をいう。以下この号、第十一条の三第六号及び第十三条の三第六号において同じ。）の発行者及び当該株券がそれぞれ令第一条の四第一号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されていること。

下この条において「書面交付者」という。( )は、第一項第二号又は前項第一号口に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)( )により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一・二 (略)

5 | 第三項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 | 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの  
二 (略)

7 | 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者か

規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)( )は、第一項第二号、第二項第一号口、同項第三号口又は同項第四号に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)( )により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一・二 (略)

6 | 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 | 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(次項において「書面等」という。)( )による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち書面交付者が使用するもの  
二 (略)

8 | 前項の規定による承諾を得た書面交付者は、当該書面被交付者か

ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）  
）  
第十一条の二 令第一条の五の二第二項第一号口及び第二号口に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

一 （略）  
二 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第十三条の五第一項第二号において同じ。）に於て株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号において同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。同号において同じ。）に対して譲渡する場合

ロ 令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して

ら書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）  
）  
第十一条の二 令第一条の五の二第二項第一号口及び第二号口に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

一 （略）  
二 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第十三条の二第一項第二号において同じ。）に於て株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号において同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。同号において同じ。）に対して譲渡する場合

ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して

同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

八 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、と行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者（以下この条及び第十三条の五第一項第二号八において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号八において同じ。）に対して譲渡する場合

二 （略）

2・3 （略）

4 第一項第二号八及びニ、第二項（第十三条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに前項（同条第二項において準用する場合を含む。）の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等）

同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

八 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、と行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者（以下この条及び第十三条の二第一項第二号八において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号八において同じ。）に対して譲渡する場合

二 （略）

2・3 （略）

4 第一項第二号八及びニ、第二項（第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前項（第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等）



第十二条 令第一条の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

- 一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）（同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）（投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）（学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）並びに受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む）、次に掲げるものを除く。）（当該有価証券と同一種類の有価証券（当該有価証券と発行者が同一で、第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいう。以下同じ。）（が、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の六において同じ。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ（略）

第十一条の三 令第一条の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

- 一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）（同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）（投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）（学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）並びに受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む）、次に掲げるものを除く。）（当該有価証券と同一種類の他の有価証券（当該有価証券と発行者が同一で、次条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいう。以下同じ。）（が、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三において同じ。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ（略）

二了六 (略)

(削る)

二了六 (略)

(同一種類の他の有価証券等)

第十二条 令第一条の四第三号イ、第一条の六第一号及び第一条の七第三号イに規定する当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券(社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。)のうち、次号から第三号の三までに掲げる有価証券以外のもの及び学校債券 償還期限及び利率(割引の方法により発行されるものにあつては償還期限)

二 新株予約権付社債券 次に掲げる事項

イ 前号に定める事項

ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を行使することができる事項(以下この項において「株式に係る剰余金の配当等」という。)(の内容

二の二 資産流動化法に規定する転換特定社債券 次に掲げる事項  
イ 第一号に定める事項

- 
- 転換により発行される優先出資（資産流動化法に規定する優先出資をいう。以下この号及び次号において同じ。）一口の発行価額並びに優先出資に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法（次号において「優先出資に係る利益の配当等」という。）の内容
  - 三 資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券 次に掲げる事項
    - イ 第一号に定める事項
    - 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容
  - 三の二 社債券で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限り。） 次に掲げる事項
    - イ 第一号に定める事項
    - 償還により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容
  - 三の三 社債券で、第二号から前号までに掲げる権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項
    - イ 第一号に定める事項
    - 当該社債券に表示された権利の内容
  - 四 株券 株式に係る剰余金の配当等の内容
-

- 四の二 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容
- 四の三 法第二十一条第七号に掲げる有価証券 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法
- 四の四 法第二十一条第八号に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。） 当該有価証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容
- 五 投資信託及び外国投資信託の受益証券 次に掲げる事項
  - イ 信託財産
  - ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法
  - ハ 信託の元本の償還期限
- 五の二 受益証券発行信託の受益証券 次に掲げる事項
  - イ 信託財産
  - ロ 受益債権の内容
  - ハ 弁済期
- 六 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券投資口に係る金銭の分配の内容
- 六の二 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項

- 
- イ 特定目的信託に係る契約期間
- ロ 特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。）
- ハ 受益権に係る金銭の分配の内容
- 六の三 抵当証券 次に掲げる事項
- イ 抵当権の目的たる土地、建物又は地上権
- ロ 債権額及び元本の弁済期
- ハ 利率
- 七 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号から第四号の二までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該各号に定める事項
- 八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）
- 九 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げるものの性質を有するもの 出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法
- 九の二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第五号の二に定める事項
- 九の三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの第六号の二に定める事項
-

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)  
第十三条 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式

(有価証券の譲渡に関する制限等)  
第十三条 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は

- 九の四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で抵当証券の性質を有するもの 第六号の三に定める事項
- 十 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されたオプションの内容
- 十一 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示された権利の内容
- 2 前項第一号の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
- 一 円建てで発行されるものであること。
  - 二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
  - 三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
  - 四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 3 令第一条の四第一号ロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第一号ロ及び第一条の八の二第一号イに規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

(削る)

一 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

2 令第一条の七第二号ロ④に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときににおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。))を除く

、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

一 当該有価証券を記名式に限る旨の定めがされていること。

二 当該有価証券を取得し又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(次項及び第三項において「転売制限」という。)が付されていること。

(新設)

(新設)

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘(法第一条第三項に規定する取得勧誘をいう。))を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四に定める場合に該当するときににおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む

<p>3 令第一条の七第二号ハ(3)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。</p>	<p>3 令第一条の七第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当</p>
--	--

。 )を含む。 )の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に前号ロの制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

。 )を除く。次項において同じ。 )を含む。 )の枚数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

ハ ロに掲げる制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

二 当該有価証券が振替新株予約権付社債等であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合

イ 当該振替新株予約権付社債等に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となつて、当該転売制限が付されていること。

ロ 次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 当該振替新株予約権付社債等の口数が五十未満であること。

(2) 当該振替新株予約権付社債等を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合

3 令第一条の七第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当



一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 次に掲げるいずれかの制限（以下この号において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの、受託有価証券が令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八

することとする。

一 社債券（振替社債等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（振替外債に係るものを除く。） 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ロ 前項第一号に定める要件に該当する場合

ハ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合

一の二 学校債券 前項第一号に定める場合

二 振替社債等及び振替外債（以下この号において「振替債」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ 当該振替債に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合

ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合

(1) 当該振替債の口数が五十未満であること。

(2) 当該振替債を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 法第一条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する

の四第三号イから八までに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに定める要件に該当すること。

ロ 法第二十条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに定める要件

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ 法第二十条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに定める要件

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ニ 社債券及び法第二十条第一項第十七号に掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくは口若しくは第一条の八の四第三号イ若しくはロ又は口若しくはハに

もの 前項に定める要件に該当する場合

四 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。）

（） 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得勧誘が行われる場合で、当該有価証券に転売制限が付されており、当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面においてその旨が記載されている場合

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法（当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。）の他の所有者との数の合計が五十名以上となること）がないものに限る。（）に従った分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面に記載されている場合

四の二 振替投資信託受益権 次のいずれかに該当する場合

イ 当該振替投資信託受益権に転売制限が付されており、かつ、当該振替投資信託受益権の取得者に交付される当該振替投資信託受益権の内容等を説明した書面においてその旨が記載されて

掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下二において「転換債券」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下二において「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの要件に該当すること。

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イ(1)又は第一条の八の四第三号イ(1)に掲げる要件を除く。）

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロ(2)又は第一条の八の四第三号ロ(2)に掲げる要件を除く。）

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件  
(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件

いる場合

ロ 前号ロに規定する場合

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約（ロにおいて単に「信託契約」という。）において、信託の受託者の承諾がない場合には当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。）の所有者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。）の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

ハ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、イに規定する譲渡の制限が付されている旨が記載されていること。

六 特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。）及び法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第四号に定める場合

六の二 振替特定目的信託受益権 次のいずれかに該当する場合  
イ 当該振替特定目的信託受益権に転売制限が付されており、か

つ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合

ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合

(1) 当該振替特定目的信託受益権の口数が五十未満であること。  
(2) 当該振替特定目的信託受益権を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

六の三 受益証券発行信託の受益証券（次号に掲げるものを除く。

）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第一号に定める場合

六の四 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前項第一号イから八までに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 受託有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合であつて、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 受託有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合であつて、当該権利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

六の五 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて抵当証券の性質を有するもの 当該有価証券の取得者に交

- 
- 付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合
- 七 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 前項第一号イから八までに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合
- 八 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 前項第一号イから八までに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合
- ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当
-

4 第一項第二号、第二項第二号口及び前項第一号口に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、  
第一項第二号、第二項第二号口及び前項第一号口に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。  
。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一・二（略）

5（略）

6 第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合  
ハ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

4 第二項第二号、前項第一号ハ（同項第六号の三に規定する場合を含む。以下この項において同じ。）、前項第四号イ若しくはロ、同項第四号のニイ、同項第五号ハ、同項第六号又は同項第六号の五に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第二項第二号、前項第一号ハ、同項第四号イ若しくはロ、同項第四号のニイ、同項第五号ハ、同項第六号又は同項第六号の五に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一・二（略）

5（略）

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 (略)

8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘)

第十三条の二 法第二條第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十七條の十九に規定する通知その他法令上の義務の履行として行う当該有価証券に関する情報の提供

二 認可金融商品取引業協会(令第一条の七の三第六号に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次条第一項第四号及び第十三条の七第九項において同じ。)その他金融商品取引業者等を会員と

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(次項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち書面交付者が使用するもの

二 (略)

8 前項の規定による承諾を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

する協会その他の団体に対して、当該協会その他の団体の規則に基づき行われる当該有価証券に関する情報の提供

(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)

第十三条の三 令第一条の七の三第六号に規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券(同条第五号に規定する譲渡制限のない海外発行証券をいう。以下この項及び第十三条の七第九項において同じ。)に関する次に掲げる事項とする。

一 発行者の名称及び本店所在地  
二 銘柄

三 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項(前三号に掲げる事項を除く。)

2 令第一条の七の三第九号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とする。

一 法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除く。)、同項第十一号に掲げる有価証券(投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類するものに限る。)、及び同項第十五号に掲げる有価証券

(新設)



二 法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

四 令第一条第一号に規定する譲渡性預金の預金証書

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の四 令第一条の七の四第二号二に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この条において「転売制限」という。)が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

2 令第一条の七の四第三号八に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に

(新設)

- 
- 記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。
- ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。
- ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。
- 二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
- イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの、受託有価証券が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合に該当すること。
- ロ 法第一条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。
- (1) 原有有価証券が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合
- (2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
-

八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

二 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又は口若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限り。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下二において「転換債券」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下二において「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの場合に該当すること。

(1) 令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券 令第一条の四第一号に定める場合（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合（以下(1)及び(2)において「既発行償還有価証券である

る場合」という。( )には、同号に掲げる要件に該当する場合を除く。( )又は第一条の七の四第一号に定める場合(既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件を除く。)

(2) 令第一条の四第二号又は第一条の七の四第二号に掲げる有価証券 令第一条の四第二号に定める場合(既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。)(又は第一条の七の四第二号に定める場合(既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。))

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件に該当する場合  
(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件に該当する場合

3 第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)(は、第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)(の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)(を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)(により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に

- 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法
- 4 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 5 第三項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならぬ。
- 一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者が

ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十三条の五 令第一条の八の二第一号口及び第二号口に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)とする。

一 当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買付けした当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買付けした当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ (略)

ロ 令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

八・二 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十三条の二 令第一条の八の二第一号口及び第二号口に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)とする。

一 当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号及び次条第一項第一号口において同じ。)に応じて買付けした当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買付けした当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ (略)

ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

八・二 (略)

2 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の六 (略)

(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の七 令第一条の八の四第三号ロ④に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一 当該有価証券を取得し、又は買付け付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。

)が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

2 令第一条の八の四第三号ロ④に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

2 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の三 (略)

(新設)

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの）（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に前号ロの制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

3 令第一条の八の四第三号ハ③に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。



一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 次に掲げるいずれかの制限（以下この号において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの 受託有価証券が令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八

の四第三号イから八までに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに定める要件に該当すること。

ロ 法第二十条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに定める要件

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ 法第二十条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イから八まで又は第一条の八の四第三号イから八までに定める要件

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ニ 社債券及び法第二十条第一項第十七号に掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくはロ若しくは第一条の八の四第三号イ若しくはロ又はロ若しくはハに

掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下二において「転換債券」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下二において「償還有価証券」という。） が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの要件に該当すること。

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イ(1)又は第一条の八の四第三号イ(1)に掲げる要件を除く。）

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロ(2)又は第一条の八の四第三号ロ(2)に掲げる要件を除く。）

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件  
(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件

第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

- 5 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出  
力することにより書面を作成することができるものでなければなら  
ない。
- 6 第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電  
子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回  
線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようと  
するときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次  
に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話そ  
の他の方法により同意を得なければならない。
- 一 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者か  
ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を  
受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売  
制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当  
該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限  
りでない。
- 9 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、  
譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。
  - 一 発行者の名称及び本店所在地
  - 二 銘柄
- 三 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲

げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前三号に規定する事項を除く。）

（専門的知識及び経験を有すると認められる者等）

第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四（略）

2 令第一条の八の六第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十六（略）

2 4（略）

（信用格付の範囲）

第二十四条 法第二条第三十四項に規定する法人に類するものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法人でない団体

（専門的知識及び経験を有すると認められる者等）

第十五条 令第一条の八の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四（略）

2 令第一条の八の四第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十六（略）

2 4（略）

（新設）

- 
- 二 事業を行う個人
  - 三 法人又は個人の集合体
  - 四 信託財産
  - 2 法第二十三条第三十四項に規定する記号又は数字に類するものとして内閣府令で定めるものは、順序を示す簡易な文章又は文字とする。
  - 3 法第二十三条第三十四項に規定する主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
    - 一 金利、通貨の価格、金融商品市場における流動性及び相場その他の指標に係る変動に関する評価の結果について表示した等級
    - 二 有価証券の発行者その他の者が行う資産の運用その他これに類似する事業の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級
    - 三 債権の管理及び回収に関する業務の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級
    - 四 信託財産の管理能力その他信託業務の運営の適切性に関する評価の結果について表示した等級
    - 五 前各号に掲げるもののほか、主として信用状態以外の事項に関する評価の結果について表示した等級
- (信用格付業から除かれる行為)
- 第二十五条 法第二十三条第三十五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 格付関係者（法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係
- 

(新設)

者をいう。)その他の者の要求に基づき信用格付を付与し、かつ、当該信用格付を当該格付関係者その他の者に対してのみ提供する行為(当該格付関係者その他の者が当該信用格付を第三者に提供し、又は閲覧に供するおそれがない場合に限る。)

二 法人(前条第一項第一号又は第二号に掲げるものを含み、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する者であり、かつ、法第百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならぬ者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定め公表された範囲に属するものに限る。)の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字(前条第二項に規定する文章又は文字を含む。)を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為



改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ ル（略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、同項第一号から第十九号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>ワ・カ（略）</p> <p>二下十（略）</p> <p>十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ ル（略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>ワ・カ（略）</p> <p>二下十（略）</p> <p>十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価</p>

該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二（三十六）（略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券（有価証券の発行者が同一で、定義府令第十條の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ（略）

三（五）（略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条（略）

2（略）

3 令第二条の十二の三第六号八に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二（三十六）（略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券（有価証券の発行者が同一で、定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ（略）

三（五）（略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条（略）

2（略）

（新設）

<p>一 海外発行債券（令第二条の十二の三第六号に規定する海外発行債券をいう。以下この項において同じ。）の発行者（以下この項において「債券発行者」という。）の名称及び本店所在地</p> <p>二 債券発行者の設立の準拠法及び設立の日</p> <p>三 債券発行者の事業の内容</p> <p>四 海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している債券発行者の親会社（令第二条の十二の三第六号に規定する親会社をいう。以下この項において「保証親会社」という。）の名称及び本店所在地</p> <p>五 保証親会社が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している旨及びその内容</p> <p>六 保証親会社の株券が上場されている金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号に規定する指定外国金融商品取引所をいう。第九条の四第五項第三号において同じ。）の名称</p> <p>七 保証親会社に関する情報（令第二条の十二の三第六号八に規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法</p> <p>4   法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集</p>	<p>3   法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 募集（令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより</p>
---	---

に該当することとなつた場合に限る。( )に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。 )の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三の二 売出し(令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。 )に係る有価証券の売価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。 )が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等(他の者が行つたものを除く。 )が行われた同種の既発行証券(令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。 第九条の二第三号の二及び第十九条第二項第一号において同じ。 )の売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

四、八 (略)

( 適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社の代理人 )

第二条の二 その有価証券発行勧誘等(法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。 )が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。 )に該当する有価証券(次条において「適格機関投資家向け証券」という。 )を発行する外国会社は、本邦内に住所

募集に該当することとなつた場合に限る。( )に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

(新設)

四、八 (略)

( 適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社の代理人 )

第二条の二 その有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。 )が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。 )に該当する有価証券(次条において「適格機関投資家向け証券」という。 )を発行する外国会社は、本邦内

を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（同条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）  
第二条の四 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に該当することとする。

一 適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘をいう。以下この条において同じ。）が当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に係る有価証券（令第一条の四第一号に掲げる有価証券に限る。）の発行者である会社に対して行われる場合

二 適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われる場合

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）  
第二条の五 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とする。

に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）  
第二条の四 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に係る有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券である場合に限る。）が当該有価証券の発行者である会社に対して行われることとする。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）  
第二条の五 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とする。

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第二条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第二条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第二条の六 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第二条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

- 
- 一 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者
  - 二 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。）の所有者であつて、次に掲げる者
    - イ 当該有価証券の発行者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。第十一条の二第二号において同じ。）
    - ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が五年を超える発起人を除く。以下この号及び同条第二号において同じ。）
    - ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
    - ニ 当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては、イからハまでに掲げる者に類するもの
  - 三 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として前二号に掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等
  - 四 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等
-

5 | (略)

(開示が行われている場合)

第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)
- 二 四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一・二 (略)
- 三 募集(令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に

4 | (略)

(開示が行われている場合)

第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)
- 二 四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一・二 (略)
- 三 募集(令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより



該当することとなつた場合に限る。( )に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

三の二 売出し(令第一条の八の三に定める要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。( )に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該売出し

四・五 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合(法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第四号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。( )には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 4 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の

募集に該当することとなつた場合に限る。( )に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

(新設)

四・五 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合(法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。( )には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 4 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の

各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券である場合にあっては法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券である場合にあっては同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日）をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の前年及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額）（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項にお

各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあっては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあっては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日）をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の前年及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額）（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得

いて「時価総額」という。( )の合計を三で除して得た額をいう。  
。以下この項において同じ。( )が百億円以上であること。

ロ二 (略)

ホ 当該者が本邦において当該有価証券届出書の提出日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が百億円以上であること。

へ (略)

二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が同号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の同号イから二までのいずれかの場合に該当すること。

三 有価証券届出書を提出しようとする者が、指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、外国金融商品市場における基準時時価総額が千

た額をいう。以下この項において同じ。( )が百億円以上であること。

ロ二 (略)

ホ 一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付(以下この項において「特定格付」という。)が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること(これらの格付が公表されている場合に限る。 )。

へ (略)

二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イから二までのいずれかの場合に該当すること。

(新設)

億円以上であること。

四 第一号ホの場合に該当すること（前三号に該当する場合を除く）。

（コマースシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）  
第九条の五 コマースシャル・ペーパーの発行者が当該コマースシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該発行者が本邦において当該有価証券届出書の提出日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付されたコマースシャル・ペーパーの発行価額又は売出価額の総額が百億円以上である場合にも、法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準を満たすものとする。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券若しくは法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券の売出し又は次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

- 一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの
- 二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

三 第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く）。

（コマースシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）  
第九条の五 コマースシャル・ペーパーの発行者が当該コマースシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマースシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準を満たすものとする。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

- イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し
- ロ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し
  - (1) 当該有価証券の発行者の子会社又は主要株主
  - (2) 当該有価証券の発行者の役員又は発起人
  - (3) 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
  - (4) 当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては(1)から(3)までに掲げる者に類するもの
- ハ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的としてイの発行者及びロ(1)から(4)までに掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し
- ニ 有価証券の売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。)に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 (略)
- 二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 (略)
- (新設)

三・四 (略)

2 (略)

3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発行予定額又は発行残高の上限の増額

二・三 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第四項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)(に規定する保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)(のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十六において「短期外債」という。))とする。

二・三 (略)

2 (略)

3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発行予定額の増額

二・三 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第三項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)(に規定する保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)(のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十五の二において「短期外債」という。))とする。

一（四）（略）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号八に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号八に規定する条件が付されている場合 当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

三 当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

四 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価

一（四）（略）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十四条の十六第二項において同じ。）とする。

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、

額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に  
行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）  
に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額  
の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二（略）

2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事  
項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融  
商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引  
又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合  
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う  
方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方  
法

二（略）

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧  
誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二  
号口若しくは定義府令第十二条第一号口又は令第一条の八の二第  
一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の六第一号口  
に規定する条件が付されている場合には、その内容

四六（略）

3（略）

一億円とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二（略）

2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事  
項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融  
商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引  
又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（同条第四項  
に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を行う場合 当該  
取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法  
その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二（略）

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧  
誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二  
号口若しくは定義府令第十一条の三第一号口又は令第一条の八の  
二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の三第一  
号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

四六（略）

3（略）



(少数人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少数人数向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少数人数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の第七第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合  
当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

2 法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少数人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少数人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少数人数向け勧誘(他の者が行ったものを除く。)に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

(少数人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数人数向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少数人数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

2 法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(削る)

(少数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十六 令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(少数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十五の二 令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 法第二十三条の十四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める金額は、一億円(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額)とする。

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社(指定法人を含む。以下同じ。)が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行会社が当該外国金融商品取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下この号において同じ。))の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場

合に限る。)

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合(その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ハ イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者(認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)(又は金融商品仲介業者(法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。))が適格機関投資家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3 法第二十三条の第十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条の第十四第一項に規定する条件の内容

二 当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない

4 | 第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この

条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。

（）の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を

受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、  
文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに  
その旨を記録する方法)

ロ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル  
に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の  
閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えら  
れた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項  
を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は  
受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用  
に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方  
法）

ハ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交  
付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文  
書被交付者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備え  
られたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に  
供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下こ  
の条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を  
通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法  
により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて  
調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 | 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するもので

なければならぬ。

一 文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記載する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載

事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者が



(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)

第十五条の四 令第三条の六第四項及び第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数とする。

一・二 (略)

三 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者(当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項(法第三十四条の四第六項で準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者であることを当該発行者が知っている者に限る。)の数

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類(同号八に掲げる書類がない場合には、こ

ら書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)

第十五条の四 令第三条の六第四項及び第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数とする。

一・二 (略)

三 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者(当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項(法第三十四条の四第四項で準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者であることを当該発行者が知っている者に限る。)の数

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類(前号八に掲げる書類がない場合には、こ

れらに準ずる書類)

口・八 (略)

2 } 6 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の第五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二十四条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五

れらに準ずる書類)

口・八 (略)

2 } 6 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の第五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。))、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二十四条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦

十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条

第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下こ

の号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売価額の

総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始され

た場合

イ又（略）

二丁十九（略）

3（略）

4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 第二項第二号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に提出する臨時報告書 前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、同号イ中「募集又は売出し」とあるのは、「又は取得」と読み替えるものとする。）

5 9（略）

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（こ

以外の地域において開始された場合

イ又（略）

二丁十九（略）

3（略）

4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 第二項第二号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に提出する臨時報告書 前号イ及びロに掲げる書類（この場合において、前号イ中「募集又は売出し」とあるのは、「又は取得」と読み替えるものとする。）

5 9（略）

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。

これらの規定を法第二十四条の二第二項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。（）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法

は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等（目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等（目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル（専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者フ

は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等（目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等（目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル（専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者フ

ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

八・二（略）

二（略）

3 前項各号に掲げる方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二 前項第一号イ、八及び二に掲げる方法（目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたとき

ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

八・二（略）

二（略）

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二 前項第一号イ、八及び二に規定する方法（目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に規定する方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたとき

は、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。口において同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくは口若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号八に掲げる方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

口（略）

五 前項第一号二に掲げる方法であつて、前号イに掲げる基準に該当する場合には、同号イの期間を経過するまでの間において、第三号の規定により目論見書被提供者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した目論見書被提供者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた目論見書被提供者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

4・5（略）

は、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。口において同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の承諾（第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、口若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号八に規定する方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

口（略）

五 前項第一号二に規定する方法であつて、前号イに掲げる基準に該当する場合には、前号イの期間を経過するまでの間において、第三号の規定により目論見書被提供者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した目論見書被提供者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた目論見書被提供者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

4・5（略）

6 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)(において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)(に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

6 第一項の規定による承諾を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項において同じ。)(において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)(を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)(において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)(に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの



イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

3・4（略）

5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる方法のうち文書交付者が使用するもの

二（略）

6 第一項の規定による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記

イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

3・4（略）

5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二（略）

6 第一項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供

載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(削る)

を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第二十三条の四 第二十三条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

# 企業内容等の開示に関する内閣府令

## 改正案

## 現行

第二号様式	第二号様式
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～h (略)</p> <p>i 届出書の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(9)～(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要 a・b (略)</p> <p>c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目(収益に関する項目等。dにおいて同じ。)と連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等。dにおいて同じ。)を記載すること。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第73号。以下この(30)において「改正府令」という。)第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第83条の規定若しくは改正府令附則第2条第2項若しくは第3項の規定又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定若しくは改正府令第10条の規定による改正前の同項の規定により連結財務諸表を作成した提出会社(dにおいて「米国基準適用会社」という。)が指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</p> <p>d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(連結財務諸表規則(第七章を除く。))により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。)を(60)のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。</p> <p>また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、提出会社が米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。</p> <p>(31)～(87) (略)</p>	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～h (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)～(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要 a・b (略)</p> <p>c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目(収益に関する項目等。dにおいて同じ。)と連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等。dにおいて同じ。)を記載すること。</p> <p>d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(連結財務諸表規則(第七章を除く。))により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。)を(60)のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。</p> <p>また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。</p> <p>(31)～(87) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式 a～f (略)</p> <p>g. 届出書の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(2)～(14) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式 a～f (略) (新設)</p> <p>(2)～(14) (略)</p>

改正案	現行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～h (略)</p> <p>⌊ 届出書の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(9)～(59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～h (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)～(59) (略)</p>

改正案	現行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 新規発行株式 a～g (略)</p> <p>h 届出書の対象とした募集が定義府令第9条第5号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(11)～(69) (略)</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 新規発行株式 a～g (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(11)～(69) (略)</p>

# 改正案

# 現 行

第十一号様式	第十一号様式
<p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】(1)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(2)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(3)</p> <p>【発行予定期間】(4)</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】(5)</p> <p>【安定操作に関する事項】(6)</p> <p>【縦覧に供する場所】(7)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>発行登録書</p> <p>財務(支)局長</p> <p>平成 年 月 日</p> <hr/> <p>発行登録番号</p> <p>提出書類</p> <p>提出先</p> <p>提出日</p> <p>会社名(1)</p> <p>英訳名</p> <p>代表者の役職氏名(2)</p> <p>本店の所在の場所</p> <p>電話番号</p> <p>事務連絡者氏名</p> <p>最寄りの連絡場所</p> <p>電話番号</p> <p>事務連絡者氏名</p> <p>発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類(3)</p> <p>発行予定期間(4)</p> <p>発行予定額(5)</p> <p>安定操作に関する事項(6)</p> <p>縦覧に供する場所(7)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行予定額</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>
<p>この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年 月 日(平成 年 月 日)まで</p> <p>を経過する日(平成 年 月 日)まで</p> <p>名称</p> <p>(所在地)</p>	<p>この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年 月 日(平成 年 月 日)まで</p> <p>を経過する日(平成 年 月 日)まで</p> <p>名称</p> <p>(所在地)</p>







# 改 正 案

第十一号の三様式

【表紙】  
 【提出書類】 訂正発行登録書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(1) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の提出日】 平成 年 月 日  
 【発行登録書の効力発生日】 平成 年 月 日  
 【発行登録書の有効期限】 平成 年 月 日  
 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行予定額又は発行残高の上限】 \_\_\_\_\_ 円  
 【発行可能額】 \_\_\_\_\_ 円  
 【効力停止期間】(2) \_\_\_\_\_  
 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日(提出日)から平成 年 月 日までである。  
 【提出理由】(3) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_  
 (記載上の注意)  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 提出理由  
 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。  
 (a) (略)  
 (b) 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。  
 (c) 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。  
 (d)~(f) (略)  
 (4)・(5) (略)

# 現 行

第十一号の三様式

【表紙】  
 【提出書類】 訂正発行登録書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(1) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の提出日】 平成 年 月 日  
 【発行登録書の効力発生日】 平成 年 月 日  
 【発行登録書の有効期限】 平成 年 月 日  
 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行予定額】 \_\_\_\_\_ 円  
 【発行残額】 \_\_\_\_\_ 円  
 【効力停止期間】(2) \_\_\_\_\_  
 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日(提出日)から平成 年 月 日までである。  
 【提出理由】(3) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_  
 (記載上の注意)  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 提出理由  
 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。  
 (a) (略)  
 (b) 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなった。(新設)  
 (c)~(e) (略)  
 (4)・(5) (略)

# 改 正 案

第十二号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 財務(支)局長  
 平成 年 月 日  
 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(1) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出)金額】(2) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(3) \_\_\_\_\_

提出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 効力発生日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 有効期限 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 発行登録番号 \_\_\_\_\_  
 発行予定額又は発行残高の上限(円) \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(4)

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実 績 合 計 額 (円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) \_\_\_\_\_ 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			償還総額(円)		減額総額(円)	

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

# 現 行

第十二号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 財務(支)局長  
 平成 年 月 日  
 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(1) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出)金額】(2) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(3) \_\_\_\_\_

提出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 効力発生日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 有効期限 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 発行登録番号 \_\_\_\_\_  
 発行予定額(円) \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(4)

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実 績 合 計 額 (円)			減額総額(円)	

【残額】(5) (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(5)	【縦覧に供する場所】(6)
<p>名称 (所在地)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(6)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(8)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>名称 (所在地)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(8)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(9)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(5) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>

# 改 正 案

# 現 行

<p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【発行登録追補書類 提出先】 _____ 財務(支)局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 _____</p> <p>【提出日】 _____</p> <p>【会社名】 _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(1) _____</p> <p>【今回の募集(売出)金額】(2) _____</p> <p>【発行登録書の内容】(3) _____</p> <p>提出日 _____</p> <p>効力発生日 _____</p> <p>有効期限 _____</p> <p>発行登録番号 _____</p> <p>発行予定額又は発行残高の上限(円) _____</p> <p>残額又は残高(円) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】(4) _____ 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【発行登録追補書類 提出先】 _____ 財務(支)局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 _____</p> <p>【提出日】 _____</p> <p>【会社名】 _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(1) _____</p> <p>【今回の募集(売出)金額】(2) _____</p> <p>【発行登録書の内容】(3) _____</p> <p>提出日 _____</p> <p>効力発生日 _____</p> <p>有効期限 _____</p> <p>発行登録番号 _____</p> <p>発行予定枠(円) _____</p> <p>発行残高(円) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】(4) _____ 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>
--	---



<p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(削る)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(5) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p>
--	--

改正案

現行

<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(2)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(3)</p> <p>【発行予定期間】(4)</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】(5)</p> <p>【安定操作に関する事項】(6)</p> <p>【縦覧に供する場所】(7)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(2)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(3)</p> <p>【発行予定期間】(4)</p> <p>【発行予定額】(5)</p> <p>【安定操作に関する事項】(6)</p> <p>【縦覧に供する場所】(7)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行予定額</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>
--	---

発行登録書  
関東財務局長  
平成 年 月 日

発行登録書  
関東財務局長  
平成 年 月 日

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで

名称  
(所在地)

名称  
(所在地)



## 改 正 案

第十四号の二様式

【表紙】  
 訂正発行登録書  
 関東財務局長  
 平成 年 月 日

【提出書類】  
 訂正発行登録書

【提出先】  
 関東財務局長

【提出日】  
 平成 年 月 日

【会社名】  
 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】  
 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】  
 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】  
 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】  
 \_\_\_\_\_

【電話番号】  
 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】  
 \_\_\_\_\_

【連絡場所】  
 \_\_\_\_\_

【電話番号】  
 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】  
 \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	
発行可能額	

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。

【提出理由】  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 （所在地） \_\_\_\_\_

（記載上の注意）  
 （略）

## 現 行

第十四号の二様式

【表紙】  
 訂正発行登録書  
 関東財務局長  
 平成 年 月 日

【提出書類】  
 訂正発行登録書

【提出先】  
 関東財務局長

【提出日】  
 平成 年 月 日

【会社名】  
 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】  
 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】  
 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】  
 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】  
 \_\_\_\_\_

【電話番号】  
 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】  
 \_\_\_\_\_

【連絡場所】  
 \_\_\_\_\_

【電話番号】  
 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】  
 \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	
残額	

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。

【提出理由】  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 （所在地） \_\_\_\_\_

（記載上の注意）  
 （略）

改正案

現行

<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（１）</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】（２）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部・第二部（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十四号様式に準じて記載すること。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２） <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> 本発行登録に基づき募集又は売出しすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>（３）（略）</p>	<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（１）</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行限度額】（２）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部・第二部（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十四号様式に準じて記載すること。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２） <u>発行限度額</u> 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の上限額を記載すること。</p> <p>（３）（略）</p>
--	--



【縦覧に供する場所】(5)	【縦覧に供する場所】(6)
<p>名称 (所在地)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(6)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(8)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録書において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。</p> <p>(割る)</p>	<p>名称 (所在地)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(8)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(9)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録書において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(5) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載す</p>

<p>(5)~(8) (略)</p>	<p>(6)~(9) (略)</p> <p>ること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付け た際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行 価額又は売価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に 換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。</p>
--------------------	--



<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(5) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。</p>
--	---

三 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>五～二十八 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>五～二十八 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 (略)</p>



一の二 募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

一の三 売出し（第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

二丁五（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）  
第一条の三 その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当

一の二 募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

（新設）

二丁五（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）  
第一条の三 その有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につ

該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第一条の三の二 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第一条の五 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で外国債等に該当するものとする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第一条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一～三（略）

き、当該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（新設）

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第一条の五 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第一号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で外国債等に該当するものとする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第一条の六 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一～三（略）

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の前二年内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。第二条第三項及び第八条の二において同じ。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第一条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である外国債等とする。

(有価証券通知書)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の前二年内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。の）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十一条の十五第二項第二号口及び第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第一条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である外国債等とする。

(有価証券通知書)

第二条 (略)

2 (略)

(新設)

各号に掲げる者とする。

一 当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者

二 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等

三 当該有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

4 | (略)

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三 (略)

3 | (略)

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三 (略)

(有価証券届出書の記載内容等)

第五条 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者は、第二号様式により有価証券届出書三通を作成し、関東財務局長(金融庁長官)による法第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十一条の三、第十一条の七、第十一条の八、第十一条の十第一項、第十三条第一項、第十四条の四第一項及び第十六条の二を除き、以下同じ。)(に提出しなければならない。

(参照方式による有価証券届出書)

第六条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額が百億円以上であることと

(有価証券届出書の記載内容等)

第五条 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者は、第二号様式により有価証券届出書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(参照方式による有価証券届出書)

第六条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。  
一 当該発行者が、本邦において有価証券届出書を提出することと

する。

より発行した債券の券面総額が百億円以上であること。

二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたもののいずれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第八条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

第八条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの  
二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し

ロ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者

等が行う当該有価証券の売出し

八 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

（訂正発行登録書の提出事由等）

第十一条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 （略）

二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

三・四 （略）

2 （略）

3 法第二十七条において準用する法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 発行予定額又は発行残高の上限の増額

二・三 （略）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

等が行う当該有価証券の売出し

八 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

（訂正発行登録書の提出事由等）

第十一条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 （略）

（新設）

二・三 （略）

2 （略）

3 法第二十七条において準用する法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 発行予定額の増額

二・三 （略）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十三 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三  
第一項に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関する法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号八に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号八に規定する条件が付されている場合 当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

三 当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

四 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満

第十一条の十三 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三  
第一項に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十一条の十五第二項において同じ。）とする。

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関する法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。



となる場合とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十一条の十三の二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

- 一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合  
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二・三 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十二条第一号口又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の六第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十一条の十三の二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

- 一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等(同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号において同じ。)を行う場合  
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二・三 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十一条の三第一号口又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の三第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等の有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。次項及び次条第一項において同じ。）について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五・六（略）

3（略）

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三第四項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（同項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の七第一項に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 当該有価証券が定義府令第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五・六（略）

3（略）

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三第四項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘（同項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 当該有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（削る）

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十一条の十五 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十四第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二十一条に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第十二条に規定する金融商品仲介業者をいう。次号八において同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行

う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

二 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十四第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条の第十四第一項に規定する条件の内容

二 当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当しない旨

4 第二項第一号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送

信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて

調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 | 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 | 文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 | 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記載する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 | 前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四 | 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若し

くは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの



二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2～7 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2～7 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者)

以下この条において「目論見書提供者」という。( )において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。 )に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。 )の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。 )の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。 )を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。 )の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項(以下この条において「記載事項」という。 )を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける

以下この条において「目論見書提供者」という。( )において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。 )に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。 )の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。 )の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。 )を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。 )の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項(以下この条において「記載事項」という。 )を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける

旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ・ニ (略)

二 (略)

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ・ニ (略)

二 (略)

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(イ) 前項第一号八に掲げる方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(ロ) 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ (略)

五 前項第一号二に掲げる方法であつて、前号イに掲げる基準に該当する場合には、同号イの期間を経過するまでの間において、第

三 前項第一号二に規定する方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の承諾（第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(イ) 前項第一号八に規定する方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(ロ) 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ (略)

五 前項第一号二に規定する方法であつて、前号イに掲げる基準に該当する場合には、前号イの期間を経過するまでの間において、第

二号の規定により目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した目論見書被提供者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた目論見書被提供者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

4 (略)

5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第二項各号に掲げる方法のうち目論見書被提供者が使用するもの
- 二 (略)

6 第一項の規定による同意を得た目論見書被提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の三 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する

第三号の規定により目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した目論見書被提供者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた目論見書被提供者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

4 (略)

5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち目論見書被提供者が使用するもの
- 二 (略)

6 第一項の規定による承諾を得た目論見書被提供者は、当該目論見書被提供者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の第十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項にお

書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による方法）

（以下同じ。）において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による方法）

る提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

二 (略)

3・4 (略)

5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる方法のうち文書交付者が使用するもの

二 (略)

6 第一項の規定による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(削る)

る提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

二 (略)

3・4 (略)

5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二 (略)

6 第一項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十八条の四 第十八条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号口及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面に限る。)において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第十八条の二第三項第四号

中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。



三 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

改正案	現行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者の名称】</p> <p>【代表者の役職氏名】(1)</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(2)</p> <p>【住所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【住所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集又は売出し】</p> <p>【発行予定期間】(3)</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】(4)</p> <p>【縦覧に供する場所】(5)</p> <p>第一部・第二部(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者の名称】</p> <p>【代表者の役職氏名】(1)</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(2)</p> <p>【住所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【住所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集又は売出し】</p> <p>【発行予定期間】(3)</p> <p>【発行予定額】(4)</p> <p>【縦覧に供する場所】(5)</p> <p>第一部・第二部(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行予定額</p> <p>a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

# 改 正 案

# 現 行

第七号様式

【表紙】  
 【提出書類】 訂正発行登録書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日

【発行者の名称】  
 【代表者の役職氏名】(1)  
 【代理人の氏名又は名称】(2)  
 【住所】  
 【電話番号】  
 【事務連絡者氏名】  
 【住所】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日	
効力発生日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
発行登録番号		
発行予定額又は発行残高の上限		
発行可能額		

【効力停止期間】(3) この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日(提出日)から平成 年 月 日までである。

【提出理由】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(5) \_\_\_\_\_  
 (記載上の注意)  
 (1)~(3) (略)  
 (4) 提出理由  
 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。  
 a (略)  
 b 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。  
 c 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。  
 d~f (略)  
 (5)・(6) (略)

第七号様式

【表紙】  
 【提出書類】 訂正発行登録書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日

【発行者の名称】  
 【代表者の役職氏名】(1)  
 【代理人の氏名又は名称】(2)  
 【住所】  
 【電話番号】  
 【事務連絡者氏名】  
 【住所】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日	
効力発生日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
発行登録番号		
発行予定額		
残額		

【効力停止期間】(3) この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日(提出日)から平成 年 月 日までである。

【提出理由】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(5) \_\_\_\_\_  
 (記載上の注意)  
 (1)~(3) (略)  
 (4) 提出理由  
 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。  
 a (略)  
 b 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。  
 (新設)  
 c~e (略)  
 (5)・(6) (略)



<p>第一部 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【その他の記載事項】(5)</p> <p>第二部【参照情報】(6)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(3) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第一部 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【その他の記載事項】(6)</p> <p>第二部【参照情報】(7)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(3) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(4) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>
--	--



<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(3) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(別る)</p>	<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(3) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(4) 残額 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p>
---	--

四 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二の三 (略)</p> <p>三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 <u>ロ</u>に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）<u>第二十条第十項に規定する特定約束手形及び第八条第二号に掲げる有価証券をいう。</u></p> <p><u>ロ</u> 特定内国資産流動化証券 <u>法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 特定外国資産流動化証券 <u>法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。</u></p> <p>三の二～六の二 (略)</p> <p>七 内国特定有価証券 <u>第二号の二、第三号イ及びロ、第三号の二イ、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第五号イ並びに第五号の二イに掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二の三 (略)</p> <p>三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 <u>法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）<u>第二十条第十項に規定する特定約束手形並びに第八条第二号に掲げる有価証券をいう。</u></u></p> <p>(新設)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三の二～六の二 (略)</p> <p>七 内国特定有価証券 <u>第二号の二、第三号イ、第三号の二イ、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第五号イ及び第五号の二イに掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証</u></p>

る有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号八及び二、第三号の二口、第四号口、第四号の二口、第四号の三口、第四号の四、第五号口並びに第五号の二口に掲げる有価証券並びに第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。

九～十一（略）

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十三～二十九（略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類

券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号口、第三号の二口、第四号口、第四号の二口、第四号の三口、第四号の四、第五号口及び第五号の二口に掲げる有価証券並びに第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。

九～十一（略）

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十三～二十九（略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類



の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ（略）

三丁五（略）

（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）

第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、法第四十三条の三第一項の規定により金銭その他の保証金を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百三十三条第一項第一号に定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託に係る信託の受益権とする。

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一（略）

二 募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集

の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ（略）

三丁五（略）

（新設）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一（略）

二 募集（令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより

に該当することとなった場合に限る。( )に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。 )の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二の二 売出し(令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限る。 )に係る有価証券の売価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。 )が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等(他の者が行ったものを除く。 )が行われた同種の既発行証券(令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。 )の売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

三丁六 (略)

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)  
第三条 その有価証券発行勧誘等(法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。 )が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。 )に該当する特定有価証券(次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。 )を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理

募集に該当することとなった場合に限る。( )に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

(新設)

三丁六 (略)

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)  
第三条 その有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。 )が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条第二項本文において同じ。 )に該当する特定有価証券(次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。 )を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券

する権限を有するもの（同条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第三条の二 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第四条の二 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第四条の三 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有

券の発行者を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（新設）

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第四条の二 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第四条の三 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で特定有

価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第五条第三項及び第十四条において同じ。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。）を除く。）の数

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第四条の五 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十條の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券とする。

(有価証券通知書)

価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十一条第二項第三号口及び第二十五条第四項において同じ。）を除く。）の数

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第四条の五 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券とする。

(有価証券通知書)

第五条 (略)

2 (略)

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者

二 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等

三 当該有価証券の売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。 ) に該当する金融商品取引業者等

4 (略)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。 ) について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受け

第五条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。 ) について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けて

ている者である場合を除く。）

二（略）

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長（金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の第二項若しくは第二十四条の第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含

いる者である場合を除く。）

二（略）

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

む。(若しくは第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十八条、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の八第一項、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十七条の四第一項及び第三十条を除き、以下同じ。))に提出しなければならない。

一〇十六 (略)

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権(定義府令第十四条第二項第二号八及び同条第三項第一号八に掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条第二項において同じ。)であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託行為の効力が生ずるときにおける委託者(以下この項において「当初委託者」という。)(「と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて

一〇十六 (略)

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権(定義府令第十四条第二項第二号八及び同条第三項第一号八に掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条第二項において同じ。)であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託行為の効力が生ずるときにおける委託者(以下この項において「当初委託者」という。)(「と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて

、同項の規定を適用する。

(組込方式による有価証券届出書)

第十一条の二 (略)

2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

一 国内投資証券 第七号の三様式

二 外国投資証券 第八号様式

三 特定国内資産流動化証券 第八号の二様式

四 特定外国資産流動化証券 第八号の三様式

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一 国内投資証券 第四号の三の二様式

二 外国投資証券 第四号の四の二様式

三 特定国内資産流動化証券 第五号の二の二様式

四 特定外国資産流動化証券 第五号の三の二様式

(参照方式による有価証券届出書)

、同項の規定を適用する。

(組込方式による有価証券届出書)

第十一条の二 (略)

2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、国内投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、国内投資証券の発行者にあつては第四号の三の二様式、外国投資証券の発行者にあつては第四号の四の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

(参照方式による有価証券届出書)



<p>第十一條の三 法第五條第五項において準用する同條第四項各号（これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五條第五項において準用する同條第四項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 内国投資証券 第四号の三の三様式</li> <li>二 外国投資証券 第五号様式</li> <li>三 特定内国資産流動化証券 第五号の二の三様式</li> <li>四 特定外国資産流動化証券 第五号の三の三様式</li> </ul> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五條第五項において準用する同條第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 内国投資証券 第七号の三様式</li> <li>二 外国投資証券 第八号様式</li> <li>三 特定内国資産流動化証券 第八号の二様式</li> <li>四 特定外国資産流動化証券 第八号の三様式</li> </ul> <p>4 法第五條第五項において準用する同條第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しよう</li> </ul>	<p>第十一條の三 法第五條第五項において準用する同條第四項各号（これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、内国投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第五号様式により有価証券届出書を作成することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五條第五項において準用する同條第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。</p> <p>4 法第五條第五項において準用する同條第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この項において「上</p>
--	---

とする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この号において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この号において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなつた日）をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この号において「算定基準日」という。）（以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下このイにおいて同じ。）における売

場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなつた日）をいう。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）（以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」とい

買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下このイ及びロにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の二日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ハ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前日の日後の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

二 当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、三

う。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前日の日後の二日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

三 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前日の日後の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

四 当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前日の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前日の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億

年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ 当該有価証券届出書の提出日以前五年間において、当該者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された内国投資証券又は外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額が百億円以上であること。

二 特定内国資産流動化証券又は特定外国資産流動化証券 有価証券届出書の提出日以前五年間において、当該有価証券届出書を出しよととする者が、本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された特定内国資産流動化証券又は特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が百億円以上であること。

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同

円以上であること。

五 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により、当該者が既に発行した内国投資証券又は外国投資証券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この号において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した内国投資証券若しくは外国投資証券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする内国投資証券若しくは外国投資証券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券

一 種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 国内特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

（次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議、投資主総会の決議若しくは組合員総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し若しくは当該組合員総会の議事録の写し又はこれらに類する書面

ハ（略）

二 第四号の三の二様式及び第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ（略）

四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 前号イから二までに掲げる書類

五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号

について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 国内特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場（第四号の三の二様式及び第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

イ（略）

ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議、投資主総会の決議又は組合員総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員総会の議事録の写し

ハ（略）

二 第四号の三の二様式により作成された有価証券届出書

イ・ロ（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ（略）

（新設）

四 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場（第四号の四の二様式及び第五号様式により作成された有価証

の三の様式により作成された有価証券届出書を除く。 ) 次に掲げる書類

イ 二 (略)

ホ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

六 第四号の四の様式及び第五号の三の様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 前号ロからホまでに掲げる書類

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 二 (略)

八 第五号の三の様式により作成された有価証券届出書 前号イからハまでに掲げる書類

2 (略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの  
二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し

券届出書を除く。 )

イ 二 (略)

(新設)

五 第四号の四の様式により作成された有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 前号ロからニまでに掲げる書類

六 第五号様式により作成された有価証券届出書

イ 二 (略)

(新設)

2 (略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

ロ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

ハ 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 内国投資信託受益証券 第二十五号様式により記載すべき事項
- 二 外国投資信託受益証券 第二十五号の二様式により記載すべき事項

三丁十六（略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 内国投資信託受益証券 第四号様式第一部及び第二部に掲げる事項
- 二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項

三丁十六（略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券(内国投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券)以下この項及び第十六条の二において「投資信託受益証券」という。)に限る。)の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

ロ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合(イに掲げる事項を記載している場合を除く。)には、当該届出がその効力を生じている旨

ハ 水 (略)

ヘ 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合には、内国投資証券にあつては第十二条第一項第三号八からホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第七号八及び二に掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券(投資信託受益証券に限

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

(新設)

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ 二 (略)

ホ 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合には、内国投資証券にあつては第十二条第一項第三号八からホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第六号八及び二に掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

(新設)



る。( )の募集又は売出しに關し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無(当該効力が生じていない場合においては、当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨を含む。)を確認する方法

ロ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合(イに掲げる事項を記載している場合を除く。)には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ハ (略)

二 前号ハからヘまでに掲げる事項

2 前項第一号へに掲げる事項(同項第二号に掲げる届出仮目論見書に記載するものを含む。)は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ②(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ (略)

ハ 前号ロからホまでに掲げる事項

2 前項第一号ホに掲げる事項(同項第二号において引用する場合を含む。)は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ②(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ二（略）

ホ 前条第一項第一号へに掲げる事項

二（略）

2 前項第一号ホに掲げる事項（同項第二号に掲げる届出仮目論見書に記載するものを含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 内国投資信託受益証券 第四号様式に掲げる事項（同様式第三部の第2及び第3に掲げる事項を除く。）

二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式に掲げる事項（同様式第三部の第2から第5までに掲げる事項を除く。）

三・四（略）

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

イ二（略）

ホ 前条第一項第一号ホに掲げる事項

二（略）

2 前項第一号ホに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 内国投資信託受益証券 第四号様式第三部に掲げる事項

二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式第三部に掲げる事項

三・四（略）

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券(投資信託受益証券に限る。)(の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

ロ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合(イに掲げる事項を記載している場合を除く。)(には、当該届出がその効力を生じている旨

ハ・二 (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券(投資信託受益証券に限る。)(の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無(当該効力が生じていない場合においては、当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨を含む。)(を確認する方法

ロ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われて

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

(新設)

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

(新設)

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われて

いる場合（イ）に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

八（略）

二 前号八及び二に掲げる事項

（発行登録書の記載内容等）

第十八条 法第二十三条の第三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二（略）

三 特定内国資産流動化証券 第十五号の二様式

四 特定外国資産流動化証券 第十六号の二様式

2 法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 第十五号の三様式

二 第十八条の七の二に規定する短期外債（資産流動化法に規定する特定社債のうち、同条各号に掲げる要件のすべてに該当するも

いる場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ（略）

八 前号ロ及び八に掲げる事項

（発行登録書の記載内容等）

第十八条 法第二十三条の第三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二（略）

（新設）

（新設）

2 法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 第十五号の二様式

二 短期外債（第十八条の七の二に規定するものをいう。） 第十六号の二様式

のを除く。) 第十六号の二様式

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書  
次に掲げる書類

イ 二 (略)

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書  
次に掲げる書類

イ 二 (略)

三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 定款(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 第一号ロ及び八に掲げる書類

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 第二号ロから二までに掲げる書類

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書

イ 二 (略)

二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書

イ 二 (略)

(新設)

(新設)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

<p>一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し</p> <p>二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類 イ 八 (略)</p> <p>三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面</p> <p>四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類 イ 前号に掲げる書類 ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類</p> <p>3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。</p> <p>(訂正発行登録書の提出事由等)</p> <p>第十八条の三 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生</p>	<p>一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し</p> <p>二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書 イ 八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 第一項第二号イからニまで及び前項第二号イからハまでに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。</p> <p>(訂正発行登録書の提出事由等)</p> <p>第十八条の三 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

したこと。

三 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。

四 (略)

2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 内国投資証券 第十七号様式

二 外国投資証券 第十八号様式

三 特定内国資産流動化証券 第十七号の二様式

四 特定外国資産流動化証券 第十八号の二様式

3 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 発行予定額又は発行残高の上限の増額

二・三 (略)

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十八条の五 法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により発行登録を取り下げようとする発行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長

(新設)

二 (略)

2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。)は、内国投資証券の発行者にあつては第十七号様式、外国投資証券の発行者にあつては第十八号様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

3 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 発行予定額の増額

二・三 (略)

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十八条の五 法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により発行登録を取り下げようとする発行登録者は、内国投資証券の発行者にあつては第十九号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十号様式により発行登録取下届出

に提出しなければならない。

- 一 内国投資証券 第十九号様式
- 二 外国投資証券 第二十号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第十九号の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第二十号の二様式

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十八条の六 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けよととする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 内国投資証券 第二十一号様式
- 二 外国投資証券 第二十二号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第二十一号の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第二十二号の二様式

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。)) 第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(社債等振替法第百十八条にお

書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十八条の六 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けよととする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、内国投資証券の発行者にあつては第二十一号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十二号様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。)) 第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(社債等振替法第百十八条にお



て準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十一条において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 内国投資証券 第二十三号様式
- 二 外国投資証券 第二十四号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第二十三号の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第二十四号の二様式

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除

て準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十条の二において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国投資証券の発行者にあっては第二十三号様式、外国投資証券の発行者にあっては第二十四号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除

く。( )を添付しなければならない。

一 内国投資証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

二 外国投資証券の発行者 次に掲げる書類

イハ (略)

三 特定内国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類

イ 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面

ロ 第一号ロに掲げる書類

四 特定外国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

3 前項第二号イ及びロ並びに第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4・5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

く。( )を添付しなければならない。

一 内国投資証券の発行者

イ・ロ (略)

二 外国投資証券の発行者

イハ (略)

(新設)

(新設)

3 前項第二号イ又はロに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4・5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

- 一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
  - イ 八 (略)
  - 二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
  - イ 二 (略)
  - 三 第二十一号の様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
    - イ 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面
    - ロ 第一号ロに掲げる書類
    - 四 第二十二号の様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類
      - イ 前号イ及びロに掲げる書類
      - ロ 第二号ロから二までに掲げる書類
  - 2 前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
- (適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)
- 第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘

- 一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類
  - イ 八 (略)
  - 二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類
  - イ 二 (略)
  - (新設)
  - (新設)
  - 2 前項第二号イから二までに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
- (適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)
- 第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行

等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関する法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号八に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該特定有価証券の有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号八に規定する条件が付されている場合 当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

三 当該特定有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

四 当該特定有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

う者及び当該適格機関投資家向け勧誘等に係る特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第二十一条第二項において同じ。）とする。

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関する法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該特定有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該特定有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

- 一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合  
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二・三 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

- 三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十二条第一号口又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の六第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

四〇六 (略)

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

- 一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を行う場合  
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二・三 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

- 三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十一条の三第一号口又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の三第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

四〇六 (略)

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少数人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少数人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該特定有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の七第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

三 当該特定有価証券が第一条第五号又は第五号の二に掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少数人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少数人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少数人数向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が少数人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少数人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該特定有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

三 当該特定有価証券が第一条第五号又は同条第五号の二に掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

(削る)

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十一条 令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十條の二 令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該特定有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行者が当該外国金融商品取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下この号において同じ。)の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ロ 当該特定有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、か

つ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ イ又はロに掲げる場合のほか当該特定有価証券の発行された国の法令において、当該特定有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとに継続してイ又はロに定める当該特定有価証券の内容等の開示に関する書類に準じた書類を開示すべきこととなつている場合

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）<sup>イ</sup>、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）<sup>イ</sup>又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）<sup>イ</sup>が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）<sup>イ</sup>を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には



- 、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。
- 三 次のいずれかの場合に該当すること。
- イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合
- ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）
- ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）
- 3 法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第三十二条の三第一項及び第三十二条の四において同じ。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。
- 一 法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容
- 二 当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない
- 4 第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する

文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）（の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項）以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

その旨を記録する方法)

ロ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

5 | 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 | 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記

録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、八及び二に規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記載する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に規定する方法については、文書被交付者フ

イルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を

電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ〜ヘ (略)

ト 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ〜ヌ (略)

二 (略)

5〜7 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券

イ〜ヘ (略)

ト 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ〜ヌ (略)

二 (略)

5〜7 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者

(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける

(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける

旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ・ニ (略)

二 (略)

3 前項各号に掲げる方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ・ニ (略)

二 (略)

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。



三 前項第一号二に掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号八に掲げる方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ (略)

五 前項第一号二に掲げる方法であつて、前号イに掲げる基準に該当する場合には、同号イの期間を経過するまでの間において、第

三 前項第一号二に規定する方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の承諾（第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号八に規定する方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ (略)

五 前項第一号二に規定する方法であつて、前号イに掲げる基準に該当する場合には、前号イの期間を経過するまでの間において、第

二号の規定により目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した目論見書被提供者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた目論見書被提供者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

4・5 (略)

6 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 法第二十七条の三十の九第二項において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより「文書交付者」という。( )において、第五項で定めるところにより「文書被交付者」という。( )に対し、次項各号に掲げる方法(以下こ

第三号の規定により目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した目論見書被提供者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた目論見書被提供者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

4・5 (略)

6 第一項の規定による承諾を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項において同じ。 )において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。 )において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受

の条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 (略)

3～5 (略)

けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 (略)

3～5 (略)

6 第一項の規定による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(削る)

6 第一項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十二条の四 第三十二条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号口及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面に限る。)において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第三十二条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

## 四 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

改正案	現行
<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】            【提出書類】            【提出先】            【提出日】            【発行者名】            【代表者の役職氏名】            【本店の所在の場所】            【事務連絡者氏名】            【連絡場所】            【電話番号】            第一部 【募集（売出）要項】            第1 【社債（短期外債を除く。）】                1～24（略）            第2（略）            第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】                1～10（略）            第4・第5（略）            第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2）            第1 【社債（短期外債を除く。）】                1～15（略）            第2（略）            第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】                1～7（略）            （記載上の注意）            （略）</p>	<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】            【提出書類】            【提出先】            【提出日】            【発行者名】            【代表者の役職氏名】            【本店の所在の場所】            【事務連絡者氏名】            【連絡場所】            【電話番号】            第一部 【募集（売出）要項】            第1 【社債】                1～24（略）            第2（略）            第3 【コマーシャル・ペーパー】                1～10（略）            第4・第5（略）            第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2）            第1 【社債】                1～15（略）            第2（略）            第3 【コマーシャル・ペーパー】                1～7（略）            （記載上の注意）            （略）</p>

改正案

現行

<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p>(1)【ファンドの目的及び基本的性格】(12)</p> <p>(2)【ファンドの沿革】(13)</p> <p>(3)【ファンドの仕組み】(14)</p> <p>2【投資方針】</p> <p>(1)【投資方針】(15)</p> <p>(2)【投資対象】(16)</p> <p>(3)【運用体制】(17)</p> <p>(4)【分配方針】(18)</p> <p>(5)【投資制限】(19)</p> <p>3【投資リスク】(20)</p> <p>4【手数料等及び税金】(21)</p> <p>(1)【申込手数料】(22)</p> <p>(2)【換金(解約)手数料】(23)</p> <p>(3)【信託報酬等】(24)</p> <p>(4)【その他の手数料等】(25)</p> <p>(5)【課税上の取扱い】(26)</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【投資状況】(27)</p> <p>(2)【投資資産】</p> <p>【投資有価証券の主要銘柄】(28)</p> <p>【投資不動産物件】(29)</p> <p>【その他投資資産の主要なもの】(30)</p> <p>(3)【運用実績】(31)</p> <p>【純資産の推移】(32)</p> <p>【分配の推移】(33)</p> <p>【収益率の推移】(34)</p> <p>(4)【設定及び解約の実績】(35)</p> <p>第2【管理及び運営】</p> <p>1【申込(販売)手続等】(36)</p> <p>2【換金(解約)手続等】(37)</p> <p>3【資産管理等の概要】</p> <p>(1)【資産の評価】(38)</p> <p>(2)【保管】(39)</p> <p>(3)【信託期間】(40)</p> <p>(4)【計算期間】(41)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p>(1)【ファンドの目的及び基本的性格】(12)</p> <p>(2)【ファンドの仕組み】(13)</p> <p>2【投資方針】</p> <p>(1)【投資方針】(14)</p> <p>(2)【投資対象】(15)</p> <p>(3)【運用体制】(16)</p> <p>(4)【分配方針】(17)</p> <p>(5)【投資制限】(18)</p> <p>3【投資リスク】(19)</p> <p>4【手数料等及び税金】(20)</p> <p>(1)【申込手数料】(21)</p> <p>(2)【換金(解約)手数料】(22)</p> <p>(3)【信託報酬等】(23)</p> <p>(4)【その他の手数料等】(24)</p> <p>(5)【課税上の取扱い】(25)</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【投資状況】(26)</p> <p>(2)【投資資産】</p> <p>【投資有価証券の主要銘柄】(27)</p> <p>【投資不動産物件】(28)</p> <p>【その他投資資産の主要なもの】(29)</p> <p>(3)【運用実績】(30)</p> <p>【純資産の推移】(31)</p> <p>【分配の推移】(32)</p> <p>【収益率の推移】(33)</p> <p>6【手続等の概要】(34)</p> <p>7【管理及び運営の概要】(35)</p> <p>第2【財務ハイライト情報】(36)</p> <p>1【貸借対照表】</p> <p>2【損益及び剰余金計算書】</p> <p>第3【国内投資信託受益証券事務の概要】(37)</p> <p>第4【ファンドの詳細情報の項目】(38)</p> <p>第三部【ファンドの詳細情報】</p> <p>第1【ファンドの沿革】(39)</p> <p>第2【手続等】</p>
---	---

<p>(5) 【その他】(42)</p> <p>4 【受益者の権利等】(43)</p> <p>第3 【ファンドの経理状況】(44)</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1) 【貸借対照表】(45)</p> <p>(2) 【損益及び剰余金計算書】(46)</p> <p>(3) 【注記表】(47)</p> <p>(4) 【附属明細表】(48)</p> <p>2 【ファンドの現況】(49)</p> <p>【純資産額計算書】平成 年 月 日</p> <p>— 資産総額</p> <p>— 負債総額</p> <p>— 純資産総額( - )</p> <p>— 発行済数量</p> <p>— 1単位当たり純資産額( / )</p> <p>第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】(50)</p> <p>第三部【委託会社等の情報】</p> <p>第1 【委託会社等の概況】</p> <p>1 【委託会社等の概況】(51)</p> <p>2 【事業の内容及び営業の概況】(52)</p> <p>3 【委託会社等の経理状況】(53)</p> <p>(1) 【貸借対照表】(54)</p> <p>(2) 【損益計算書】(55)</p> <p>(3) 【株主資本等変動計算書】(56)</p> <p>4 【利害関係人との取引制限】(57)</p> <p>5 【その他】(58)</p> <p>第2 【その他の関係法人の概況】</p> <p>1 【名称、資本金の額及び事業の内容】(59)</p> <p>2 【関係業務の概要】(60)</p> <p>3 【資本関係】(61)</p> <p>第3 【その他】(62)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p>	
	<p>1 【申込(販売)手続等】(40)</p> <p>2 【換金(解約)手続等】(41)</p> <p>第3 【管理及び運営】</p> <p>1 【資産管理等の概要】</p> <p>(1) 【資産の評価】(42)</p> <p>(2) 【保管】(43)</p> <p>(3) 【信託期間】(44)</p> <p>(4) 【計算期間】(45)</p> <p>(5) 【その他】(46)</p> <p>2 【受益者の権利等】(47)</p> <p>第4 【ファンドの経理状況】(48)</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1) 【貸借対照表】(49)</p> <p>(2) 【損益及び剰余金計算書】(50)</p> <p>(3) 【注記表】(51)</p> <p>(4) 【附属明細表】(52)</p> <p>2 【ファンドの現況】(53)</p> <p>【純資産額計算書】平成 年 月 日</p> <p>— 資産総額</p> <p>— 負債総額</p> <p>— 純資産総額( - )</p> <p>— 発行済数量</p> <p>— 1単位当たり純資産額( / )</p> <p>第5 【設定及び解約の実績】(54)</p> <p>第四部【特別情報】</p> <p>第1 【委託会社等の概況】</p> <p>1 【委託会社等の概況】(55)</p> <p>2 【事業の内容及び営業の概況】(56)</p> <p>3 【委託会社等の経理状況】(57)</p> <p>(1) 【貸借対照表】(58)</p> <p>(2) 【損益計算書】(59)</p> <p>(3) 【株主資本等変動計算書】(60)</p> <p>4 【利害関係人との取引制限】(61)</p> <p>5 【その他】(62)</p> <p>第2 【その他の関係法人の概況】</p> <p>1 【名称、資本金の額及び事業の内容】(63)</p> <p>2 【関係業務の概要】(64)</p> <p>3 【資本関係】(65)</p> <p>第3 【その他】(66)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p>

<p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 フランツの経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>フ（略）</p> <p>(2)～(12)（略）</p> <p>(13) <u>フランツの沿革</u> 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(14)～(24)（略）</p> <p>(25) その他の手数料等 フランツに係る手数料等のうち(22)から(24)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p> <p>(26)～(29)（略）</p> <p>(30) その他投資資産の主なもの a～c（略）</p> <p>d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(28) c又は(29) bに掲げる事項）を記載すること。</p> <p>e（略）</p> <p>(31)～(34)（略）</p> <p>(削る）</p> <p>(35) <u>設定及び解約の実績</u> 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするフランツにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量を記載すること（本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書きにすること。）。</p> <p>(削る）</p>	<p>(削る）</p>
<p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第4 フランツの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>フ（略）</p> <p>(2)～(12)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(13)～(23)（略）</p> <p>(24) その他の手数料等 フランツに係る手数料等のうち(21)から(23)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p> <p>(25)～(28)（略）</p> <p>(29) その他投資資産の主なもの a～c（略）</p> <p>d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(27) c又は(28) bに掲げる事項）を記載すること。</p> <p>e（略）</p> <p>(30)～(33)（略）</p> <p>(34) <u>手続等の概要</u> 「第三部 フランツの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。</p> <p>(35) <u>管理及び運営の概要</u> 「第三部 フランツの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。</p> <p>(削る）</p> <p>(36) <u>財務ハイライト情報</u> a 「第三部 フランツの詳細情報」の「第4 フランツの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」（(49)に掲げる貸借対照表をいし、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号。以下このaにおいて「財産計算規則」という。）第55条の5の規定により注記される事項を含む。）及び「損益及び剰余金計算書」（(50)に掲げる損益及び剰余金計算書をいし、財産計算規則第55条の5の規定により注記される事項を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 フランツの詳細情報」の「第4 フランツの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。</p> <p>b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p> <p>(37) <u>内国投資信託受益証券事務の概要</u> 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 b 受益者等に対する特典 c 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 d その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>(38) <u>フランツの詳細情報の項目</u></p>	<p>(削る）</p>



<p>(削る)</p> <p>(36) ~ (44) (略)</p> <p>(45) 貸借対照表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(46)及び(47)において同じ。)も記載すること。</p> <p>(46) ~ (49) (略)</p> <p>(50) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 b 受益者等に対する特典 c 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 d その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項(削る)</p> <p>(51) ~ (63) (略)</p>	<p>a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。 b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。</p> <p>(39) ファンドの沿革 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(40) ~ (48) (略)</p> <p>(49) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(50)及び(51)において同じ。)も記載すること。</p> <p>(50) ~ (53) (略) (新設)</p> <p>(54) 設定及び解約の実績 有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量(本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書きにすること。)を記載すること。</p> <p>(55) ~ (67) (略)</p>
---	--

改正案

現行

<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p>(1)【ファンドの目的及び基本的性格】(14)</p> <p>(2)【ファンドの沿革】(15)</p> <p>(3)【ファンドの仕組み】(16)</p> <p>(4)【ファンドに係る法制度の概要】(17)</p> <p>(5)【開示制度の概要】(18)</p> <p>(6)【監督官庁の概要】(19)</p> <p>2【投資方針】</p> <p>(1)【投資方針】(20)</p> <p>(2)【投資対象】(21)</p> <p>(3)【運用体制】(22)</p> <p>(4)【分配方針】(23)</p> <p>(5)【投資制限】(24)</p> <p>3【投資リスク】(25)</p> <p>4【手数料等及び税金】(26)</p> <p>(1)【申込手数料】(27)</p> <p>(2)【買戻し手数料】(28)</p> <p>(3)【管理報酬等】(29)</p> <p>(4)【その他の手数料等】(30)</p> <p>(5)【課税上の取扱い】(31)</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【投資状況】(32)</p> <p>(2)【投資資産】</p> <p>    【投資有価証券の主要銘柄】(33)</p> <p>    【投資不動産物件】(34)</p> <p>    【その他投資資産の主要なもの】(35)</p> <p>(3)【運用実績】(36)</p> <p>    【純資産の推移】(37)</p> <p>    【分配の推移】(38)</p> <p>    【収益率の推移】(39)</p> <p>(4)【販売及び買戻しの実績】(40)</p> <p>第2【管理及び運営】</p> <p>1【申込(販売)手続等】(41)</p> <p>2【買戻し手続等】(42)</p> <p>3【資産管理等の概要】</p>	<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p>(1)【ファンドの目的及び基本的性格】(14)</p> <p>(2)【ファンドの仕組み】(15)</p> <p>2【投資方針】</p> <p>(1)【投資方針】(16)</p> <p>(2)【投資対象】(17)</p> <p>(3)【運用体制】(18)</p> <p>(4)【分配方針】(19)</p> <p>(5)【投資制限】(20)</p> <p>3【投資リスク】(21)</p> <p>4【手数料等及び税金】(22)</p> <p>(1)【申込手数料】(23)</p> <p>(2)【買戻し手数料】(24)</p> <p>(3)【管理報酬等】(25)</p> <p>(4)【その他の手数料等】(26)</p> <p>(5)【課税上の取扱い】(27)</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【投資状況】(28)</p> <p>(2)【投資資産】</p> <p>    【投資有価証券の主要銘柄】(29)</p> <p>    【投資不動産物件】(30)</p> <p>    【その他投資資産の主要なもの】(31)</p> <p>(3)【運用実績】(32)</p> <p>    【純資産の推移】(33)</p> <p>    【分配の推移】(34)</p> <p>    【収益率の推移】(35)</p> <p>6【手続等の概要】(36)</p> <p>7【管理及び運営の概要】(37)</p> <p>第2【財務ハイライト情報】(38)</p> <p>1【貸借対照表】</p> <p>2【損益計算書】</p> <p>第3【外国投資信託受益証券事務の概要】(39)</p> <p>第4【ファンドの詳細情報の項目】(40)</p> <p>第三部【ファンドの詳細情報】</p> <p>第1【ファンドの追加情報】</p>
---	--

<p>(1) 【資産の評価】 (43)</p> <p>(2) 【保管】 (44)</p> <p>(3) 【信託期間】 (45)</p> <p>(4) 【計算期間】 (46)</p> <p>(5) 【その他】 (47)</p> <p>4 【受益者の権利等】</p> <p>(1) 【受益者の権利等】 (48)</p> <p>(2) 【為替管理上の取扱い】 (49)</p> <p>(3) 【本邦における代理人】 (50)</p> <p>(4) 【裁判管轄等】 (51)</p> <p>第3 【ファンドの経理状況】 (52)</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1) 【貸借対照表】 (53)</p> <p>(2) 【損益計算書】 (54)</p> <p>(3) 【投資有価証券明細表等】 (55)</p> <p>    【投資株式明細表】</p> <p>    【株式以外の投資有価証券明細表】</p> <p>    【投資不動産明細表】</p> <p>    【その他投資資産明細表】</p> <p>    【借入金明細表】</p> <p>2 【ファンドの現況】 (56)</p> <p>    【純資産額計算書】平成 年 月 日</p> <p>    資産総額</p> <p>    負債総額</p> <p>    純資産総額 ( - )</p> <p>    発行済数量</p> <p>    1 単位当たり純資産額 ( / )</p> <p>第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】 (57)</p> <p>第三部 【特別情報】</p> <p>第1 【管理会社の概況】</p> <p>1 【管理会社の概況】 (58)</p> <p>2 【事業の内容及び営業の概況】 (59)</p> <p>3 【管理会社の経理状況】 (60)</p> <p>    (1) 【貸借対照表】</p> <p>    (2) 【損益計算書】</p> <p>4 【利害関係人との取引制限】 (61)</p> <p>5 【その他】 (62)</p> <p>第2 【その他の関係法人の概況】 (63)</p> <p>1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (64)</p> <p>2 【関係業務の概要】 (65)</p> <p>3 【資本関係】 (66)</p> <p>第3 【投資信託制度の概要】 (67)</p> <p>第4 【外国投資信託受益証券の様式】 (68)</p> <p>第5 【その他】 (69)</p>	<p>1 【ファンドの沿革】 (41)</p> <p>2 【ファンドに係る法制度の概要】 (42)</p> <p>3 【監督官庁の概要】 (43)</p> <p>第2 【手続等】</p> <p>1 【申込（販売）手続等】 (44)</p> <p>2 【買戻し手続等】 (45)</p> <p>第3 【管理及び運営】</p> <p>1 【資産管理等の概要】</p> <p>(1) 【資産の評価】 (46)</p> <p>(2) 【保管】 (47)</p> <p>(3) 【信託期間】 (48)</p> <p>(4) 【計算期間】 (49)</p> <p>(5) 【その他】 (50)</p> <p>2 【開示制度の概要】 (51)</p> <p>3 【受益者の権利等】</p> <p>(1) 【受益者の権利等】 (52)</p> <p>(2) 【為替管理上の取扱い】 (53)</p> <p>(3) 【本邦における代理人】 (54)</p> <p>(4) 【裁判管轄等】 (55)</p> <p>第4 【ファンドの経理状況】 (56)</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1) 【貸借対照表】 (57)</p> <p>(2) 【損益計算書】 (58)</p> <p>(3) 【投資有価証券明細表等】 (59)</p> <p>    【投資株式明細表】</p> <p>    【株式以外の投資有価証券明細表】</p> <p>    【投資不動産明細表】</p> <p>    【その他投資資産明細表】</p> <p>    【借入金明細表】</p> <p>2 【ファンドの現況】 (60)</p> <p>    【純資産額計算書】平成 年 月 日</p> <p>    資産総額</p> <p>    負債総額</p> <p>    純資産総額 ( - )</p> <p>    発行済数量</p> <p>    1 単位当たり純資産額 ( / )</p> <p>第5 【販売及び買戻しの実績】 (61)</p> <p>第四部 【特別情報】</p> <p>第1 【管理会社の概況】</p> <p>1 【管理会社の概況】 (62)</p> <p>2 【事業の内容及び営業の概況】 (63)</p> <p>3 【管理会社の経理状況】 (64)</p> <p>    (1) 【貸借対照表】</p> <p>    (2) 【損益計算書】</p> <p>4 【利害関係人との取引制限】 (65)</p> <p>5 【その他】 (66)</p> <p>第2 【その他の関係法人の概況】 (67)</p>
---	--

<p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) フラントの沿革 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) フラントに係る法制度の概要 準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。</p> <p>(18) 開示制度の概要 フラントの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主(受益者等)に対する開示(公告を含む。)内容、方法、頻度等について記載すること。</p> <p>(19) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。</p> <p>(20)～(29) (略)</p> <p>(30) その他の手数料等 フラントに係る手数料等のうち(27)から(29)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p> <p>(31)～(34) (略)</p> <p>(35) その他投資資産の主なもの a～c (略) d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((33)c又は(34)bに掲げる事項)を記載すること。 e (略)</p> <p>(36)～(39) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>1【名称、資本金の額及び事業の内容】(68)</p> <p>2【関係業務の概要】(69)</p> <p>3【資本関係】(70)</p> <p>第3【投資(信託)制度の概要】(71)</p> <p>第4【外国投資(信託)受益証券の様式】(72)</p> <p>第5【その他】(73)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(16)～(25) (略)</p> <p>(26) その他の手数料等 フラントに係る手数料等のうち(23)から(25)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p> <p>(27)～(30) (略)</p> <p>(31) その他投資資産の主なもの a～c (略) d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((29)c又は(30)bに掲げる事項)を記載すること。 e (略)</p> <p>(32)～(35) (略)</p> <p>(36) 手続等の概要 「第三部 フラントの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。</p> <p>(37) 管理及び運営の概要 「第三部 フラントの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。</p> <p>(38) 財務ハイライト情報 a 「第三部 フラントの詳細情報」の「第4 フラントの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 フラントの詳細情報」の「第4 フラントの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(b)において「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。 b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下同じ。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合にはその旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p>
---	---

<p>(判る)</p> <p>(40) 販売及び買戻しの実績 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）。</p> <p>(判る)</p> <p>(判る)</p> <p>(判る)</p> <p>(41)～(47) (略)</p> <p>(判る)</p> <p>(48)～(56) (略)</p> <p>(57) 外国投資信託受益証券事務の概要 当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 b 受益者等に対する特典 c 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 d その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項 (判る)</p> <p>(58)～(70) (略)</p>	<p>(39) 外国投資信託受益証券事務の概要 当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 b 受益者等に対する特典 c 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 d その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>(40) ファンドの詳細情報の項目 a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。 b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目録見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。</p> <p>(41) ファンドの沿革</p> <p>(42) 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(43) ファンドに係る法制度の概要 準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。</p> <p>(43) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。</p> <p>(44)～(50) (略)</p> <p>(51) 開示制度の概要 ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主（受益者等）に対する開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。</p> <p>(52)～(60) (略) (新設)</p> <p>(61) 販売及び買戻しの実績 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。</p> <p>(62)～(74) (略)</p>
--	---

改 正 案

現 行

<p>第五号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】（1）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【社債（特定短期社債を除く。）】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各社債の金額】</p> <p>5【発行（売出）額の総額】</p> <p>6【発行（売出）価格】</p> <p>7【利率】</p> <p>8【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】</p> <p>15【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】</p> <p>【転換特定社債に関する事項】</p> <p>18【転換の条件】</p> <p>19【転換により発行する優先出資の内容】</p> <p>20【転換請求期間】</p> <p>21【転換請求の受付場所及び取次場所】</p> <p>22【その他】</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>23【新優先出資引受権の内容】</p> <p>24【新優先出資引受権の行使請求期間】</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

有価証券届出書  
関東財務局長  
平成 年 月 日

名称  
(所在地)

<p>25【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</p> <p>26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>27【代用払込みに関する事項】</p> <p>28【その他】</p> <p>第2【特定優先出資証券】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【額面金額】</p> <p>4【発行口数】</p> <p>5【発行（売）価格の総額】</p> <p>6【発行（売）価格】</p> <p>7【優先出資の内容】</p> <p>8【消却・併合に関する事項】</p> <p>9【単位未満優先出資に関する事項】</p> <p>10【発行の条件に関する事項】</p> <p>11【募集の方法】</p> <p>12【申込証拠金】</p> <p>13【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>14【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>15【引受け等の概要】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】</p> <p>第3【売出しに係る特定内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】</p> <p>第4【手取金の使途】</p> <p>第2部【追完情報】(2)</p> <p>第3部【組込情報】(3)</p> <p>第4部【特別情報】</p> <p>第1【特定内国資産流動化証券事務の概要】</p> <p>第2【その他】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 届出の対象とした募集（売）特定内国資産流動化証券の形態及び金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>(2) 追完情報</p> <p>a (3) aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。</p> <p>(a) 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合</p> <p>(b) 第29条第2項各号に掲げる場合</p> <p>b (3) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。</p> <p>c (3) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に</p>	
--	--

<p>かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(3) 組込情報</p> <p>次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。</p> <p>a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類</p> <p>b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日まで期間に半期報告書を提出している場合にあつては、当該半期報告書</p> <p>c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書</p>	
--	--



改正案

現行

<p>第五号の二の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】（1）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【社債（特定短期社債を除く。）】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各社債の金額】</p> <p>5【発行（売出）価額の総額】</p> <p>6【発行（売出）価格】</p> <p>7【利率】</p> <p>8【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】</p> <p>15【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】</p> <p>【転換特定社債に関する事項】</p> <p>18【転換の条件】</p> <p>19【転換により発行する優先出資の内容】</p> <p>20【転換請求期間】</p> <p>21【転換請求の受付場所及び取扱場所】</p> <p>22【その他】</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>23【新優先出資引受権の内容】</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

有価証券届出書  
 関東財務局長  
 平成 年 月 日

名称  
 (所在地)

<p>24【新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>25【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】</p> <p>26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>27【代用払込みに関する事項】</p> <p>28【その他】</p> <p>第2【特定優先出資証券】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【額面金額】</p> <p>4【発行口数】</p> <p>5【発行（売出）価額の総額】</p> <p>6【発行（売出）価格】</p> <p>7【優先出資の内容】</p> <p>8【消却・併合に関する事項】</p> <p>9【単位未満優先出資に関する事項】</p> <p>10【発行の条件に関する事項】</p> <p>11【募集の方法】</p> <p>12【申込証拠金】</p> <p>13【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>14【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>15【引受け等の概要】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】</p> <p>第3【売出しに係る特定内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】</p> <p>第4【手取金の用途】</p> <p>第二部【参照情報】(2)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 年 月 日 至平成 年 月 日 平成 年 月 日  関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日  関東財務局長に提出</p> <p>3【臨時報告書】</p> <p>1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>4【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>第2【参照書類の補充情報】</p> <p>第3【参照書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称  (所在地)</p> <p>第三部【特別情報】</p> <p>第1【特定内国資産流動化証券事務の概要】</p> <p>第2【その他】</p>	
---	--

<p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 届出の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態及び金額 第五号の二の様式「記載上の注意」(1)に準じて記載すること。</p> <p>(2) 参照情報</p> <p>a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	
--	--

## 改 正 案

## 現 行

<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>社債(短期外債を除く。)</u>】 1～24 (略) 第2 (略) 第3【<u>コーポレショナル・ペーパー及び短期外債</u>】 1～10 (略) 第4・第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>社債</u>】 1～24 (略) 第2 (略) 第3【<u>コーポレショナル・ペーパー</u>】 1～10 (略) 第4・第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>
--	--



<p>23【代用払込みに関する事項】 24【その他】</p> <p>第2【株式】</p> <p>1【種類】 2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 3【額面金額】 4【発行数】 5【発行（売）価格の総額】 6【発行（売）価格】 7【資本組入額の総額】 8【資本組入額】 9【株式の内容】 10【配当の方法】 11【募集の方法】 12【申込証拠金】 13【申込期間及び申込取扱場所】 14【払込期日及び払込取扱場所】 15【引受け等の概要】 16【その他】</p> <p>第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】 第4【手取金の用途】 第2部【追完情報】（2） 第3部【組込情報】（3） 第4部【特別情報】 【特定外国資産流動化証券の様式】 （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。 （1） 届出の対象とした募集（売）特定外国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）及び当該募集又は売しごとの発行価格の総額又は売し価格の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売し価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。 （2） 追完情報 a （3）aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 （a） 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合 （b） 第29条第2項各号に掲げる場合 b （3）aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c （3）aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 （3） 組込情報</p>	
---	--

<p>次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。</p> <p>a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類</p> <p>b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合において、当該半期報告書</p> <p>c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合には、当該訂正報告書</p>	
---	--

改 正 案

現 行

<p>第五号の三の様式</p> <p>【表紙】          【提出書類】          【提出先】          【提出日】          【発行者名】          【代表者の役職氏名】          【本店の所在の場所】          【代理人の氏名又は名称】          【代理人の住所又は所在地】          【事務連絡者氏名】          【連絡場所】          【電話番号】          【届出の対象とした募集（売出）特定外国          資産流動化証券の名称】          【届出の対象とした募集（売出）特定外国          資産流動化証券の形態及び金額】（1）          【縦覧に供する場所】</p> <p>有価証券届出書          関東財務局長          平成 年 月 日</p> <p>第一部【証券情報】          第1【社債（短期外債を除く。）】          1【銘柄】          2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】          3【券面総額】          4【各社債の金額】          5【発行（売出）価額の総額】          6【発行（売出）価格】          7【利率】          8【利払日及び利息支払の方法】          9【償還期限及び償還の方法】          10【募集の方法】          11【申込証拠金】          12【申込期間及び申込取扱場所】          13【払込期日及び払込取扱場所】          14【引受け等の概要】          15【社債管理者又は社債の管理会社】          16【振替機関に関する事項】          17【保管に関する事項】          18【その他】          【新株子約権付社債に関する事項】          19【新株子約権の内容】          20【新株子約権の行使請求期間】          21【新株子約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】          22【新株子約権の譲渡に関する事項】</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------



<p>23【代用払込みに関する事項】</p> <p>24【その他】</p> <p>第2【株式】</p> <p>1【種類】</p> <p>2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【額面金額】</p> <p>4【発行数】</p> <p>5【発行（売）価格の総額】</p> <p>6【発行（売）価格】</p> <p>7【資本組入額の総額】</p> <p>8【資本組入額】</p> <p>9【株式の内容】</p> <p>10【配当の方法】</p> <p>11【募集の方法】</p> <p>12【申込証拠金】</p> <p>13【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>14【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>15【引受け等の概要】</p> <p>16【その他】</p> <p>第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】</p> <p>第4【手取金の用途】</p> <p>第2部【参照情報】（2）</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 年 月 日 至平成 年 月 日 平成 年 月 日  関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日  関東財務局長に提出</p> <p>3【臨時報告書】</p> <p>1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>4【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>第2【参照書類の補充情報】</p> <p>第3【参照書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称 _____  (所在地) _____</p> <p>第3部【特別情報】</p> <p>【特定外国資産流動化証券の様式】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 届出の対象とした募集(売) 特定外国資産流動化証券の形態及び金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等) 及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p>	
--	--

<p>b 「発行価格」又は「売価価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>(2) 参照情報</p> <p>a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項であることを記載すること。</p>	
---	--

改正案

現行

<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p>(1)【ファンドの目的及び基本的性格】</p> <p>(2)【ファンドの沿革】</p> <p>(3)【ファンドの仕組み】(2)</p> <p>2【投資方針】</p> <p>(1)【投資方針】</p> <p>(2)【投資対象】</p> <p>(3)【運用体制】</p> <p>(4)【分配方針】</p> <p>(5)【投資制限】</p> <p>3【投資リスク】</p> <p>4【手数料等及び税金】</p> <p>(1)【申込手数料】</p> <p>(2)【換金(解約)手数料】</p> <p>(3)【信託報酬等】</p> <p>(4)【その他の手数料等】</p> <p>(5)【課税上の取扱い】</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【投資状況】(3)</p> <p>(2)【投資資産】</p> <p>【投資有価証券の主要銘柄】</p> <p>【投資不動産物件】</p> <p>【その他投資資産の主要なもの】</p> <p>(3)【運用実績】</p> <p>【純資産の推移】(4)</p> <p>【分配の推移】(5)</p> <p>【収益率の推移】(6)</p> <p>(4)【設定及び解約の実績】(7)</p> <p>第2【管理及び運営】</p> <p>1【申込(販売)手続等】</p> <p>2【換金(解約)手続等】</p> <p>3【資産管理等の概要】</p> <p>(1)【資産の評価】</p> <p>(2)【保管】</p> <p>(3)【信託期間】</p> <p>(4)【計算期間】</p> <p>(5)【その他】</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p>(1)【ファンドの目的及び基本的性格】</p> <p>(2)【ファンドの仕組み】(2)</p> <p>2【投資方針】</p> <p>(1)【投資方針】</p> <p>(2)【投資対象】</p> <p>(3)【運用体制】</p> <p>(4)【分配方針】</p> <p>(5)【投資制限】</p> <p>3【投資リスク】</p> <p>4【手数料等及び税金】</p> <p>(1)【申込手数料】</p> <p>(2)【換金(解約)手数料】</p> <p>(3)【信託報酬等】</p> <p>(4)【その他の手数料等】</p> <p>(5)【課税上の取扱い】</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【投資状況】(3)</p> <p>(2)【投資資産】</p> <p>【投資有価証券の主要銘柄】</p> <p>【投資不動産物件】</p> <p>【その他投資資産の主要なもの】</p> <p>(3)【運用実績】</p> <p>【純資産の推移】(4)</p> <p>【分配の推移】(5)</p> <p>【収益率の推移】(6)</p> <p>第二部【ファンドの詳細情報】</p> <p>第1【ファンドの沿革】</p> <p>第2【手続等】</p> <p>1【申込(販売)手続等】</p> <p>2【換金(解約)手続等】</p> <p>第3【管理及び運営】</p> <p>1【資産管理等の概要】</p> <p>(1)【資産の評価】</p> <p>(2)【保管】</p> <p>(3)【信託期間】</p> <p>(4)【計算期間】</p>
--	---

<p>4 【受益者の権利等】</p> <p>第3 【ファンドの経理状況】</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p> <p>(2) 【損益及び剰余金計算書】</p> <p>(3) 【注記表】</p> <p>(4) 【附属明細表】</p> <p>2 【ファンドの現況】(8)</p> <p>【純資産額計算書】平成 年 月 日</p> <p>— 資産総額</p> <p>— 負債総額</p> <p>— 純資産総額( - )</p> <p>— 発行済数量</p> <p>— 1単位当たり純資産額( / )</p> <p>第4 【国内投資信託受益証券事務の概要】</p> <p>第2部 【委託会社等の情報】</p> <p>第1 【委託会社等の概況】</p> <p>1 【委託会社等の概況】(9)</p> <p>2 【事業の内容及び営業の概況】</p> <p>3 【委託会社等の経理状況】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p> <p>(2) 【損益計算書】</p> <p>(3) 【株主資本等変動計算書】</p> <p>4 【利害関係人との取引制限】</p> <p>5 【その他】(10)</p> <p>第2 【その他の関係法人の概況】</p> <p>1 【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p>2 【関係業務の概要】</p> <p>3 【資本関係】</p> <p>第3 【参考情報】(11)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第2部 委託会社等の情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(2) ファンドの仕組み</p> <p>ファンドの仕組みにおいて委託会社等の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。</p>	<p>(5) 【その他】</p> <p>2 【受益者の権利等】</p> <p>第4 【ファンドの経理状況】</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p> <p>(2) 【損益及び剰余金計算書】</p> <p>(3) 【注記表】</p> <p>(4) 【附属明細表】</p> <p>2 【ファンドの現況】(7)</p> <p>【純資産額計算書】平成 年 月 日</p> <p>— 資産総額</p> <p>— 負債総額</p> <p>— 純資産総額( - )</p> <p>— 発行済数量</p> <p>— 1単位当たり純資産額( / )</p> <p>第5 【設定及び解約の実績】(8)</p> <p>第3部 【特別情報】</p> <p>第1 【委託会社等の概況】</p> <p>1 【委託会社等の概況】(9)</p> <p>2 【事業の内容及び営業の概況】</p> <p>3 【委託会社等の経理状況】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p> <p>(2) 【損益計算書】</p> <p>(3) 【株主資本等変動計算書】</p> <p>4 【利害関係人との取引制限】</p> <p>5 【その他】(10)</p> <p>第2 【その他の関係法人の概況】</p> <p>1 【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p>2 【関係業務の概要】</p> <p>3 【資本関係】</p> <p>第3 【参考情報】(11)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第2部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第3部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(2) ファンドの仕組み</p> <p>ファンドの仕組みにおいて委託会社等の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(13)に準じて記載すること。</p>
--	--

<p>(3) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 純資産の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 収益率の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 設定及び解約の実績 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p> <p>(8) ファンドの現況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) その他 a (略)</p> <p>b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」(58)に準じて記載すること。</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(3) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 純資産の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 収益率の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。</p> <p>(7) ファンドの現況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 設定及び解約の実績 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする)ファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(54)に準じて記載すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) その他 a (略)</p> <p>b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」(62)に準じて記載すること。</p> <p>(11) (略)</p>
---	--

改正案

現行

<p>第七号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【ファンドの性格】 (1)【ファンドの目的及び基本的性格】 (2)【ファンドの沿革】 (3)【ファンドの仕組み】(2) (4)【ファンドに係る法制度の概要】 (5)【開示制度の概要】 (6)【監督官庁の概要】</p> <p>2【投資方針】 (1)【投資方針】 (2)【投資対象】 (3)【運用体制】 (4)【分配方針】 (5)【投資制限】</p> <p>3【投資リスク】 4【手数料等及び税金】 (1)【申込手数料】 (2)【買戻し手数料】 (3)【管理報酬等】 (4)【その他の手数料等】 (5)【課税上の取扱い】</p> <p>5【運用状況】 (1)【投資状況】(3) (2)【投資資産】     【投資有価証券の主要銘柄】     【投資不動産物件】     【その他投資資産の主要なもの】 (3)【運用実績】     【純資産の推移】(4)     【分配の推移】(5)     【収益率の推移】(6) (4)【販売及び買戻しの実績】(7)</p> <p>第2【管理及び運営】 1【申込(販売)手続等】 2【買戻し手続等】 3【資産管理等の概要】 (1)【資産の評価】 (2)【保管】</p>	<p>第七号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【ファンドの性格】 (1)【ファンドの目的及び基本的性格】 (2)【ファンドの仕組み】(2)</p> <p>2【投資方針】 (1)【投資方針】 (2)【投資対象】 (3)【運用体制】 (4)【分配方針】 (5)【投資制限】</p> <p>3【投資リスク】 4【手数料等及び税金】 (1)【申込手数料】 (2)【買戻し手数料】 (3)【管理報酬等】 (4)【その他の手数料等】 (5)【課税上の取扱い】</p> <p>5【運用状況】 (1)【投資状況】(3) (2)【投資資産】     【投資有価証券の主要銘柄】     【投資不動産物件】     【その他投資資産の主要なもの】 (3)【運用実績】     【純資産の推移】(4)     【分配の推移】(5)     【収益率の推移】(6)</p> <p>第2【外国投資信託受益証券事務の概要】 第1【ファンドの追加情報】 1【ファンドの沿革】 2【ファンドに係る法制度の概要】 3【監督官庁の概要】</p> <p>第2【手続等】 1【申込(販売)手続等】 2【買戻し手続等】 第3【管理及び運営】 1【資産管理等の概要】</p>
--	--

<p>(3) 【信託期間】  (4) 【計算期間】  (5) 【その他】</p> <p>4 【受益者の権利等】  (1) 【受益者の権利等】  (2) 【為替管理上の取扱い】  (3) 【本邦における代理人】  (4) 【裁判管轄等】</p> <p>第3 【ファンドの経理状況】  1 【財務諸表】  (1) 【貸借対照表】  (2) 【損益計算書】  (3) 【投資有価証券明細表等】  — 投資株式明細表】  — 株式以外の投資有価証券明細表】  — 投資不動産明細表】  — その他投資資産明細表】  — 借入金明細表】</p> <p>2 【ファンドの現況】 (8)  — 【純資産額計算書】平成 年 月 日  — 資産総額  — 負債総額  — 純資産総額 ( - )  — 発行済数量  — 1 単位当たり純資産額 ( / )</p> <p>第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】  <b>第2部 【特別情報】</b>  <b>第1 【管理会社の概況】</b>  1 【管理会社の概況】 (9)  2 【事業の内容及び営業の概況】  3 【管理会社の経理状況】  (1) 【貸借対照表】  (2) 【損益計算書】  4 【利害関係人との取引制限】  5 【その他】 (10)  <b>第2 【その他の関係法人の概況】</b>  1 【名称、資本金の額及び事業の内容】  2 【関係業務の概要】  3 【資本関係】  <b>第3 【投資信託制度の概要】</b>  <b>第4 【参考情報】</b> (11)  <b>第5 【その他】</b></p> <p>(記載上の注意)  (1) 一般的事項  a～e (略)</p>	<p>(1) 【資産の評価】  (2) 【保管】  (3) 【信託期間】  (4) 【計算期間】  (5) 【その他】</p> <p>2 【開示制度の概要】  3 【受益者の権利等】  (1) 【受益者の権利等】  (2) 【為替管理上の取扱い】  (3) 【本邦における代理人】  (4) 【裁判管轄等】</p> <p>第4 【ファンドの経理状況】  1 【財務諸表】  (1) 【貸借対照表】  (2) 【損益計算書】  (3) 【投資有価証券明細表等】  — 投資株式明細表】  — 株式以外の投資有価証券明細表】  — 投資不動産明細表】  — その他投資資産明細表】  — 借入金明細表】</p> <p>2 【ファンドの現況】 (7)  — 【純資産額計算書】平成 年 月 日  — 資産総額  — 負債総額  — 純資産総額 ( - )  — 発行済数量  — 1 単位当たり純資産額 ( / )</p> <p>第5 【販売及び買戻の実績】 (8)  <b>第3部 【特別情報】</b>  <b>第1 【管理会社の概況】</b>  1 【管理会社の概況】 (9)  2 【事業の内容及び営業の概況】  3 【管理会社の経理状況】  (1) 【貸借対照表】  (2) 【損益計算書】  4 【利害関係人との取引制限】  5 【その他】 (10)  <b>第2 【その他の関係法人の概況】</b>  1 【名称、資本金の額及び事業の内容】  2 【関係業務の概要】  3 【資本関係】  <b>第3 【投資信託制度の概要】</b>  <b>第4 【参考情報】</b> (11)</p> <p>(記載上の注意)  (1) 一般的事項  a～e (略)</p>
---	--

<p>           ｆ 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。         </p> <p>           ｇ 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「<u>第二部 特別情報</u>」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。         </p> <p>           ｈ～j (略)         </p> <p>           (2) ファンドの仕組み            ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本金の額及び大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」<u>(16)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (3) 投資状況            有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」<u>(32)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (4) 純資産の推移            有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(37)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (5) 分配の推移            有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(38)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (6) 収益率の推移            有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(39)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (7) 販売及び買戻しの実績  <u>有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。</u> </p> <p>           (8) ファンドの現況  <u>有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。</u> </p> <p>           (9) (略)            (10) その他            a (略)            b a以外については、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(62)</u>に準じて記載すること。            (11) (略)         </p>	<p>           ｆ 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「<u>第二部 ファンドの詳細情報</u>」の「第2 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。         </p> <p>           ｇ 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「<u>第三部 特別情報</u>」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。         </p> <p>           ｈ～j (略)         </p> <p>           (2) ファンドの仕組み            ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本金の額及び大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」<u>(15)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (3) 投資状況            有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」<u>(28)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (4) 純資産の推移            有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(33)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (5) 分配の推移            有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(34)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (6) 収益率の推移            有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(35)</u>に準じて記載すること。         </p> <p>           (7) ファンドの現況  <u>有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。</u> </p> <p>           (8) 販売及び買戻しの実績  <u>有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。</u> </p> <p>           (9) (略)            (10) その他            a (略)            b a以外については、第四号の二様式の「記載上の注意」<u>(66)</u>に準じて記載すること。            (11) (略)         </p>
--	---



改正案

現行

<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【設定及び解約の実績】 (5)</p> <p>3 【フランドの経理状況】 (6)</p> <p>(1) 【中間貸借対照表】 (7)</p> <p>(2) 【中間損益及び剰余金計算書】 (8)</p> <p>(3) 【中間注記表】 (9)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「1 フランドの運用状況」及び「3 フランドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたフランドについて記載すること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(2) 純資産の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 分配の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 収益率の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 設定及び解約の実績</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p> <p>(6) フランドの経理状況</p> <p>中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 中間損益及び剰余金計算書</p> <p>当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。(9)において同じ。)に記載すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【フランドの経理状況】 (5)</p> <p>(1) 【中間貸借対照表】 (6)</p> <p>(2) 【中間損益及び剰余金計算書】 (7)</p> <p>(3) 【中間注記表】 (8)</p> <p>3 【設定及び解約の実績】 (9)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「1 フランドの運用状況」及び「2 フランドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたフランドについて記載すること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(2) 純資産の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 分配の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 収益率の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) フランドの経理状況</p> <p>中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 中間損益及び剰余金計算書</p> <p>当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。(8)において同じ。)に記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 設定及び解約の実績</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(54)に準じて記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>
---	---

<p>(11) 事業の内容及び営業の状況  半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。</p> <p>(12)～(16) (略)</p>	<p>(11) 事業の内容及び営業の状況  半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。</p> <p>(12)～(16) (略)</p>
--	--

改正案

現行

<p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【販売及び買戻しの実績】 (5)</p> <p>3 【ファンドの経理状況】 (6)</p> <p>(1) 【資産及び負債の状況】</p> <p>(2) 【投資有価証券明細表等】</p> <p>【投資株式明細表】</p> <p>【株式以外の投資有価証券明細表】</p> <p>【投資不動産明細表】</p> <p>【その他投資資産明細表】</p> <p>【借入金明細表】</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。</p> <p>g～j (略)</p> <p>(2) 純資産の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 分配の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 収益率の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 販売及び買戻しの実績</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。</p> <p>(6) ファンドの経理状況</p> <p>半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。</p> <p>(7) ・(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社の経理の概況</p> <p>管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。</p>	<p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書(1)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【ファンドの経理状況】 (5)</p> <p>(1) 【資産及び負債の状況】</p> <p>(2) 【投資有価証券明細表等】</p> <p>【投資株式明細表】</p> <p>【株式以外の投資有価証券明細表】</p> <p>【投資不動産明細表】</p> <p>【その他投資資産明細表】</p> <p>【借入金明細表】</p> <p>3 【販売及び買戻しの実績】 (6)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 「1 ファンドの運用状況」及び「2 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。</p> <p>g～j (略)</p> <p>(2) 純資産の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 分配の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 収益率の推移</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p> <p>(5) ファンドの経理状況</p> <p>半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 販売及び買戻しの実績</p> <p>半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。</p> <p>(7) ・(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社の経理の概況</p> <p>管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(64)に準じて記載すること。</p>
--	--

# 改 正 案

# 現 行

<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(1)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2)</p> <p>【発行予定期間】(3)</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】(4)</p> <p>【安定操作に関する事項】(5)</p> <p>【縦覧に供する場所】(6)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(1)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2)</p> <p>【発行予定期間】(3)</p> <p>【発行予定額】(4)</p> <p>【安定操作に関する事項】(5)</p> <p>【縦覧に供する場所】(6)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行予定額</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>
--	---

改 正 案

現 行

<p>第十五号の二様式</p>	<p>(新設)</p>
<p>【表紙】</p>	
<p>【発行登録番号】</p>	<p>発行登録書 関東財務局長</p>
<p>【提出書類】</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>【提出先】</p>	
<p>【提出日】</p>	
<p>【発行者名】</p>	
<p>【代表者の役職氏名】</p>	
<p>【本店の所在の場所】</p>	
<p>【事務連絡者氏名】</p>	
<p>【電話番号】</p>	
<p>【発行登録の対象とした募集(売出)特定 内国資産流動化証券の名称】</p>	
<p>【発行登録の対象とした募集(売出)特定 内国資産流動化証券の形態】(1)</p>	
<p>【発行予定期間】</p>	<p>この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで</p>
<p>【発行予定額又は発行残高の上限】</p>	
<p>【安定操作に関する事項】</p>	
<p>【縦覧に供する場所】</p>	<p>名称 (所在地)</p>
<p>第一部【証券情報】(2)</p>	
<p>第1【社債(特定短期社債を除く。)]</p>	
<p>1【銘柄】</p>	
<p>2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p>	
<p>3【引受け等の概要】</p>	
<p>4【社債管理者又は社債の管理会社】</p>	
<p>5【振替機関に関する事項】</p>	
<p>6【その他】</p>	
<p>【転換特定社債に関する事項】</p>	
<p>7【転換の条件】</p>	
<p>8【転換により発行する優先出資の内容】</p>	
<p>9【転換請求期間】</p>	
<p>10【転換請求の受付場所及び取次場所】</p>	
<p>11【その他】</p>	
<p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p>	
<p>12【新優先出資引受権の内容】</p>	
<p>13【新優先出資引受権の行使請求期間】</p>	
<p>14【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</p>	
<p>15【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p>	
<p>16【代用払込みに関する事項】</p>	
<p>17【その他】</p>	
<p>第2【特定優先出資証券】</p>	

<p>1【銘柄】</p> <p>2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【引受け等の概要】</p> <p>4【その他】</p> <p>第3【手取金の用途】</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 期(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)平成 年 月 日  関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)平成 年 月 日  関東財務局長に提出</p> <p>3【臨時報告書】</p> <p>1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>4【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>第2【参照書類の補充情報】</p> <p>第3【参照書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称 _____</p> <p>(所在地) _____</p> <p>第三部【特別情報】</p> <p>第1【証券事務の概要】</p> <p>第2【その他】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態  発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。</p> <p>(2) 証券情報  第二十一号の様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。</p>	
--	--

## 改 正 案

## 現 行

<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）短期投資法人債に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】(1)</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部・第二部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができ短期投資法人債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>第十五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）短期投資法人債に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行限度額】(1)</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部・第二部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行限度額</p> <p>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができ短期投資法人債の上限額を記載すること。</p> <p>(2)（略）</p>
--	---

改正案

現行

第十六号様式	第十六号様式
<p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】（２）</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 外国投資証券に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 外国投資証券の形態】（３）</p> <p>【発行予定期間】（４）</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】（５）</p> <p>【安定操作に関する事項】（６）</p> <p>【縦覧に供する場所】（７）</p> <p>第一部・第二部（略） （記載上の注意） （１）～（４）（略） （５）発行予定額又は発行残高の上限 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行 予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上 限額」の金額を記載すること。 （６）～（９）（略）</p>	<p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】（２）</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 外国投資証券に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 外国投資証券の形態】（３）</p> <p>【発行予定期間】（４）</p> <p>【発行予定額】（５）</p> <p>【安定操作に関する事項】（６）</p> <p>【縦覧に供する場所】（７）</p> <p>第一部・第二部（略） （記載上の注意） （１）～（４）（略） （５）発行予定額 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載す ること。 （６）～（９）（略）</p>





<p>4【その他】</p> <p>第3【手取金の使途】</p> <p>第2部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3【臨時報告書】</p> <p>1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>4【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>第2【参照書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称 _____</p> <p>(所在地) _____</p> <p>第3部【特別情報】</p> <p>【特定外国資産流動化証券の様式】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。</p> <p>(2) 証券情報 第二十二号の様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。</p> <p>(3) 保管に関する事項 特定外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。</p>	
--	--

改正案

現行

<p>第十六号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）短期外債に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】（1）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部・第二部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>（1）発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができ短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>第十六号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）短期外債に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行限度額】（1）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部・第二部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>（1）発行限度額</p> <p>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができ短期外債の上限額を記載すること。</p> <p>（2）（略）</p>
--	---



改正案

現行

<p>第十七号の二様式</p>	<p>(新設)</p>
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の名称】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態】(1)</p> <p>【発行登録書の提出日】 _____</p> <p>【発行登録書の効力発生日】 _____</p> <p>【発行登録書の有効期限】 _____</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】 _____</p> <p>【発行可能額】 _____</p> <p>【効力停止期間】 _____</p> <p>【提出理由】(2) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____</p> <p>名称 _____</p> <p>(所在地) _____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。</p> <p>(2) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。</p> <p>(a) 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。</p> <p>(b) 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなつたこと。</p> <p>(c) 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。</p> <p>(d) 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。</p> <p>(e) 記載された発行登録の効力発生日に変更があつたこと。</p> <p>(f) その他記載事項の変更があつたこと。</p>	

改正案

現行

第十八号様式	第十八号様式
<p>【表紙】                  【提出書類】 訂正発行登録書                  【提出先】 関東財務局長                  平成 年 月 日                  【提出日】                  【発行者名】                  【代表者の役職氏名】                  【本店の所在の場所】                  【代理人の氏名又は名称】（１）                  【代理人の住所又は所在地】                  【事務連絡者氏名】                  【連絡場所】                  【電話番号】                  【発行登録の対象とした募集（売出）                  外国投資証券に係る外国投資法人の名称】</p>	<p>【表紙】                  【提出書類】 訂正発行登録書                  【提出先】 関東財務局長                  平成 年 月 日                  【提出日】                  【発行者名】                  【代表者の役職氏名】                  【本店の所在の場所】                  【代理人の氏名又は名称】（１）                  【代理人の住所又は所在地】                  【事務連絡者氏名】                  【連絡場所】                  【電話番号】                  【発行登録の対象とした募集（売出）                  外国投資証券に係る外国投資法人の名称】</p>
<p>【発行登録の対象とした募集（売出）                  外国投資証券の形態】（２）                  【発行登録書の提出日】                  【発行登録書の効力発生日】                  【発行登録書の有効期限】                  【発行登録番号】                  【発行予定額又は発行残高の上限】                  【発行可能額】                  【効力停止期間】（３）</p>	<p>【発行登録の対象とした募集（売出）                  外国投資証券の形態】（２）                  【発行登録書の提出日】                  【発行登録書の効力発生日】                  【発行登録書の有効期限】                  【発行登録番号】                  【発行予定額】                  【発行残額】                  【効力停止期間】（３）</p>
<p>平成 年 月 日                  平成 年 月 日                  平成 年 月 日                  円                  円                  この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。</p>	<p>平成 年 月 日                  平成 年 月 日                  平成 年 月 日                  円                  円                  この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。</p>
<p>【提出理由】（４）                  【縦覧に供する場所】（５）                  （記載上の注意）                  （１）～（３）（略）                  （４） 提出理由                  次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。                  （ａ）（略）                  （ｂ） 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなつたこと。                  （ｃ） 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。                  （ｄ）・（ｅ）（略）                  （５）・（６）（略）</p>	<p>【提出理由】（４）                  【縦覧に供する場所】（５）                  （記載上の注意）                  （１）～（３）（略）                  （４） 提出理由                  次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。                  （ａ）（略）                  （ｂ） 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなつたこと。                  （新設）                  （ｃ）・（ｄ）（略）                  （５）・（６）（略）</p>
<p>名称                  （所在地）</p>	<p>名称                  （所在地）</p>

改正案

現行

<p>第十八号の二様式</p>	<p>(新設)</p>
<p>【表紙】                  【提出書類】 訂正発行登録書                  関東財務局長                  平成 年 月 日                  【提出先】                  【提出日】                  【発行者名】                  【代表者の役職氏名】                  【本店の所在の場所】                  【代理人の氏名又は名称】                  【代理人の住所又は所在地】                  【事務連絡者氏名】                  【連絡場所】                  【電話番号】                  【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の名称】                  【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態】(1)                  【発行登録書の提出日】                  平成 年 月 日                  【発行登録書の効力発生日】                  平成 年 月 日                  【発行登録書の有効期限】                  平成 年 月 日                  【発行登録番号】                  _____                  【発行予定額又は発行残高の上限】                  _____円                  【発行可能額】                  _____円                  【効力停止期間】                  _____                  【提出理由】(2)                  _____                  【縦覧に供する場所】                  名称 _____                  (所在地) _____</p> <p>(記載上の注意)                  次に掲げるものを除き、第十八号様式に準じて記載すること。                  (1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態                  発行登録による募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。                  (2) 提出理由                  次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。                  (a) 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。                  (b) 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。                  (c) 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。                  (d) 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。                  (e) 記載された発行登録の効力発生日に変更があったこと。                  (f) その他記載事項の変更があったこと。</p>	

# 改 正 案

# 現 行

<p>第十九号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 _____</p> <p>【提出先】 _____</p> <p>【提出日】 _____</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>1 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】 _____</p> <p>2 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態】 _____</p> <p>3 【取下げに係る発行登録書の提出日】 _____</p> <p>4 【取下理由】 _____</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>代表者の役職氏名 _____</p> <p>法第27条の30の5 第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>
--	---



改 正 案

現 行

<p>第二十号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>1 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】</p> <p>2 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】</p> <p>3 【取下げに係る発行登録書の提出日】</p> <p>4 【取下理由】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であつて、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

発行登録取下届出書  
 関東財務局長  
 平成 年 月 日



<p>第二部【参照情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(6) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>
---	---



<p>第1【社債（特定短期社債を除く。）】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各社債の金額】</p> <p>5【発行（売出）価額の総額】</p> <p>6【発行（売出）価格】</p> <p>7【利率】</p> <p>8【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】</p> <p>15【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】</p> <p>【転換特定社債に関する事項】</p> <p>18【転換の条件】</p> <p>19【転換により発行する優先出資の内容】</p> <p>20【転換請求期間】</p> <p>21【転換請求の受付場所及び取次場所】</p> <p>22【その他】</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>23【新優先出資引受権の内容】</p> <p>24【新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>25【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】</p> <p>26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>27【代用払込みに関する事項】</p> <p>28【その他】</p> <p>第2【特定優先出資証券】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【額面金額】</p> <p>4【発行口数】</p> <p>5【発行（売出）価額の総額】</p> <p>6【発行（売出）価格】</p> <p>7【優先出資の内容】</p> <p>8【消却・併合に関する事項】</p> <p>9【単位未満優先出資に関する事項】</p> <p>10【発行の条件に関する事項】</p> <p>11【募集の方法】</p> <p>12【申込証拠金】</p> <p>13【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>14【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>15【引受け等の概要】</p>	
---	--

<p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】</p>	
<p>第3【売出しに係る特定内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】</p>	
<p>第4【手取金の用途】</p>	
<p>第二部【参照情報】(7)</p>	
<p>第1【参照書類】</p>	
<p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p>	
<p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 年 月 日 至平成 年 月 日 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p>	
<p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p>	
<p>3【臨時報告書】</p> <p>1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p>	
<p>4【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p>	
<p>第2【参照書類の補充情報】</p>	
<p>第3【参照書類を縦覧に供している場所】</p>	
<p>名称</p>	
<p>(所在地)</p>	
<p>(記載上の注意)</p>	
<p>次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p>	
<p>(1) 代表者の役職氏名</p> <p>法第27条の30の5第1項の規定により発行登録届補書類を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p>	
<p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態</p> <p>今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。</p>	
<p>(3) 今回の募集(売出)金額</p> <p>今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。</p>	
<p>(4) 発行登録書の内容</p> <p>a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行う際に提出した発行登録書に付された番号を記載すること。</p>	
<p>b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。</p>	
<p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p>	
<p>(5) これまでの募集(売出)実績</p>	
<p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p>	
<p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録</p>	

<p>追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(7) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p>	
--	--









【縦覧に供する場所】(6)	名称 (所在地)
<p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【社債(短期外債を除く。)]】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各社債の金額】</p> <p>5【発行(売)出) 価額の総額】</p> <p>6【発行(売)出) 価格】</p> <p>7【利率】</p> <p>8【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】</p> <p>15【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【保管に関する事項】</p> <p>18【その他】</p> <p>【新株子約権付社債に関する事項】</p> <p>19【新株子約権の内容】</p> <p>20【新株子約権の行使請求期間】</p> <p>21【新株子約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>22【新株子約権の譲渡に関する事項】</p> <p>23【代用払込みに関する事項】</p> <p>24【その他】</p> <p>第2【株式】</p> <p>1【種類】</p> <p>2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【額面金額】</p> <p>4【発行数】</p> <p>5【発行(売)出) 価額の総額】</p> <p>6【発行(売)出) 価格】</p> <p>7【資本組入額の総額】</p> <p>8【資本組入額】</p> <p>9【株式の内容】</p> <p>10【配当の方法】</p> <p>11【募集の方法】</p> <p>12【申込証拠金】</p> <p>13【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>14【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>15【引受け等の概要】</p> <p>16【その他】</p> <p>第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】</p>	

<p>第4【手取金の使途】      第二部【参照情報】(7)      第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】      計算期間 第 年 月 日 至平成 年 月 日 平成 年 月 日      関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】      計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日      関東財務局長に提出</p> <p>3【臨時報告書】      1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>4【訂正報告書】      訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>第2【参照書類の補充情報】      第3【参照書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称      (所在地)</p> <p>第三部【特別情報】      【特定外国資産流動化証券の様式】      (記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称      本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態      今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。</p> <p>(3) 今回の募集(売出)金額      今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。</p> <p>(4) 発行登録書の内容      a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。      b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。      c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績      a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、</p>	
---	--

<p>以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(6) 縦覧に供する場所  公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(7) 参照情報  a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p>	
--	--

改正案

現行

第二十三号様式

第二十三号様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】  
 発行登録通知書  
 関東財務局長  
 平成 年 月 日

【提出書類】  
 【提出先】  
 【提出日】

【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】(1)  
 【本店の所在の場所】  
 【事務連絡者氏名】  
 【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)】  
 内国投資証券に係る投資法人の名称  
 【発行登録の対象とした募集(売出)】  
 内国投資証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集(売出)実績】(5)

(発行予定額を記載した場合)

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 円

(発行残高の上限を記載した場合)

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】  
 【縦覧に供する場所】

第1・第2 (略)

名称 (所在地)

名称 (所在地)

名称 (所在地)

名称 (所在地)

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】  
 発行登録通知書  
 関東財務局長  
 平成 年 月 日

【提出書類】  
 【提出先】  
 【提出日】

【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】(1)  
 【本店の所在の場所】  
 【事務連絡者氏名】  
 【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)】  
 内国投資証券に係る投資法人の名称  
 【発行登録の対象とした募集(売出)】  
 内国投資証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額】

【これまでの募集(売出)実績】(5)

(発行予定額を記載した場合)

【残額】(6) (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 円

(発行残高の上限を記載した場合)

【残高】(6) (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】  
 【縦覧に供する場所】

第1・第2 (略)

名称 (所在地)

名称 (所在地)

名称 (所在地)

名称 (所在地)

<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(別る)</p>	<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(6) 残額 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p>
---	--





<p>1 【社債（特定短期社債を除く。）】</p> <p>(1) 【銘柄】</p> <p>(2) 【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3) 【券面総額】</p> <p>(4) 【各社債の金額】</p> <p>(5) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(6) 【発行（売出）価格】</p> <p>(7) 【利率】</p> <p>(8) 【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>(9) 【償還期限及び償還の方法】</p> <p>(10) 【募集の方法】</p> <p>(11) 【申込証拠金】</p> <p>(12) 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>(13) 【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>(14) 【引受け等の概要】</p> <p>(15) 【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(16) 【振替機関に関する事項】</p> <p>(17) 【その他】</p> <p>【転換特定社債に関する事項】</p> <p>(18) 【転換の条件】</p> <p>(19) 【転換により発行する優先出資の内容】</p> <p>(20) 【転換請求期間】</p> <p>(21) 【転換請求の受付場所及び取次場所】</p> <p>(22) 【その他】</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>(23) 【新優先出資引受権の内容】</p> <p>(24) 【新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>(25) 【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】</p> <p>(26) 【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>(27) 【代用払込みに関する事項】</p> <p>(28) 【その他】</p> <p>2 【特定優先出資証券】</p> <p>(1) 【銘柄】</p> <p>(2) 【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3) 【額面金額】</p> <p>(4) 【発行口数】</p> <p>(5) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(6) 【発行（売出）価格】</p> <p>(7) 【優先出資の内容】</p> <p>(8) 【消却・併合に関する事項】</p> <p>(9) 【単位未満優先出資に関する事項】</p> <p>(10) 【発行の条件に関する事項】</p> <p>(11) 【募集の方法】</p> <p>(12) 【申込証拠金】</p> <p>(13) 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>(14) 【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>(15) 【引受け等の概要】</p>	
--	--

<p>(16) 【振替機関に関する事項】</p> <p>(17) 【その他】</p> <p>第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】</p> <p>1 【社債（特定短期社債を除く。）】</p> <p>(1) 【銘柄】</p> <p>(2) 【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3) 【券面総額】</p> <p>(4) 【各社債の金額】</p> <p>(5) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(6) 【発行（売出）価格】</p> <p>(7) 【利率】</p> <p>(8) 【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>(9) 【償還期限及び償還の方法】</p> <p>(10) 【申込期間】</p> <p>(11) 【払込期日】</p> <p>(12) 【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>【転換特定社債に関する事項】</p> <p>(13) 【転換の条件】</p> <p>(14) 【転換により発行する優先出資の内容】</p> <p>(15) 【転換請求期間】</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>(16) 【新優先出資引受権の内容】</p> <p>(17) 【新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>(18) 【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</p> <p>2 【特定優先出資証券】</p> <p>(1) 【銘柄】</p> <p>(2) 【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3) 【額面金額】</p> <p>(4) 【発行口数】</p> <p>(5) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(6) 【発行（売出）価格】</p> <p>(7) 【優先出資の内容】</p> <p>(8) 【消却・併合に関する事項】</p> <p>(9) 【単位未満優先出資に関する事項】</p> <p>(10) 【発行の条件に関する事項】</p> <p>(11) 【申込期間】</p> <p>(12) 【払込期日】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の二様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 代表者の役職氏名 発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。</p> <p>(3) 今回の募集（売出）金額 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。</p>	
--	--

<p>(4) 発行登録書の内容</p> <p>a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。</p> <p>b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p>	
---	--



【縦覧に供する場所】	【縦覧に供する場所】
<p style="text-align: center;">名称 （所在地）</p> <p>第1・第2（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 （1）～（3）（略） （4）発行登録書の内容 a・b（略） c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 （5）これまでの募集（売出）実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 （a）「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 （b）「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 （c）「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 （a）「番号」欄には、aの（a）に準じて記載すること。 （b）「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 （c）「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。 （削る）</p>	<p style="text-align: center;">名称 （所在地）</p> <p>第1・第2（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 （1）～（3）（略） （4）発行登録書の内容 a・b（略） c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。 （5）これまでの募集（売出）実績 a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 （6）残額 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p>



【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)
<p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【社債(短期外債を除く。)]】</p> <p>(1)【銘柄】</p> <p>(2)【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3)【券面総額】</p> <p>(4)【各社債の金額】</p> <p>(5)【発行(売出)価額の総額】</p> <p>(6)【発行(売出)価格】</p> <p>(7)【利率】</p> <p>(8)【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>(9)【償還期限及び償還の方法】</p> <p>(10)【募集の方法】</p> <p>(11)【申込証拠金】</p> <p>(12)【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>(13)【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>(14)【引受け等の概要】</p> <p>(15)【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(16)【振替機関に関する事項】</p> <p>(17)【保管に関する事項】</p> <p>(18)【その他】</p> <p>【新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>(19)【新株予約権の内容】</p> <p>(20)【新株予約権の行使請求期間】</p> <p>(21)【新株予約権の受付場所 取次場所及び払込取扱事項】</p> <p>(22)【新株予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>(23)【代用払込みに関する事項】</p> <p>(24)【その他】</p> <p>2【株式】</p> <p>(1)【種類】</p> <p>(2)【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3)【額面金額】</p> <p>(4)【発行数】</p> <p>(5)【発行(売出)価額の総額】</p> <p>(6)【発行(売出)価格】</p> <p>(7)【資本組入額の総額】</p> <p>(8)【資本組入額】</p> <p>(9)【株式の内容】</p> <p>(10)【配当の方法】</p> <p>(11)【募集の方法】</p> <p>(12)【申込証拠金】</p> <p>(13)【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>(14)【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>(15)【引受け等の概要】</p> <p>(16)【その他】</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p>	

<p>1 【社債（短期外債を除く。）】</p> <p>(1) 【銘柄】</p> <p>(2) 【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3) 【券面総額】</p> <p>(4) 【各社債の金額】</p> <p>(5) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(6) 【発行（売出）価格】</p> <p>(7) 【利率】</p> <p>(8) 【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>(9) 【償還期限及び償還の方法】</p> <p>(10) 【募集の方法】</p> <p>(11) 【申込証拠金】</p> <p>(12) 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>(13) 【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>(14) 【引受け等の概要】</p> <p>(15) 【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(16) 【振替機関に関する事項】</p> <p>(17) 【保管に関する事項】</p> <p>(18) 【その他】</p> <p>【新株子約権付社債に関する事項】</p> <p>(19) 【新株子約権の内容】</p> <p>(20) 【新株子約権の行使請求期間】</p> <p>(21) 【新株子約権の受付場所、取次場所及び払込取扱事項】</p> <p>(22) 【新株子約権の譲渡に関する事項】</p> <p>(23) 【代用払込みにに関する事項】</p> <p>(24) 【その他】</p> <p>2 【株式】</p> <p>(1) 【種類】</p> <p>(2) 【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>(3) 【額面金額】</p> <p>(4) 【発行数】</p> <p>(5) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(6) 【発行（売出）価格】</p> <p>(7) 【資本組入額の総額】</p> <p>(8) 【資本組入額】</p> <p>(9) 【株式の内容】</p> <p>(10) 【配当の方法】</p> <p>(11) 【募集の方法】</p> <p>(12) 【申込証拠金】</p> <p>(13) 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>(14) 【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>(15) 【引受け等の概要】</p> <p>(16) 【その他】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であって、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代</p>	
--	--



<p>理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p>	
<p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。</p>	
<p>(3) 今回の募集(売出)金額 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。</p>	
<p>(4) 発行登録書の内容 a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。 b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。 c 「発行予定期又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定期又は発行残高の上限を記載すること。</p>	
<p>(5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定期」を記載した場合には、「発行予定期を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定期のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p>	
<p>(c) 「残額」欄には、発行予定期から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p>	
<p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。 (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。</p>	

改正案

現行

<p>第二十五号様式</p> <p>1 基本情報</p> <p>(1) フランツの名称</p> <p>(2) 委託会社等の情報(2)</p> <p>(3) フランツの目的・特色(3)</p> <p>(4) 投資リスク(4)</p> <p>(5) 運用実績(5)</p> <p>(6) 手続・手数料等(6)</p> <p>2 追加的情報(7)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 目論見書の記載に当たっては、フランツの特色等を考慮し、投資者がフランツの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>また、この目論見書に係る内国投資信託受益証券についての有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出して記載するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等(以下このb及び(5)のbにおいて「図表等」という。)による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示し、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c 目論見書の作成に当たっては、投資者が容易に理解することができるよう、適切な分量及び文字の大きさとしなければならない。これに加えて紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさとしなければならない。</p> <p>d この目論見書が金融商品取引法の規定による「目論見書」であることが明白となるよう記載すること。</p> <p>e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>(2) 委託会社等の情報</p> <p>第四号様式「記載上の注意」(14)のb及びcにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) フランツの目的・特色</p> <p>第四号様式「記載上の注意」(12)、(14)のa及び(15)から(19)までにより記載すべき事項のうち、投資者がフランツの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク</p> <p>a フランツのもつリスク及びその管理体制について、フランツの特色及びリスクの特性を考慮し、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>b 投資リスクの記載については、投資者が投資リスクの内容を容易に理解することができるよう、表現、記載順序等を工夫して記載すること。</p> <p>(5) 運用実績</p> <p>a 第四号様式「記載上の注意」(28)から(34)までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号様式「記載上の注意」(28)のbにかかわらず、</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね10銘柄について記載すること。</p> <p>b 運用実績の記載については、図表等を用いて投資者が容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</p> <p>(6) <u>手続・手数料等</u></p> <p>a 投資者が申込みから換金(解約)までの間に行うべき手続として、第四号様式「記載上の注意」(6)、(8)、(11)、(36)、(37)及び(40)から(42)までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。</p> <p>b 「手数料等」として、第四号様式「記載上の注意」(21)から(25)までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。また、第四号様式「記載上の注意」(26)により記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(7) <u>追加的情報</u></p> <p>(3)から(6)までに掲げる事項のほか、この目論見書に係る内国投資信託受益証券についての有価証券届出書に記載された事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合には、「追加的記載事項」と明記して記載すること。</p> <p>なお、「追加的記載事項」の記載については、投資者がその内容を容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</p>	
--	--

改正案

現行

<p>第二十五号の二様式</p>	<p>(新設)</p>
<p>1 基本情報</p> <p>(1) フアンドの名称</p> <p>(2) 管理会社等の情報 (2)</p> <p>(3) フアンドの目的・特色 (3)</p> <p>(4) 投資リスク (4)</p> <p>(5) 運用実績 (5)</p> <p>(6) 手続・手数料等 (6)</p> <p>2 追加的情報 (7)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 目論見書の記載に当たっては、フアンドの特性等を考慮し、投資者がフアンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>また、この目論見書に係る外国投資信託受益証券についての有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出して記載するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等(以下このb及び(5)のbにおいて「図表等」という。)による表示をすることができ、この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c 目論見書の作成に当たっては、投資者が容易に理解することができるよう、適切な分量及び文字の大きさとしなければならない。これに加えて紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさとしなければならない。</p> <p>d この目論見書が、金融商品取引法の規定による「目論見書」であることが明白となるよう記載すること。</p> <p>e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>f フアンド設立及び運営が行われている国の制度又は慣行により、当該国以外の国において開示する当該フアンドに関する情報については、当該国において開示する当該情報(以下このfにおいて「本国情報」という。)と同程度のもものとしなければならないとされていることその他やむを得ない事情により、この様式の定めるところにより「1 基本情報」に掲げる事項を記載することが困難である場合には、その理由を記載した上で、又は、に掲げる事項を記載することができ、この場合には、目論見書の冒頭に金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第79条に規定する方法に準ずる方法により、同条に規定する事項を記載すること。</p> <p>— 本国情報のうち「1 基本情報」に掲げる事項の全部又は一部に該当する情報</p> <p>— 本国情報のうち第四号の二様式に掲げる事項に該当する情報</p> <p>(2) 管理会社等の情報</p> <p>第四号の二様式「記載上の注意」(16)のb及びcにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) フアンドの目的・特色</p> <p>第四号の二様式「記載上の注意」(14)、(16)のa及び(20)から(24)までにより記載すべき</p>	

<p>事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) <u>投資リスク</u></p> <p>a <u>ファンドのもつリスク及びその管理体制について、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>b <u>投資リスクの記載については、投資者が投資リスクの内容を容易に理解することができるよう、表見、記載順序等を工夫して記載すること。</u></p> <p>(5) <u>運用実績</u></p> <p>a <u>第四号の二様式「記載上の注意」(33)から(39)までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</u>  <u>なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」(33)のbにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄について記載すること。</u></p> <p>b <u>運用実績の記載については、図表等を用いて投資者が容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>(6) <u>手続・手数料等</u></p> <p>a <u>投資者が申込みから換金(解約)までの間に行うべき手続として、第四号の二様式「記載上の注意」(8)、(10)、(13)、(41)、(42)及び(45)から(47)までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。</u></p> <p>b <u>「手数料等」として、第四号の二様式「記載上の注意」(26)から(30)までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。また、第四号の二様式「記載上の注意」(31)により記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</u></p> <p>(7) <u>追加的情報</u></p> <p>(3)から(6)までに掲げる事項のほか、この目論見書に係る外国投資信託受益証券についての有価証券届出書に記載された事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合には、「追加的記載事項」と明記して記載すること。</p> <p><u>なお、「追加的記載事項」の記載については、投資者がその内容を容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</u></p>	
--	--

改 正 案	現 行
<p>第二十六号様式</p> <p>(日本工業規格 A4)</p> <p>届出日：平成 年 月 日</p> <p>電子公告届出書 (略)</p>	<p>第二十五号様式</p> <p>(日本工業規格 A4)</p> <p>届出日：平成 年 月 日</p> <p>電子公告届出書 (略)</p>

五 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 財務報告に係る内部統制の監査（第六条 第十一条の二）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（内部統制報告書の記載事項）</p> <p>第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長（第十条及び第十一条の二において「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（訂正報告書の提出先）</p> <p>第十一条の二 第四条第一項の規定により財務局長等に提出した内部統制報告書に係る訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官が法第二十四条の四の五第一項にお</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 財務報告に係る内部統制の監査（第六条 第十一条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（内部統制報告書の記載事項）</p> <p>第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長（第十条において「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

いて準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出を命じた場合には、当該訂正報告書は、金融庁長官に提出するものとする。



六 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第二十一条 公開買付者又は対象者は、法第二十七条の八第一項若しくは第二項（これらの規定を法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第三項若しくは第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項並びに第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二十七条の十三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、の規定により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長（金融庁長官）による法第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書又は訂正報告書の提出命令に応じて提出する訂正届出書又は訂正報告書については、金融庁長官。次項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第三十三条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第二十一条 公開買付者は、法第二十七条の八第一項又は第二項の規定（これらの規定を法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第三十三条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項の同意を|している者に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項の承諾を|している者に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

## 六 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

改正案	現行																																																																												
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">公開買付届出書 (略)</p> <p>第1～第4 (略) 第5【対象者の状況】(26) 1・2 (略) 3【株主の状況】(29) (1)【所有者別の状況】</p> <p style="text-align: right;">年 月 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">株式の状況(1単元の株式数)</th> <th colspan="2">株)</th> <th rowspan="2">単元未満株式の状況(株)</th> </tr> <tr> <th>政府及び地方公共団体</th> <th>金融機関</th> <th>金融商品取引業者</th> <th>その他の法人</th> <th>外国法人等 個人以外</th> <th>個人その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>所有株式数(単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有株式数の割合(%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略) 4 (略) (記載上の注意) (略)</p>	区分	株式の状況(1単元の株式数)				株)		単元未満株式の状況(株)	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等 個人以外	個人その他	株主数(人)							—	所有株式数(単位)								所有株式数の割合(%)							100	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">公開買付届出書 (略)</p> <p>第1～第4 (略) 第5【対象者の状況】(26) 1・2 (略) 3【株主の状況】(29) (1)【所有者別の状況】</p> <p style="text-align: right;">年 月 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">株式の状況(1単元の株式数)</th> <th colspan="2">株)</th> <th rowspan="2">単元未満株式の状況(株)</th> </tr> <tr> <th>政府及び地方公共団体</th> <th>金融機関</th> <th>金融商品取引業者</th> <th>その他の法人</th> <th>外国法人等 うち個人</th> <th>個人その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>所有株式数(単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有株式数の割合(%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略) 4 (略) (記載上の注意) (略)</p>	区分	株式の状況(1単元の株式数)				株)		単元未満株式の状況(株)	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等 うち個人	個人その他	株主数(人)							—	所有株式数(単位)								所有株式数の割合(%)							100
区分		株式の状況(1単元の株式数)				株)			単元未満株式の状況(株)																																																																				
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等 個人以外	個人その他																																																																							
株主数(人)							—																																																																						
所有株式数(単位)																																																																													
所有株式数の割合(%)							100																																																																						
区分	株式の状況(1単元の株式数)				株)		単元未満株式の状況(株)																																																																						
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等 うち個人	個人その他																																																																							
株主数(人)							—																																																																						
所有株式数(単位)																																																																													
所有株式数の割合(%)							100																																																																						

七 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第十二条 公開買付者は、法第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する法第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長（金融庁長官）による法第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する法第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書又は訂正報告書の提出の命令に応じて提出する訂正届出書又は訂正報告書については、金融庁長官）に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第二十五条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において</p>	<p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第十二条 公開買付者は、法第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する法第二十七条の八第一項又は第二項の規定により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第二十五条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において</p>

て準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第一項の同意をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

て準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第一項の承諾をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

八 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第二十六号）

改 正 案	現 行
<p>（大量保有報告書等の提出先） 第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により財務局長等に提出した大量保有報告書又は変更報告書の訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。 。ただし、金融庁長官が法第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出を命じた場合には、当該訂正報告書は、金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（大量保有報告書等の提出先） 第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により財務局長等に提出した大量保有報告書又は変更報告書の訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。 。</p> <p>3（略）</p>

九 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）

改正案	現行
<p>証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 特定証券情報等の提供又は公表（第一条・第十一条）</p> <p>第三章 外国証券情報の提供又は公表（第十二条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 外国証券情報 法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券情報をいう。</p> <p>八 外国証券売出し 法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券売出しをいう。</p> <p>九 指定外国金融商品取引所 金融商品取引法施行令（昭和四十年</p>	<p>特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令</p> <p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の十二の三第  
四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。

## 第二章 特定証券情報等の提供又は公表

### (特定証券情報の内容)

- 第二条 法第二十七条の三十一第一項に規定する内閣府令で定める情  
報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める  
情報とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる有価証券について  
、当該情報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないことと認  
められる場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする  
。
- 一 特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有  
価証券をいう。）又はその発行者が特定取引所金融商品市場（同  
条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下こ  
の号において同じ。）に上場しようとする有価証券（以下「特定  
上場有価証券等」という。） 当該特定上場有価証券等を上場し  
、又は上場しようとする特定取引所金融商品市場を開設する金融  
商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以  
下同じ。）の定める規則（以下「特定取引所規則」という。）に  
おいて定める情報
  - 二 特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規  
定する特定店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）

### (新設)

### (特定証券情報の内容)

- 第二条 法第二十七条の三十一第一項に規定する内閣府令で定める情  
報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める  
情報とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる有価証券について  
、当該情報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないことと認  
められる場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする  
。
- 一 特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有  
価証券をいう。）又はその発行者が特定取引所金融商品市場（同  
条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下こ  
の号において同じ。）に上場しようとする有価証券（以下「特定  
上場有価証券等」という。） 当該特定上場有価証券等を上場し  
、又は上場しようとする特定取引所金融商品市場を開設する金融  
商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）  
の定める規則（以下「特定取引所規則」という。）において定め  
る情報
  - 二 特定店頭売買有価証券（金融商品取引法施行令（昭和四十年政  
令第三百二十一号。第七条第五項第二号において「令」という。）



(又はその発行者が認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において同じ。)(に特定店頭売買有価証券として登録しようとする有価証券(以下「特定店頭売買有価証券等」という。)(に当該特定店頭売買有価証券等を登録し、又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則(以下「特定協会規則」という。)(において定める情報

三 (略)

2 前項各号に定める情報には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する情報を含むものとする。

一 (略)

二 特定有価証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 当該有価証券に係るファンド(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第一条第九号に規定するファンドをいう。以下同じ。)(、管理資産(同条第九号の二に規定する管理資産をいう。)(その他これに準ずる財産又は資産(二及び第七条第三項第二号において「運用資産等」という。)(の内容及び運用に関する事項

二 (略)

(特定証券情報の訂正)

(第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。)(又はその発行者が認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において同じ。)(に特定店頭売買有価証券として登録しようとする有価証券(以下「特定店頭売買有価証券等」という。)(に当該特定店頭売買有価証券等を登録し、又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則(以下「特定協会規則」という。)(において定める情報

三 (略)

2 前項各号に定める情報には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する情報を含むものとする。

一 (略)

二 特定有価証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 当該有価証券に係るファンド(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第一条第九号に規定するファンドをいう。)(、管理資産(同条第九号の二に規定する管理資産をいう。)(その他これに準ずる財産又は資産(二及び第七条第三項第二号において「運用資産等」という。)(の内容及び運用に関する事項

二 (略)

(特定証券情報の訂正)

第五条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する所有者とは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 (略)

二 外国又は外国の者の発行する有価証券 当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第十三条第三号、第十四条及び第十六条第三号において同じ。）の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者

(発行者情報の内容等)

第七条 (略)

2~4 (略)

5 法第二十七条の三十二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券が、令第一二条の十二の四第一項の規定により特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八条第一項において同じ。）に該当しなくなった場合

三 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する所有者とは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 (略)

二 外国又は外国の者の発行する有価証券 当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者

(発行者情報の内容等)

第七条 (略)

2~4 (略)

5 法第二十七条の三十二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券が、令第一二条の十二の二第一項の規定により特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八条第一項において同じ。）に該当しなくなった場合

三 (略)

6 (略)

6 (略)

第三章 外国証券情報の提供又は公表

(新設)

(外国証券情報の内容)

第十二条 法第二十七条の三十二の二第一項に規定する内閣府令で定

(新設)

める情報は、別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ当該区分の下欄に掲げる情報とする。

2 前項に規定する情報は、外国証券情報を提供し、又は公表しなければならぬ者が提供し、又は公表することができる直近の事業年度(会計年度その他これに類する期間を含む。)に係る情報でなければならぬ。

3 外国証券情報の全部又はその一部の内容が、当該有価証券の発行者その他これに準ずる者により公表されている情報(次の各号に掲げるすべての要件に該当するものに限る。以下この項において「公表情報」という。)に含まれている場合には、公表情報を参照する旨及び当該公表情報が公表されているホームページアドレスに関する情報を、外国証券情報の全部又はその一部とみなすことができる。

一 当該公表情報が法令若しくは当該有価証券の発行に係る外国の法令(これに相当する国際機関の定める規則を含む。)又は当該有価証券が上場されている金融商品取引所若しくは指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されていること(当該有価証券

が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券である場合を除く。）。

二 国内において当該公表情報をインターネットにより容易に取得することができること。

三 当該公表情報が日本語又は英語で公表されていること。

(外国証券情報の提供又は公表を要しない場合)

第十三条 法第二十七条の三十二の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときとする。

一 当該外国証券売出しに係る有価証券（以下この条において「売出し外国証券」という。）の発行者が当該発行者の他の有価証券について法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を提出しており、かつ、当該売出し外国証券に関する証券情報（当該売出し外国証券が該当する別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ、当該区分の下欄に掲げる情報をいう。次号において同じ。）を提供し、又は公表する場合

二 売出し外国証券の発行者が既に当該売出し外国証券について特定証券情報又は発行者情報を公表しており、かつ、当該売出し外国証券に関する証券情報を提供し、又は公表する場合（これらの情報に前条第一項に規定する情報が含まれている場合に限る。）

(新設)

三 売出し外国証券が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあつては、外国の政府又は外国の地方公共団体が当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証をしているものに限る。）であつて、当該売出し外国証券の外国証券売出しを行おうとする金融商品取引業者等が当該売出し外国証券又は当該売出し外国証券の発行者が発行する当該売出し外国証券と同じ種類の他の有価証券の売買が二以上の金融商品取引業者等により継続して行われ、又は行うこととされてることを認可金融商品取引業協会（金融庁長官が指定する一の認可金融商品取引業協会に限る。）の規則で定めるところにより、確認することができる場合

四 当該外国証券売出しの相手方が適格機関投資家（当該売出し外国証券を金融商品取引業者等又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に譲渡する場合以外の譲渡を行わないことを条件に取得する者に限る。）である場合（当該売出し外国証券を売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該売出し外国証券の提供又は公表の請求があつた場合を除く。）

（有価証券の保管を委託している者に準ずる者）

第十四条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該外国

（新設）

証券売出しを行った金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。第三号において同じ。）とする当該有価証券に係る加入者（同条第三項に規定する加入者をいう。同号において同じ。）

二 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該有価証券の保管を当該外国証券売出しを行った金融商品取引業者等に委託していた者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により他の金融商品取引業者等（当該有価証券と同一種類の有価証券（金融商品取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二に定める同一種類の有価証券をいう。）の外国証券売出しを行っている場合に限る。）に当該有価証券の保管を委託している者

三 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により当該口座管理機関の業務を承継した当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者

（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合）

第十五条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合は、次の各

（新設）

号に掲げる場合とする。

一 当該有価証券の発行者又は当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証している者（次号において「保証者」という。）の合併その他これに類する当該有価証券の元本の償還又は利息の支払その他の債務の履行又は保証に関する事業の重要な変更があつた場合

二 当該有価証券の発行者又は保証者に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続又は破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続の開始又は終了その他外国の法令に基づくこれらに類する事実が発生した場合

2 前項各号に掲げる場合に該当する場合における法第二十七条の三十二の二第二項の規定により提供し、又は公表する外国証券情報については、第十二条第一項に規定する情報に代えて、次の各号に掲げる情報とすることができる。

- 一 当該外国証券売出しに係る有価証券の発行者の名称
- 二 当該外国証券売出しに係る有価証券の銘柄
- 三 前項各号に掲げる場合に該当する旨

（投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合）

第十六条 法第二十七条の三十二の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第七

（新設）

項に規定する開示が行われている場合に該当する場合をいう。）  
に該当する場合。

二 第十三条第二号から第四号までに掲げる場合

三 国内における当該有価証券の所有者（当該有価証券に係る外国証券売出しを行った金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者及び第十四条に掲げる者に限る。）が五十名未満の場合。

（外国証券情報の提供又は公表の方法）

第十七条 法第二十七条の三十二の二第三項の規定により外国証券情報を提供し、又は公表しようとする金融商品取引業者等は、次の各号に掲げるいずれかの方法により外国証券情報の提供又は公表をしなければならない。

一 外国証券情報を提供し、又は公表しようとする相手方の者（以下この項において「外国証券情報受領者」という。）に対する当該外国証券情報を記載した書面の交付

二 当該外国証券情報受領者に対する当該外国証券情報のファクシミリ装置を用いた送信（当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において文書として受信できる場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。）

三 当該外国証券情報の電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に

（新設）



規定する電子メールをいう。)又はインターネットその他の電気通信回線を用いる送信(当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において電子計算機を使用して文書に変換できるものである場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。)

四 外国証券情報が公表されているホームページアドレスに関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供又は公表(当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供又は公表について同意した場合に限る。)

2| 法第二十七条の三十二の二第二項の規定により外国証券情報を提供し、又は公表する金融商品取引業者等は、同項の請求があつたとき又は第十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく外国証券情報を提供し、又は公表しなければならぬ。

別表(第十二条関係)

有価証券	情報
令第二条の十二の三 第一号に掲げる有価証券	1  発行者情報 (1)  発行者の名称 (2)  発行者の概要 (3)  財政の概要

(新設)

	2
	証券情報
(1)	有価証券の名称
(2)	発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。以下同じ。）
(3)	発行日
(4)	発行額
(5)	利率及び利払金の決定方法
(6)	利払日
(7)	償還期限
(8)	償還金額及び償還金の決定方法
(9)	受託会社又は預託機関
(10)	担保又は保証に関する事項
(11)	他の債務との弁済順位の関係
(12)	格付に関する事項及び当

	<p>令第二条の十二の三 第二号に掲げる有価 証券</p>
<p>3   該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>	<p>1   発行者情報 1) 発行者の名称 2) 発行者の概要 3) 財政の概要</p> <p>2   証券情報 1) 有価証券の名称 2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所） 3) 発行日 4) 発行額 5) 利率及び利払金の決定方法 6) 利払日 7) 償還期限</p>

<p>令第二十一条の十二の三 第三号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1   発行者情報</p> <p>(1)   発行者の名称</p> <p>(2)   発行者の所在地</p> <p>(3)   発行者の概要（発行者設 立の準拠法並びに設立の目 的、設立の根拠、法的地位 及び設立年その他の事項）</p> <p>(4)   経理の概要</p>	<p>(8)   償還金額及び償還金の決 定方法</p> <p>(9)   受託会社又は預託機関</p> <p>(10)   担保又は保証に関する事 項</p> <p>(11)   他の債務との弁済順位の 関係</p> <p>(12)   格付に関する事項及び当 該格付に係る格付機関の名 称（格付が付されている場 合に限る。）</p> <p>3   第十五条第一項各号に掲げ る場合に該当するときはその 旨及びその内容</p>

	2   証券情報
	(1)   有価証券の名称
	(2)   発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）
	(3)   発行日
	(4)   発行額
	(5)   利率及び利払金の決定方法
	(6)   利払日
	(7)   償還期限
	(8)   償還金額及び償還金の決定方法
	(9)   受託会社又は預託機関
	(10)   担保又は保証に関する事項
	(11)   他の債務との弁済順位の関係
	(12)   発行、支払及び償還に係る準拠法
	(13)   格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名

	<p>令第二十一条の十二の三 第四号に掲げる有価 証券</p>
<p>称（格付が付されている場 合に限る。） 3 第十五条第一項各号に掲げ る場合に該当するときはその 旨及びその内容</p>	<p>1 1 発行者情報 （1） 発行者の名称 （2） 発行者の本店所在地 （3） 発行者設立の準拠法、法 的地位及び設立年 （4） 決算期 （5） 事業の内容 （6） 経理の概要 2 証券情報 （1） 有価証券の種類及び名称 （2） 発行地及び上場・非上場 の区分（上場している場合 は上場している外国の金融 商品取引所） （3） 発行日 （4） 発行額 （5） 転換されることとなる株</p>

	券の内容
	イ 転換されることとなる 株券が上場している金融 商品取引所又は外国の金 融商品取引所
	ロ 転換されることとなる 株券の発行者及び種類
	ハ 転換条件
	ニ 転換請求期間
(6)	利率及び利払金の決定方 法
(7)	利払日
(8)	償還期限
(9)	償還金額及び償還金の決 定方法
(10)	受託会社又は預託機関
(11)	担保又は保証に関する事 項
(12)	他の債務との弁済順位の 関係
(13)	発行、支払及び償還に係 る準拠法
(14)	格付に関する事項及び当

	<p>令第二条の十二の三 第五号に掲げる有価 証券</p>
<p>3   該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） 15   第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>	<p>1   発行者情報 1   発行者の名称 2   発行者の本店所在地 3   発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 4   決算期 5   事業の内容 6   経理の概要 2   証券情報 1   有価証券の種類及び名称 2   発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所） 3   発行日 4   発行額</p>



- 
- 
- 
- (5) 新株予約権の内容
- イ 権利行使により発行する株式に係る株券が上場している外国の金融商品取引所
- ロ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額
- ハ 権利行使により発行する株式の種類
- ニ 権利行使により発行する株式の発行価格
- ホ 新株予約権の行使請求期間その他の行使条件
- (6) 利率及び利払金の決定方法
- (7) 利払日
- (8) 償還期限
- (9) 償還金額及び償還金の決定方法
- (10) 受託会社又は預託機関
- (11) 担保又は保証に関する事項
- (12) 他の債務との弁済順位
- 
-

	<p>令第二條の十二の三 第六号に掲げる有価 証券</p>
<p>関係 (13) 発行、支払及び償還に係る準拠法 (14) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） 3   第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>	<p>1   発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の本店所在地 (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (4) 決算期 (5) 事業の内容 (6) (7) に掲げる情報を記載しない場合には、經理の概要 (7) 保証を行っている親会社 (令第二條の十二の三第六号に規定する親会社をいう</p>

	項	。)	に	関	す	る	次	に	掲	げ	る	事
	イ	名	称									
	ロ	本	店	所	在	地						
	ハ	設	立	の	準	拠	法	、	法	的	地	
		位	及	び	設	立	年					
	ニ	決	算	期								
	ホ	事	業	の	内	容						
	ヘ	経	理	の	概	要						
2	証	券	情	報								
(1)	有	価	証	券	の	種	類	及	び	名	称	
(2)	発	行	地	及	び	上	場	・	非	上	場	
	の	区	分	(	上	場	し	て	い	る	場	合
	は	上	場	し	て	い	る	外	国	の	金	融
	商	品	取	引	所	)						
(3)	発	行	日									
(4)	発	行	額									
(5)	利	率	及	び	利	払	金	の	決	定	方	
	法											
(6)	利	払	日									
(7)	償	還	期	限								
(8)	償	還	金	額	及	び	償	還	金	の	決	
	定	方	法									

<p>令第二條の十二の三 第七号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1   発行者情報</p> <p>(1)   発行者の名称</p> <p>(2)   発行者の本店所在地</p> <p>(3)   発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年</p> <p>(4)   決算期</p> <p>(5)   発行済株式数</p> <p>(6)   事業の内容</p>	<p>3   第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p> <p>(9)   受託会社又は預託機関</p> <p>(10)   担保又は保証に関する事項</p> <p>(11)   他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(12)   発行、支払及び償還に係る準拠法</p> <p>(13)   格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限り。）</p>

<p>令第二十一条の十二の三 第八号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1   証券情報</p> <p>(1)   有価証券の名称</p> <p>(2)   ファンドの形態</p> <p>(3)   有価証券の種類</p> <p>(4)   発行地</p> <p>(5)   上場している外国の金融</p>	<p>(7)   経理の概要</p> <p>2   証券情報</p> <p>(1)   株式の種類及び名称</p> <p>(2)   発行地及び上場している 外国の金融商品取引所</p> <p>(3)   株価の推移</p> <p>(4)   業績推移</p> <p>イ   売上高</p> <p>ロ   当期純利益</p> <p>ハ   株主資本の額</p> <p>(5)   株式一株当たりの情報</p> <p>イ   一株当たり当期純利益</p> <p>ロ   一株当たり配当額</p> <p>3   第十五条第一項各号に掲げ る場合に該当するときはその 旨及びその内容</p>

	<p>商品取引所</p> <p>(6) 発行日</p> <p>(7) 売買単位</p> <p>2   発行者情報</p> <p>(1) ファンドの登録上の住所</p> <p>(2) ファンドの準拠法</p> <p>(3) ファンドの目的及び基本的性格</p> <p>(4) 主要法人の概要及び自己資本の額</p> <p>(5) 投資対象及び投資方針</p> <p>(6) 投資制限</p> <p>(7) ファンド資産の概要</p> <p>(8) ファンドに関する報酬及び費用</p> <p>(9) リスク</p> <p>(10) 決算期</p> <p>(11) ファンドの運用状況</p> <p>(12) ファンドの経理状況</p> <p>3   第十五条各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>
--	---

令第二条の十二の三  
第九号に掲げる有価  
証券

- 1 | 発行者情報
- (1) | 発行者の名称
- (2) | 発行者の本店所在地
- (3) | 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年の地位及び設立年
- (4) | 決算期
- (5) | 事業の内容
- (6) | 経理の概要
- 2 | 証券情報
- (1) | 有価証券の名称
- (2) | 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）
- (3) | 発行日
- (4) | オプションの内容
- (5) | オプションの行使の方法及び条件
- (6) | 決済の方法
- (7) | 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）

<p>令第二條の十二の三</p>	
<p>1   発行者情報</p>	<p>3  </p> <p>(8)   カバードワラントの発行の仕組み</p> <p>(9)   リスク</p> <p>(10)   その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項</p> <p>(11)   オプションの行使の対象が有価証券である場合には次に掲げる事項</p> <p>イ   当該有価証券の概要</p> <p>ロ   当該有価証券の発行者の企業情報</p> <p>ハ   その他当該有価証券につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項</p> <p>(12)   当該カバードワラントに係る金融商品又は金融指標に関する情報</p> <p>3   第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>



第十号に掲げる有価証券

- (1) 発行者の名称
  - (2) 発行者の本店所在地
  - (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年の地位及び設立年
  - (4) 発行者の決算期
  - (5) 発行者の事業の内容
  - (6) 発行者の経理の概要
- 2 証券情報
- (1) 有価証券の名称
  - (2) 発行地及び上場している外国の金融商品取引所
  - (3) 配当金及び基準日
  - (4) 権利の内容
  - (5) 権利行使の方法及び条件
  - (6) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）
  - (7) 預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容
  - (8) 預託証券の発行の仕組み
  - (9) その他預託証券に表示される権利につき投資者の判断

断に重要な影響を及ぼす事  
項  
(10) 預託を受ける者の企業情  
報  
3 第十五条第一項各号に掲げ  
る場合に該当するときはその  
旨及びその内容

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節 総則</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第五款 特定投資家（第五十三条 第六十四条の三）</p> <p>第二節 第七節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 信用格付業者</p> <p>第一節 総則（第二百九十五条 第三百五条）</p> <p>第二節 業務（第三百六条 第三百十四条）</p> <p>第三節 経理（第三百十五条 第三百二十条）</p> <p>第四節 監督（第二百二十一条 第三百二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第三百二十六条 第三百二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節 総則</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第五款 特定投資家（第五十三条 第六十四条）</p> <p>第二節 第七節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二百九十五条 第二百九十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」</p>

、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」又は「信用格付業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業又は信用格付業者をいう。

2 (略)

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四十三 (略)

、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」又は「特定投資家」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品取引清算機関、証券金融会社又は特定投資家をいう。

2 (略)

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四十三 (略)

四十四 指定紛争解決機関 法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。

四十五 紛争解決手続 法第五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう。

四十六 紛争解決等業務の種類 法第五十六条の三十八第十二項に規定する紛争解決等業務の種類をいう。

四十七 手続実施基本契約 法第五十六条の三十八第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。

四十八 金融商品取引関係業者 法第五十六条の三十八第十三項に規定する金融商品取引関係業者をいう。

4 (略)

(訳文の添付)

第二条 法(第三章から第三章の三まで及び法第八十八条(金融商品取引業者等、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。 )に限る。次条において同じ。 )、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。 )又はこの府令(第二百三十六條及び第二百三十九條から第二百四十三條までを除く。 )の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。 )に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。 )の議事録

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

(訳文の添付)

第二条 法(第三章、第三章の二及び法第八十八条(金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に係るものに限る。 )に限る。次条において同じ。 )、令(第四章及び第四章の二に限る。次条において同じ。 )又はこの府令(第二百三十六條及び第二百三十九條から第二百四十三條までを除く。 )の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。 )に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。 )の議事録であつて、かつ、英語で記

であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十七条の七第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)及び対象事業者(法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となる認定投資者保護団体の名称

二 九 (略)

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

- 五 苦情の解決のための体制(法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を含む。)

六 九 (略)

載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 加入する金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)及び対象事業者(法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となる認定投資者保護団体の名称

二 九 (略)

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

- 五 苦情の解決のための体制

六 九 (略)

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第三十七条の七第一項第五号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

三 九 (略)

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 苦情の解決のための体制(法第三十七条の七第一項第五号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を含む)。

六 十二 (略)

第五款 特定投資家

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

三 九 (略)

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 苦情の解決のための体制

六 十二 (略)

第五款 特定投資家

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第五十四条 削除

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )  
第五十五条 法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 削る )

一 申出者(法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。 ) は、同条第二項の規定による承諾を行った金

第五十四条 法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。 ) とする旨

2 法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )  
第五十五条 法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。 ) に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行つたものであつても、申出者(法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。 ) を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家以外の



融商品取引業者等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。同号及び第五十七条の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

二 金融商品取引業者等が対象契約に基づき申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日（法第三十四条の二第三項第一号に規定する承諾日をいう。）以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項）法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

顧客として取り扱われることになる旨

三 金融商品取引業者等が対象契約に基づき申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で期限日以前に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

四 申出者は、期限日前であつても、法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第五十七条 令第十五条の二十二第一項及び第十五条の二十三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第五十七条の三第一項各号に掲げる方法のうち金融商品取引業者等が使用するもの
- 二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第五十七条の二 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十四条の二十第一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)
- 二 対象契約の属する契約の種類(法第三十四条に規定する契約の種類をいう。以下この款において同じ。)
- 三 復帰申出者(法第三十四条の二十第一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)(が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)(には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けること

第五十七条 令第十五条の二十二第一項及び第十五条の二十三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第六十条第一項各号に掲げる方法のうち金融商品取引業者等が使用するもの
- 二 (略)

(新設)

となるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家として取り扱われる旨

六 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十七条の三 法第三十四条の二第十二項(法第三十四条の三第三項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフ

(新設)

ファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、金融商品取引業者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十八条 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第六十条において同じ)。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十八条 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

）とする旨

2 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第五号及び第六十条において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第五十九条 法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第六十条の二において同じ。）に関して申出者（法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（投資顧問契約及び投資一任契約を除く。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 法第三十四条の三第二項に規定する申出に係る契約の種類が第

2 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融

商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第五十九条 法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（投資顧問契約及び投資一任契約を除く。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 法第三十四条の三第二項に規定する申出に係る契約の種類が第

五十二条第三号及び第四号に掲げるものである場合にあっては、対象契約（投資顧問契約及び投資一任契約に限る。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日以前に行うもの限り、申出者を特定投資家として取り扱う旨

三 申出者は、法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

四 金融商品取引業者等が対象契約に基づき申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で期限日以前に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも特定投資家として取り扱われる旨

五 申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第六十条 法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間
  - 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日
- 2 法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適

五十二条第三号及び第四号に掲げるものである場合にあっては、対象契約（投資顧問契約及び投資一任契約に限る。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日以前に行うもの限り、申出者を特定投資家として取り扱う旨

三 申出者は、法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

四 金融商品取引業者等が対象契約に基づき申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で期限日以前に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも特定投資家として取り扱われる旨

（新設）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第六十条 法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第四項及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この

用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第六十条の二 法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(以下この

条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、金融商品取引業者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

条において「承諾日」という。）

二 対象契約の属する契約の種類

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二において同じ。）における申出者（法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第六十四条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第六十四条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）



(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第六十三条 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第六十四条の二において同じ。)とする旨

2 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第六十四条 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第六十四条の三において同じ。)に関して申出

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第六十三条 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第六十四条 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定め

者が当該各号に定める者である場合（法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する申出に係る契約の種類が第五十三条第三号及び第四号に掲げるものである場合にあつては、対象契約（投資顧問契約及び投資一任契約に限る。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日以前に行うものに限る。申出者を特定投資家として取り扱う旨

三 申出者は、法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることにならざる旨

四（略）

五 申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第六十四条の二 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十

る者である場合（法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する申出に係る契約の種類が第五十三条第三号及び第四号に掲げるものである場合にあつては、対象契約（投資顧問契約及び投資一任契約に限る。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日以前に行うものに限る。申出者を特定投資家として取り扱う旨

三 申出者は、法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることにならざる旨

四（略）

（新設）

（新設）

四條の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2

法第三十四條の四第六項において準用する法第三十四條の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第六十四條の三 法第三十四條の四第六項において準用する法第三十

四條の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四條の四第五項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 対象契約の属する契約の種類

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第三十四條の四第四項の規定による申出をした個人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品

（新設）

取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

## 第二節 業務

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。)、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものに上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券(金融庁長官の指定する有価証券を除く。)(の売買その他の取引(デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。)(に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「上場有価証券等書面」という。)(を交付している場合

二丁四 (略)

## 第二節 業務

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。)、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものに上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券(金融庁長官の指定する有価証券を除く。)(の売買その他の取引(デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。)(に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号及び第十四号に掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「上場有価証券等書面」という。)(を交付している場合

二丁四 (略)

五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

イ (略)

ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の第三第二項（法第二十七条の二十二の第二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の第二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト及び第百十一条第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

ハ 〓リ (略)

2 〓 4 (略)

5 法第二條第一項第十号に掲げる有価証券に係る目論見書（第一項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

（契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〓十四 (略)

十五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定

五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

イ (略)

ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の第三第二項に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト及び第百十一条第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

ハ 〓リ (略)

2 〓 4 (略)

（新設）

（契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〓十四 (略)

（新設）

める事項

イ 指定紛争解決機関（当該金融商品取引契約に係る業務をその紛争解決等業務の種別とするものに限る。以下この号において同じ。）が存在する場合 当該金融商品取引業者等が法第三十七條の七第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金融商品取引業者等の法第三十七條の七第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

（金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）  
第百十五條の二 法第三十七條の七第一項第一号ロに規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 金融商品取引業等業務関連苦情（法第百五十六條の三十八第九項に規定する金融商品取引業等業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 金融商品取引業等業務関連苦情の処理に関する業務を公正か

（新設）

つ適確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

八 金融商品取引業等業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 法第七十七条第一項（法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行つ苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

四 次に掲げる金融商品取引業等業務（法第百五十六条の三十八第八項に規定する金融商品取引業等業務をいう。次項第四号において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める者又は令第十九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

イ 特定第一種金融商品取引業務（法第百五十六条の三十八第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。次項第四号において同じ。） 指定第一種紛争解決機関（法第三十七条の七第一項第一号イに規定する指定第一種紛争解決機関をいう。次項第四号において同じ。） 以外の指定紛争解決機関

ロ 特定第二種金融商品取引業務（法第百五十六条の三十八第三

項に規定する特定第二種金融商品取引業務をいう。次項第四号において同じ。)

指定第二種紛争解決機関(法第三十七条の七第一項第二号イに規定する指定第二種紛争解決機関をいう。次項第四号において同じ。)

八 特定投資助言・代理業務(法第五十六条の三十八第四項に規定する特定投資助言・代理業務をいう。次項第四号において同じ。)

指定投資助言・代理紛争解決機関(法第三十七条の七第一項第三号イに規定する指定投資助言・代理紛争解決機関をいう。次項第四号において同じ。)

以外の指定紛争解決機関

二 特定投資運用業務(法第五十六条の三十八第五項に規定する特定投資運用業務をいう。次項第四号において同じ。)

指定投資運用紛争解決機関(法第三十七条の七第一項第四号イに規定する指定投資運用紛争解決機関をいう。次項第四号において同じ。)

以外の指定紛争解決機関

ホ 特定登録金融機関業務(法第五十六条の三十八第六項に規定する特定登録金融機関業務をいう。次項第四号において同じ。)

指定登録金融機関紛争解決機関(法第三十七条の七第一項第五号イに規定する指定登録金融機関紛争解決機関をいう。次項第四号において同じ。)

以外の指定紛争解決機関

ヘ 特定証券金融会社業務(法第五十六条の三十八第七項に規定する特定証券金融会社業務をいう。次項第四号において同じ。)

指定証券金融会社紛争解決機関(法第五十六条の三十一の二第一項第一号に規定する指定証券金融会社紛争解決機関



をいう。次項第四号において同じ。）以外の指定紛争解決機関  
五 金融商品取引業等業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ  
適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（  
法第五十六条の三十九第一項第一号に規定する法人をいう。次  
項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により  
金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

2

法第三十七条の七第一項第一号ロに規定する紛争解決措置として  
内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（法第  
七十七条の二第一項（法第七十八条の七及び第七十九条の十三に  
おいて準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）に  
より金融商品取引業等業務関連紛争（法第五十六条の三十八第  
十項に規定する金融商品取引業等業務関連紛争をいう。以下この  
条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に  
規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規  
定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続によ  
り金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあ  
つせん又は同条に規定する合意による解決により金融商品取引業  
等業務関連紛争の解決を図ること。

四 次に掲げる金融商品取引業等業務の区分に応じそれぞれ次に定  
める者又は令第十九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施す

る紛争の解決を図る手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

イ 特定第一種金融商品取引業務 指定第一種紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ロ 特定第二種金融商品取引業務 指定第二種紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ハ 特定投資助言・代理業務 指定投資助言・代理紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ニ 特定投資運用業務 指定投資運用紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ホ 特定登録金融機関業務 指定登録金融機関紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ヘ 特定証券金融会社業務 指定証券金融会社紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

五 金融商品取引業等業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金融商品取引関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金融商品取引業等業務関連苦情の処理又は金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第五十六條の六十一第一項の規定により法第五十六條の三十九第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十九條の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第五十六條の六十一第一項の規定により法第五十六條の三十九第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十九條の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（不招請勧誘の禁止の例外）

第一百十六條 法第三十八條ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

（不招請勧誘の禁止の例外）

第一百十六條 法第三十八條ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第三号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第一百六条の二 法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該金融商品取引契約に係る資産証券化商品(第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。)(の原資産)同項第二号に規定する原資産をいう。)(の信用状態に関する評価を対象とする信用格付(実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。))
- 二 前号に掲げるもののほか、当該金融商品取引契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該金融商品取引契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付(実質的に当該金融商品取引契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第一百六条の三 法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

一・二 (略)

(新設)

(新設)

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客

に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ二（略）

二二七（略）

八 法第三十八条第四号に規定する金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定投資家を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為

九 法第三十八条第六号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客（特定投資家を除く。）があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

十一（略）

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及

に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ二（略）

二二七（略）

八 法第三十八条第三号に規定する金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定投資家を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為

九 法第三十八条第五号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客（特定投資家を除く。）があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

十一（略）

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及

び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ～ホ（略）

二十三～二十八（略）

二十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引をい  
い、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第十六項  
及び第十八項において同じ。）に係る契約を締結する時において  
顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に關する内閣

び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（令第一条の五に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ～ホ（略）

二十三～二十八（略）

（新設）

- 府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。)(が業務執行組合員等として有価証券関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)(に限る。以下この号、次号及び第十六項から第十九項までにおいて同じ。)(が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関(外国におけるこれに相当するものを含む。)(をいう。以下この号及び次号において同じ。)(に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。)(の額に当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第十六項において「実預託額」という。)(が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為
- イ 法第二十八条第八項第四号イに掲げる取引(顧客が、将来の一定の時期におけるその所有に係る有価証券の売付けを約するとともに、当該有価証券を当該売付けの相手方となる金融商品取引業者等に貸し付けるものを除く。)(
- ロ 法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引
- ハ 法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引(同号ハに規定す



る権利を行使することにより成立する取引が、同号イ若しくはロに掲げる取引であるもの又は同号ハ(1)に掲げる取引であるもの(顧客が、その所有に係る有価証券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者等に付与するとともに、当該有価証券を当該金融商品取引業者等に貸し付けるものを除く。 )に限る。 )

三十一 その営業日ごとの一定の時刻における有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を継続する行為(前号に掲げる行為を除く。 )

三十一・三十二 (略)

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。 )若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。 )又は有価証券の売出し(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。 )若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。 )を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等(法第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。 以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。 )をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委

(新設)

二十九・三十 (略)

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。 )若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。 )又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。 )を除く。 )若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等(法第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。 以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。 )をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、

託等を行う場合には、適用しない。

3 } 12 (略)

13| 第一項第二十九号及び第三十号の証拠金等は、有価証券をもって充てることができる。

適用しない。  
3 } 12 (略)  
(新設)

14| 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額とする。

(新設)

15| 金融商品取引業者等は、第一項第二十九号又は第三十号の証拠金等の全部又は一部が第十三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの(以下この項において「振替社債等」という。)をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄(同法第六十九条第二項第一号イ(同法第一百十三条、第一百十五条、第一百七条、第一百八条、第一百二十条、第一百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する保有欄をいう。)(に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならぬ。

(新設)

16| 第一項第二十九号又は第三十号の実預託額、同項第二十九号の約定時必要預託額及び同項第三十号の維持必要預託額は、次の各号に掲げる有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める有価証券関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに

(新設)

括して算出することができる。この場合における同項第二十九号の規定の適用については、同号中「当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている有価証券関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

一 個別株関連店頭デリバティブ取引（株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものを含む。次号において同じ。）を対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引をいう。以下この条において同じ。）

複数の個別株関連店頭デリバティブ取引

二 株価指数関連店頭デリバティブ取引（次に掲げるものを対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引をいう。以下この条において同じ。） 複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引

イ 株価指数（金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。ロにおいて同じ。）に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値（多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。）をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 金融商品取引所に上場されている投資信託（その投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第一号に規定する投資信託財産をいう。）の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数に一致させるよう運用する旨を投資信託約款（同法第

四 四条第一項に規定する投資信託約款をいう。 ) に定められたものに  
限る。 ) 又はこれに類する外国投資信託の受益証券

三 債券関連店頭デリバティブ取引 ( 法第二条第一項第一号から第  
五号までに掲げる有価証券 ( 同項第十七号に掲げる有価証券で同  
項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するものを  
含む。 ) 若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に規定する  
投資法人債券若しくは外国投資証券で投資法人債券に類する証券  
を対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似  
する取引をいう。以下この条において同じ。 ) 複数の債券関連  
店頭デリバティブ取引

四 その他有価証券関連店頭デリバティブ取引 ( 前三号に掲げる有  
価証券関連店頭デリバティブ取引以外の有価証券関連店頭デリバ  
ティブ取引をいう。以下この条において同じ。 ) 複数のその他  
有価証券関連店頭デリバティブ取引

17 第一項第二十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各  
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取  
引のみについて算出する場合 当該個別株関連店頭デリバティブ  
取引の額 ( 当該個別株関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条  
第八項第四号八に掲げる取引 ( 顧客がオプションを取得する立場  
の当事者になるものに限る。 ) である場合にあつては、零。次項  
第一号において同じ。 ) に百分の二十を乗じて得た額

二 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ

( 新設 )

- 取引のみについて算出する場合 当該株価指数関連店頭デリバティブ取引の額（当該株価指数関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第二号において同じ。）に百分の十を乗じて得た額
- 三 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該債券関連店頭デリバティブ取引の額（当該債券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第三号において同じ。）に百分の二を乗じて得た額
- 四 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額（当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第四号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額
- 五 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引と当該個別株関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取

引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。  
。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額  
に百分の二十を乗じて得た額

六 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ  
取引と当該株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結  
する時に行っている他の株価指数関連店頭デリバティブ取  
引について一括して算出する場合、これらの株価指数関連店頭デ  
リバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に  
掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるも  
のに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減  
じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引  
と当該債券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に  
おいて行っている他の債券関連店頭デリバティブ取引について一  
括して算出する場合、これらの債券関連店頭デリバティブ取引の  
額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客  
がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係  
る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二  
を乗じて得た額

八 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバ  
ティブ取引と当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係  
る契約を締結する時に行っている他のその他有価証券関連  
店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合、これらの

その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

18

第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に關し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額）をいづ。

- 一 当該額を、顧客が行う各個別株関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各個別株関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額
- 二 当該額を、顧客が行う各株価指数関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各株価指数関連店頭デリバティブ取引の額に百分の十を乗じて得た額
- 三 当該額を、顧客が行う各債券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各債券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二を乗じて得た額
- 四 当該額を、顧客が行う各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額
- 五 当該額を、複数の個別株関連店頭デリバティブ取引について一

（新設）

括して算出する場合 当該複数の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 当該額を、複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 当該額を、複数の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

八 当該額を、複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額



19) 第十七項第五号から第八号まで又は前項第五号から第八号までに

(新設)

掲げる場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標（法第二條第八項第十一号イに規定する有価証券指標をいう。以下この項及び次項において同じ。）について有価証券の売付け等及び有価証券の買付け等を行っているときは、これらに係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

20) 前三項の「個別株関連店頭デリバティブ取引の額」、「株価指数

(新設)

関連店頭デリバティブ取引の額」、「債券関連店頭デリバティブ取引の額」又は「その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 法第二十八條第八項第四号八に掲げる取引以外の個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引、当該個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連

店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

- 二 法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引 同号八に規定する権利を行使することにより成立する同号八(1)又は(2)に掲げる取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

21 第十九項の「有価証券の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう

(新設)

- 一 有価証券の売付け
- 二 法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引(有価証券現実数値(同項第三号ロに規定する有価証券現実数値をいう。次項第二号において同じ。))が有価証券約定数値(同条第八項第三号ロに規定する有価証券約定数値をいう。次項第二号において同じ。))を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。(

(新設)

22 第十九項の「有価証券の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう

- 一 有価証券の買付け
- 二 法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引(有価証券現実数値が有価証券約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

(事故の確認を要しない場合)

(事故の確認を要しない場合)

第一百九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体のあつせん(法第七十七条の二第一項(法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。))に規定するあつせんをいう。

第二百七十七条第一項第四号において同じ。)(又は指定紛争解決機関(令第十九条の七各号に掲げる指定を受けた者を含む。第二百七十七条第一項第四号において同じ。))の紛争解決手続による和解が成立している場合

五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合

六 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合

七～十一 (略)

2・3 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 (略)

第一百九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん(法第七十七条の二第一項(法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。))に規定するあつせんをいう。第二百七十七条第一項第四号において同じ。))による和解が成立している場合

五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合

六 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合

七～十一 (略)

2・3 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 (略)

一〇一十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〇一八 (略)

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定(法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項(長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の五の二第一項若しくは第十一条の十二の三第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))若しくは第十五条の九の三第一項(同法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項に

一〇一十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〇一八 (略)

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定(法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項(長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の五の二第一項若しくは第十一条の十二の二第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))若しくは第十五条の九の二第一項(同法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項に

において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号八において同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ（略）

十九（略）

2（略）

（一般投資家に含まれない者）

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号）に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもって保有する者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被

において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号八において同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ（略）

十九（略）

2（略）

（一般投資家に含まれない者）

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号）に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもって保有する者（以下この条において「特定役員」と

支配法人等（当該発行者を除く。）

二・三（略）

2～4（略）

（特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外）

第二百二十五条の三 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条及び第二百二十五条の六第二項第四号において同じ。）に対する勧誘に基づかないで次に掲げる行為を行う場合

イ 水（略）

二 四（略）

（特定投資家向け有価証券取引契約等）

第二百二十五条の六 法第四十条の五第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第八項第十号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことを内容とする契約

二 取引所取引許可業者を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（取引所金融商品市場においてするものに限る。）を行うことを内容とする契約

いう。）又は当該特定役員<sup>（一）</sup>の被支配法人等（当該発行者を除く。）

二・三（略）

2～4（略）

（特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外）

第二百二十五条の三 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条及び第二百二十五条の六第四号において同じ。）に対する勧誘に基づかないで次に掲げる行為を行う場合

イ 水（略）

二 四（略）

（特定投資家向け有価証券取引契約に係る告知事項）

第二百二十五条の六（新設）

三 金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約

2 法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

三 特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

（有価証券関連業に付随する業務）

第三百三十七条 法第四十三条の二第二項第二号に規定する有価証券関連業に付随する業務として内閣府令で定めるものは、金融商品取引業に付随する業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

三 特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

（有価証券関連業に付随する業務）

第三百三十七条 法第四十三条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業に付随する業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十五号までに掲げる行為を行う業務
- 二 法第三十五条第一項第九号に掲げる行為（次に掲げる業務に係るものに限る。）を行う業務
  - イ 金融商品取引業（登録金融機関が行う登録金融機関業務を含む。）のうち、有価証券関連業以外の業務
  - ロ 有価証券関連業のうち、店頭デリバティブ取引（次条に規定する取引に限る。）又は令第十六条の十五に規定する取引（次条に規定する取引に限る。）に係るもの
  - ハ 前号に掲げる業務
  - 三 前二号に掲げる業務に類似する業務

（分別管理の対象から除かれる有価証券関連業に係る店頭デリバティブ取引）

第三百三十七条の二 法第四十三条の二第一項第二号に規定する有価証券関連業を行う金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者を相手方として行う取引その他の取引の相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものは、令第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者を相手方として行う取引とする。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額の算定）

- 一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十五号までに掲げる行為を行う業務
- 二 法第三十五条第一項第九号に掲げる行為（次に掲げる業務に係るものに限る。）を行う業務
  - イ 金融商品取引業（登録金融機関が行う登録金融機関業務を含む。）のうち、有価証券関連業以外の業務
  - ロ 有価証券関連業のうち、店頭デリバティブ取引又は令第十六条の十五各号に掲げる取引に係るもの
  - ハ 前号に掲げる業務
  - 三 前二号に掲げる業務に類似する業務

（新設）



第四百十條の二 前三條の規定にかかわらず、法第四十三條の二第二項第二号に掲げる金銭及び同項第三号に掲げる有価証券（同項第二号に規定する対象有価証券関連取引（次に掲げる取引に該当するものに限る。以下この款において「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等」という。）に関するものに限る。）について、同項に規定する顧客に返還すべき額は、顧客ごとに算定し、その算定の対象となる当該金銭の額及び当該有価証券の時価の合計額とする。

- 一 店頭デリバティブ取引
- 二 外国市場デリバティブ取引
- 三 令第十六條の十五に規定する取引

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額からの控除）

第四百十條の三 前條の金銭の額には、同條の対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

2 前條の規定による顧客ごとの額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。第四百十三條の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第一条第五項に規定する基

（新設）

（新設）

本契約書をいう。以下この項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由（同法第二条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引（同法第二条第一項に規定する特定金融取引をいう。以下この項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）について当該一括清算事由が生じた時における評価額（同法第二条第六項の評価額をいう。第百四十三条の二第三項において同じ。）で当該顧客の評価損となるもの（当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のすべてを満たさなければならない。

一 顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下この条において同じ。）に係る

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のすべてを満たさなければならない。

一 顧客分別金信託に係る信託契約（以下この条において「顧客分別金信託契約」という。）は、金融商品取引業者等を委託者とし

信託契約（以下この条において「顧客分別金信託契約」という。

）は、金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）に係る顧客を元本の受益者とする事。

二五（略）

六 金融商品取引業者等において、個別顧客分別金額（第一百三十八条から第一百四十条までの規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下同じ。）が、毎日算定されるものであること。

七十三（略）

二六（略）

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第一百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客を元本の受

託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）に係る顧客を元本の受益者とする事。

二五（略）

六 金融商品取引業者等において、個別顧客分別金額（前三条の規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下同じ。）が、毎日算定されるものであること。

七十三（略）

二六（略）

（新設）

益者とするものであること。

二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一人の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項において「弁護士等」という。）をもって充てられるものであること。

三 複数の顧客分別金信託を行う場合にあつては、当該複数の顧客分別金信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ 法第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定により法第二十九条の登録を取り消されたとき。

ロ 法第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定により法第三十三条の二の登録を取り消されたとき。

ハ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。）。

二 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業等の廃止。二において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。二において同じ。）をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

ホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

ヘ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

ト 内閣総理大臣が、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条、第四百四十八条又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたとき。

五 当該顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

イ 次に掲げる有価証券の保有

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの

- (4) 信用金庫法第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債、農林中央金庫法第六十条の規定による農林債及び株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）
- (5) 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）
- (6) 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に基づく受益証券で元本補てんの契約のあるもの
- (7) 担保付社債（償還及び利払の遅延のないものに限る。）
- (8) 第六十五条第二号イから八までに掲げる投資信託の受益証券（顧客分別金必要額（個別顧客分別金額（第四百四十条の二及び第四百四十条の三の規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。第十四号及び次条において同じ。）の合計額をいう。以下この項及び次条において同じ。）の三分の一に相当する範囲内に限る。）

- ロ 次に掲げる金融機関への預金又は貯金（金融商品取引業者等が当該金融機関である場合は、自己に対する預金又は貯金を除く。）
- (1) 銀行
  - (2) 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会
  - (3) 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫
  - (4) 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ハ コールローン
- ニ 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸
- ホ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの
- 六 信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額に満たない場合は、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。
- 七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合を除く。）。

- 八 顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。
- 九 次に掲げる場合以外の場合には、顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができないものであること。
- イ 信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場  
合において、その超過額の範囲内で顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うとき。
- ロ 他の顧客分別金信託に係る信託財産として信託することを目的として顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合
- 十 前号イ又はロに掲げる場合に行う顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約に係る信託財産を委託者に帰属させるものであること。
- 十一 金融商品取引業者等が第四号イからトまでのいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該金融商品取引業者等が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。
- 十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧客の受益権が当該受益者代理人によりすべての顧客について一括して行使されるものであること。
- 十三 顧客の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了すること



ができるものであること。

十四 顧客が受益権を行使する場合にそれぞれの顧客に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額に、当該日における顧客分別金必要額に対する当該顧客に係る個別顧客分別金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客分別金額を超える場合には、当該個別顧客分別金額）とされていること。

十五 顧客が受益権を行使する日における元本換価額が顧客分別金必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者に帰属するものであること。

2 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客分別金信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（個別顧客分別金額等の算定）

第四百四十一条の三 金融商品取引業者等は、個別顧客分別金額及び顧客分別金必要額を毎日算定しなければならない。

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う

（新設）

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う

通貨関連デリバティブ取引等（前条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

二・三（略）

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ）ホ（略）

へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

ト（略）

五 当該顧客区分管理信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、第百四十一条の二第一項第五号イ①から⑦までに掲げる有価証券及び第六十五条第二号イから八までに掲げる投資信託の受益証券（次号に規定する顧客区分管理必要額の三分の一に相当する範囲に限る。）の保有並びに同項第五号ロからホまでに掲げる方法によるものであること。

（削る）

（削る）

通貨関連デリバティブ取引等（前条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。第六号において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

二・三（略）

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ）ホ（略）

へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

ト（略）

五 当該顧客区分管理信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

イ 国債証券その他金融庁長官の指定する有価証券の保有

ロ 金融庁長官の指定する金融機関への預金又は貯金（金融商品

取引業者等が当該金融機関である場合は、自己に対する預金又

(削る)

六〇八

九 次に掲げる場合以外の場合には、顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができないものであること。

イ 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額を超過する場  
合において、その超過額の範囲内で顧客区分管理信託に係る契  
約の全部又は一部の解約を行うとき。

ロ (略)

十 前号イ又はロに掲げる場合に行う顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約に係る信託財産を委託者に帰属させるものであること。

十一〇十五 (略)

2 前項第六号の金銭その他の保証金の額には、同号の通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

3 第一項第六号に規定する個別顧客区分管理金額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算の約定をした基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等を行っている場  
合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引につ

は貯金を除く。)

八 その他金融庁長官の指定する方法

六〇八 (略)

九 次に掲げる場合以外の場合には、顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができないものであること。

イ 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額を超過する場  
合に、その超過額の範囲内で顧客区分管理信託に係る契約の全  
部又は一部の解約を行う場合

ロ (略)

十 前号イ又はロに掲げる場合に行う顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約に係る信託財産は、委託者に帰属させるものであること。

十一〇十五 (略)

(新設)

(新設)

いて当該一括清算事由が生じた時における評価額で当該顧客の評価損となるもの(当該通貨関連デリバティブ取引等に係るものを除く。 )があるときは、当該基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

4 第一項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産(元本部分に限る。)を換価して得られる額(顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額)をいう。

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第四百四十五条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第二項に規定する財産については、第四百四十三条及び前条に規定するものを除くほか、当該財産の価額が次に掲げるものの額の合計額を超えないように管理しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

) 第五百五十二条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

2 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産(元本部分に限る。)を換価して得られる額(顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額)をいう。

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第四百四十五条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第二項に規定する財産については、前二条に規定するものを除くほか、当該財産の価額が次に掲げるものの額の合計額を超えないように管理しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

) 第五百五十二条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。

)の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ・ロ (略)

四 十四 (略)

2 4 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ 法第三十四条の三第二項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)

ロ・ハ (略)

三 十七 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(第一百七十七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。

)の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ・ロ (略)

四 十四 (略)

2 4 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ 法第三十四条の三第二項(法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。)

ロ・ハ (略)

三 十七 (略)

2 (略)

(注文伝票)

第百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為(媒介若しくは代理又は同項第八号に掲げる行為(当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。))に係るものを除く。)に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇十一 (略)

2・3 (略)

(募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録)

第百六十二条 第百五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法第二条第八項第七号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為(当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。)並びに令第一条の十二に規定する行為に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇七 (略)

2・3 (略)

(受渡有価証券記番号帳)

第百六十五条 第百五十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳には、一切の受渡有価証券(受渡しを行った法第二条第一項各号に掲

(注文伝票)

第百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為(媒介又は代理に係るものを除く。)に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇十一 (略)

2・3 (略)

(募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録)

第百六十二条 第百五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法第二条第八項第七号及び第八号に掲げる行為並びに令第一条の十二に規定する行為に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇七 (略)

2・3 (略)

(受渡有価証券記番号帳)

第百六十五条 第百五十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳には、一切の受渡有価証券(受渡しを行った法第二条第一項各号に掲

げる証券又は証書をいい、第百五十七条第一項第十一号の保護預り有価証券明細簿に記載したものの、受渡し時点において記号又は番号が特定できない外国有価証券、登録国債及び社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものを除く。）について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～六（略）

2（略）

（説明書類の記載事項）

第百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～二（略）

ホ 法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は

第四号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二～五（略）

（外国証券業者の引受業務に係る禁止行為）

第二百七十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又

げる証券又は証書をいい、第百五十七条第一項第十一号の保護預り有価証券明細簿に記載したものの、受渡し時点において記号又は番号が特定できない外国有価証券、登録国債及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものを除く。）について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～六（略）

2（略）

（説明書類の記載事項）

第百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～二（略）

（新設）

二～五（略）

（外国証券業者の引受業務に係る禁止行為）

第二百七十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又

は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)(若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。))又は有価証券の売出し(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)(若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。))を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇五 (略)

六 法第三十八条第四号に規定する金融商品取引契約の締結の勧誘をする目的があることを顧客(特定投資家を除く。)(に明らかに明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)(若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。))又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。))を除く。)(若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇五 (略)

六 法第三十八条第三号に規定する金融商品取引契約の締結の勧誘をする目的があることを顧客(特定投資家を除く。)(に明らかに明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為



七 法第三十八条第六号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客（特定投資家を除く。）があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

八（二十四）（略）

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第二百八十一条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しく

七 法第三十八条第五号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客（特定投資家を除く。）があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

八（二十四）（略）

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第百十七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第二百八十一条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しく

はその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

イ）八（略）

二十六（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第一百七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。）又は売出しをする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となつた日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

2（略）

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しく

はその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

イ）八（略）

二十六（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第一百七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。）又は売出しをする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となつた日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

2（略）

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号口に掲げるも

は特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

（事故の確認を要しない場合）

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三（略）

四 金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体のあつせん又は指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合

五 十一（略）

二・三（略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 八（略）

九 金融商品仲介業を実施する組織の業務を統括する金融商品仲介

のに限る。）を除く。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

（事故の確認を要しない場合）

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三（略）

四 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせんによる和解が成立している場合

五 十一（略）

二・三（略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 八（略）

九 金融商品仲介業を実施する組織の業務を統括する金融商品仲介

業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二十一条各号に掲げる行為を行つてゐる状況（当該統括する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供してゐる状況を含む。）

十一（略）

#### 第四章 信用格付業者

##### 第一節 総則

（定義）

第二百九十五条 この章（第三項第一号及び第三号、第二百九十九条第三十九号、第三百条第一項第九号、第三百六条第一項第十五号、第三百七条第一項第一号、第三百九条第三号、第三百十号、第三百十三条第二項第二号並びに第三百十八条第二号口③を除く。）にお

業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第一百七十七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二十一条各号に掲げる行為を行つてゐる状況（当該統括する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供してゐる状況を含む。）

十一（略）

（新設）

（新設）

（新設）

- いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 1 法人 法第六十六条の二十七に規定する法人をいう。
  - 2 役員 法第六十六条の二十八第一項第二号に規定する役員をいう。
  - 2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - 1 格付関係者 法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係者をいう。
    - 2 格付方針等 法第六十六条の三十六第一項に規定する格付方針等をいう。
    - 3 子法人 法第六十六条の四十五第二項に規定する子法人をいう。
  - 3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - 1 資産証券化商品 法第二条第一項に規定する有価証券（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号）（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号又は第十六号に掲げる証券又は証券の性質を有するものに限る。以下この号において同じ。）（第十九号、第二十号）（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号又は第十九号に掲げる証券又は証券に係る権利を表示するものに限る。）及び第二十一号に掲げる有価証券（以下この

号において「除外有価証券」という。( )を除き、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(除外有価証券に係るもの及び同項第三号から第六号までに掲げる権利を除く。( )を含む。第三百七条第三項において同じ。 )又は資金の貸付けに係る債権であつて、次のイからホまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの(次のへからチまでに掲げる要件のいずれかを満たすものを除く( )をいう。 )をいう。

イ 次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1) 当該有価証券の発行又は資金の借入れ(当該資金の貸付けに係るものに限る。以下この号において同じ。 )を目的として設立され、又は運営される法人(②、八及び第三百七条第二項第三号において「特別目的法人」という。 )に直接又は間接に所有者から譲渡(取得を含む。 )がなされる金銭債権その他の資産(以下この号において「原資産」という。 )が存在すること。

(2) 当該特別目的法人が当該有価証券の発行又は当該資金の借入れを行い、かつ、当該特別目的法人が当該有価証券又は当該資金の借入れ(当該有価証券又は当該資金の借換えのため発行される有価証券又は当該借換えのために行われる借入れを含む。 )に係る債務の履行について(1)の原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法(外国の法令

に基づく方法であつて、これらの方法に類するものを含む。

(2)及び二(1)において同じ。)により原資産の信託がなされ、当該原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭をもつて、当該信託に係る信託受益証券等(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)(第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する信託社債券、同条第四号の四に規定する外国貸付債権信託受益証券並びに法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利をいう。以下口及び二(2)において同じ。))又は当該信託に係る資金の借入れ(当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを含む。))に係る債務の履行が行われること。

(2) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法により信託がなされ、当該信託、当該信託に係る信託社債券(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第四号の二に規定する信託社債券をいう。二(2)において同じ。))の発行又は当該信託に係る資金の借入れにより得られる金銭をもつて原資産を取得し、当該原資産の管理又は処分を行うことにより得られる金銭をもつて、当該信託に係る信託受益証券等又は当該信託に係る資金の借入れ(当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを含む。))に係る債務の履行が行

われること。

八 次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1) 原資産の信用状態の変化に起因する損失の危険の全部又は一部を第三者から特別目的法人に移転させる契約が締結されていること。

(2) 当該特別目的法人が当該有価証券の発行又は資金の借入れを行い、当該有価証券又は当該資金の借入れ（当該有価証券又は当該資金の借換えのために発行される有価証券又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行について、(1)の契約又は当該有価証券の発行若しくは当該資金の借入れにより得られる金銭その他の資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。

二 次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法による信託がなされ、原資産の信用状態の変化に起因する損失の危険の全部又は一部を第三者から受託者に移転させる契約が締結されていること。

(2) 当該信託に係る信託受益証券等又は当該信託に係る資金の借入れ（当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行について、(1)の契約、当該信託、当該信託に係る信託社債券の発行又は当該資金の借入れにより得られる金銭その他の資産の管理、運用又は処分



を行うことにより得られる金銭を充てること。

ホ イからニまでに掲げる要件のほか、これらに類似する性質を有するものとして金融庁長官が指定するもの

ヘ 当該有価証券又は資金の貸付けに係る債権（以下へ及びトにおいて「当該有価証券等」という。）であつて、原資産が一の発行者が発行する有価証券（法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）又は一の債務者に対する債権であるもの（当該原資産の信用状態が当該有価証券等の信用状態と実質的に同一であると認められる場合に限る。）

ト 当該有価証券等であつて、イ(1)又は八(1)の特別目的法人との者との間で特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）第二条に規定する特定融資枠契約（これに類する外国の法令に基づき契約を含む。）が締結されており、当該特別目的法人が当該有価証券等に関する債務の履行に充てるため当該契約に基づき消費貸借を成立させる権利を有しているもの（当該者の信用状態が当該有価証券等の信用状態と実質的に同一であると認められる場合に限る。）

チ 金融庁長官が指定するもの

二 原資産 前号イ(1)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)並びにニ(1)の原資産をいう。

三 格付アナリスト 信用格付の付与に先立ち、専門的知識及び技能を用いて金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する

定義に関する内閣府令第二十四条第一項に掲げるものを含む。第二百九十九条第三十九号、第三百条第一項第九号、第三百六条第一項第十五号、第三百七条第一項第一号、第三百九条第三号、第三百十号、第三百十三条第二項第二号及び第三百十八条第二号口③において同じ。）の信用状態の分析及びこれに基づく評価を行う者をいう。

四 主任格付アナリスト 信用格付の付与に係る過程に關与する主たる格付アナリスト一名をいう。

五 格付担当者 格付関係者が利害を有する事項（第三百九条に掲げる事項をいう。以下この章において同じ。）を対象とする信用格付の付与に係る過程に關与する格付アナリスト及び当該信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体の構成員をいう。

六 法令等遵守 信用格付業の業務が法令等（法令（外国の法令を含む。））、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は定款その他の規則をいう。第二百九十九条第十号及び第三百六条第一項第五号八において同じ。）に適合することをいう。

七 法令等遵守責任者 法令等遵守を確保するための措置を講じる責任者をいう。

八 信用格付行為 信用格付を付与し、又は提供し若しくは閲覧に供する行為（信用格付業に係るものに限る。）をいう。

九 利益相反 自己又は格付関係者その他の者の利益を図る目的を

もつて投資者の利益を害することをいう。

十 関係法人 法人の子法人、法人を子法人とする他の法人又は法人を子法人とする他の法人の子法人（当該法人を除く。）であつて、信用格付行為を業として行うものをいう。

（登録の申請）

第二百九十六条 法第六十六条の二十七の登録を受けようとする者は、別紙様式第二十七号により作成した法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（外国法人の国内における代表者に準ずる者）

第二百九十七条 法第六十六条の二十八第一項に規定する内閣府令で定める者は、外国法人（法第六十六条の三十第二項ただし書の規定により国内に営業所又は事務所を有することを要しないものに限る。）を代表して金融庁長官との連絡調整を行う者（当該外国法人における法令等遵守の状況について説明を行う能力を有する者に限る。）とする。

（登録申請書の記載事項）

第二百九十八条 法第六十六条の二十八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

（新設）

（新設）

- 一 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は前条に規定する者の氏名
- 二 登録申請者の関係法人であつて登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者に関する次に掲げる事項
  - イ 商号又は名称
  - ロ 本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地
- 三 登録申請者の関係法人（登録申請者の関係法人であつて登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。）に関する次に掲げる事項
  - イ 商号又は名称
  - ロ 本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地
- 四 登録申請者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項
  - イ 本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名
  - ロ イの国において信用格付業の業務に相当する業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの（以下この章において「外国行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地
- 五 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会（第三百六条第一項第十七号に規定する監督委員会をいう。次条第三十五号、第三百条第一項第四号及び第五号並びに第三百四条第六号におい

て同じ。)の委員の氏名

(業務の内容及び方法)

第二百九十九条 法第六十六条の二十八第二項第二号に規定する内閣

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営に関する基本原則
- 二 業務執行の方法
- 三 業務分掌の方法
- 四 業として行う信用格付行為の内容及び当該行為に係る信用格付の対象となる事項の区分
- 五 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置の内容
- 六 使用人(格付アナリストを除く。)の採用に関する方針
- 七 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置(第三百六条第一項第四号に規定する措置をいう。)の内容
- 八 法令等遵守に関する方針及び手続
- 九 法令等遵守責任者の選任その他法令等遵守に係る責任の所在の明確化に関する方針
- 十 使用人が法令等に反する行為を発見した場合の対応に関する措置の内容
- 十一 格付アナリストの採用及び研修に関する方針

(新設)

- 
- 十二 格付アナリストの配置
- 十三 信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う合議体の構成員の選任方法及び当該合議体の意思決定の方法
- 十四 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の選任方法
- 十五 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置の内容
- 十六 信用格付の付与のために専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保できない場合又は信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保できない場合には、当該信用格付を付与しないための措置の内容
- 十七 格付付与方針等（第三百十三条第一項第一号に規定する格付付与方針等をいう。次号、第三十六号、第三百六条第一項第六号、第三百十一条及び第三百十二条第一号において同じ。）の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置の内容
- 十八 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置の内容
- 十九 資産証券化商品（当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。）
-

- ( )の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置の内容
- 二十 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置の内容
- 二十一 特定行為(第三百六条第一項第七号イに規定する特定行為をいう。第二十七号において同じ。)の種類及び利益相反回避措置(同項第七号イに規定する利益相反回避措置をいう。第二十七号において同じ。)の概要
- 二十二 格付担当者が利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等を行わないために講じる措置の内容
- 二十三 登録申請者又はその役員若しくは使用人が格付関係者と第三百八条第一項に掲げる密接な関係を有する場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行わないために講じる措置の内容
- 二十四 登録申請者と格付関係者との間で利益相反のおそれのある場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の内容
- 二十五 格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就くことを目的として自ら働きかけを行うことを防止するための措置の内容
- 二十六 登録申請者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において

- 、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置の内容
- 二十七 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要を適切な方法により公表するための措置の内容
- 二十八 関連業務（信用格付業以外の業務であつて、信用格付行為に関連する業務をいう。以下この章において同じ。）及びその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務をいう。以下この章において同じ。）に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置の内容
- 二十九 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置の内容
- 三十 登録申請者の役員及び使用人の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として登録申請者から受ける財産上の利益をいう。次号において同じ。）の決定方針
- 三十一 登録申請者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置の内容
- 三十二 格付担当者が当該信用格付の手数料（信用格付の付与の対価として登録申請者に対して支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額をいう。）に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置の内容



- 三十三 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置の内容
- 三十四 登録申請者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置の内容
- 三十五 監督委員会の運営方針及び委員の選任方法
- 三十六 格付付与方針等に関する次に掲げる事項
- イ 信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じた信用状態に関する評価の前提となる事項、信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準
- ロ 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行う前に、あらかじめ、当該信用格付の付与に当たり登録申請者が利用した主要な情報に関し、格付関係者が事実の誤認の有無について確認することを可能とするための方針及び方法
- ハ 格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合における当該信用格付の付与に係る方針及び方法
- 三十七 格付提供方針等（第三百十三条第一項第二号に規定する格付提供方針等をいう。）
- 三十八 役員及び使用人が格付方針等を遵守するために講じる措置の内容
- 三十九 金融商品又は法人の信用状態の評価の結果に関する一般的な性質に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行わないための措置の内容
- 四十 関連業務に係る行為を行う場合において、当該行為が信用格

付業に係る行為であると誤認されることを防止するための措置の  
内容

四十一 登録申請者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規  
範

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で  
定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 二 役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを  
問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と  
同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この  
号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。)に関する  
次に掲げる書面
  - イ 役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を  
記載した書面)
  - ロ 役員の住民票の抄本(役員が法人又は外国人である場合には  
、当該役員の登記事項証明書又は外国人登録原票の記載事項証  
明書)又はこれに代わる書面
  - ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない  
旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
  - ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれ  
にも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

- 
- 三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面
- イ 履歴書
- ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
- 四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に関する次に掲げる書面
- イ 履歴書
- ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
- 五 監督委員会の独立委員（第三百六条第一項第十七号イに規定する独立委員をいう。）が独立性を有していると認める理由を記載した書面
- 六 登録申請者の関係法人であつて登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者と登録申請者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要を記載した書面
- 七 登録申請者の関係法人（登録申請者の関係法人であつて登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。）の状況として次に掲げる事項を記載した書面
- イ 登録申請者と当該登録申請者の関係法人との間の資本関係、
-

人的関係及び最近二年間の業務上の関係の概要

ロ 当該登録申請者の関係法人（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名及び当該国において外国行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地

ハ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。次項において同じ。）

（）及び損益計算書（関連する注記を含む。同項において同じ。）

九 金融商品又は法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用等级の対象となる事項であるものに限る。）の変化に関する統計その他の情報を保有している場合には、当該情報を記載した書面

2 前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に規定するものに限る。）を添付することができる。

3 登録申請者は、法第六十六条の二十七の登録を受けた場合において、第二百六条第二項又は第三項の規定による承認を受けようとするときは、登録申請書に同条第四項に掲げる書類を添付することができる。

4 登録申請者は、法第六十六条の二十七の登録を受けた場合において、第二百六条第六項の規定による承認を受けようとするときは、登録申請書に同条第七項に掲げる書類を添付することができる。

(電磁的記録)

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方法に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 登録申請者の商号又は名称
- 二 申請年月日

(信用格付業者登録簿の縦覧)

第三百一条 金融庁長官は、その登録をした信用格付業者に係る信用格付業者登録簿を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(体制整備の審査基準)

(新設)

(新設)

第三百三条 法第六十六条の第三十一項第五号に規定する信用格付業を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人であるかどうかの審査をするときは、第二百九十九条に掲げる事項を記載した書類及び第三百条第一項に掲げる書類のほか、登録申請者の役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、信用格付業の信用を失墜させるおそれがあると認められるかどうかを審査するものとする。

(新設)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の第三十一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

(新設)

一 法第六十六条の二十八第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更

があつた場合 次に掲げる書類

イ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ロ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2) 住民票の抄本（役員が法人又は外国人である場合には、当該役員の登記事項証明書又は外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

(3) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類

イ 履歴書

ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

四 第二百九十八条第二号に掲げる事項について変更があつた場合

信用格付業者と新たに関係法人となったものとの間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要を記載した書面  
五| 第二百九十八条第三号に掲げる事項について変更があった場合に次に掲げる事項を記載した書面

イ| 信用格付業者と新たに関係法人となったものとの間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要

ロ| 新たに関係法人となったもの（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名及び当該国において外国行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地

六| 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があった場合に新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員となった者に関する次に掲げる書面

イ| 履歴書

ロ| 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第三百五条 法第六十六条の三十一第三項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第二百九十九条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなけ

（新設）



ればならない。

第二節 業務

(業務管理体制の整備)

第三百六条 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において信用格付行為を行うための措置がとられていること。

二 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するための次のいずれかの措置がとられていること。

イ 信用格付の付与に係る過程に関する主任格付アナリストが同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に五年間継続して関与した場合には、その後二年間当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与しないための措置

ロ 信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行い、かつ、当該合議体の構成員の総数の三分の一以上の構成員について連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付(資産証券化商品以外の信用状

(新設)

(新設)

- 
- 態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、同一事業年度内に当該信用格付の対象となる事項を対象とする二以上の信用格付を付与したときは、当該二以上の信用格付を一の信用格付とみなす。）の付与に係る過程に關与しないための措置
- 三| 公正に信用格付行為を行うことについて重要な疑義がある者を採用しないための措置がとられていること。
- 四| 信用格付業者の業務の適正を確保するための次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
- イ| 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ロ| 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ハ| 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 五| 法令等遵守を確保するための次に掲げる措置がとられていること。
- イ| 法令等遵守に関する方針及び手続の策定
- ロ| 法令等遵守責任者の選任その他法令等遵守に係る責任の所在の明確化に関する方針の策定
- ハ| 使用人が法令等に反する行為を発見した場合の対応に関する次に掲げる措置
- (1)| 信用格付業者の使用人が法令等に反する行為を発見した場合における当該行為の内容を役員及び法令等遵守責任者に通知するための措置
-

(2) 当該通知を受けた役員及び法令等遵守責任者が信用格付業者において法令等に反する行為が行われることを防止するための適切な措置

(3) 当該通知を行った者が当該通知を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための措置

六 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置がとられていること。

イ 信用格付業の業務を適正かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保するための措置（信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体において行う場合には、当該合議体の構成員の選任方法及び当該合議体の意思決定の方法その他使用人の専門的知識及び技能が適正に発揮されることを確保するための措置を含む。）

ロ 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するための措置

ハ 信用格付の付与のために専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保できない場合又は信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保できない場合には、当該信用格付を付与しないための措置

ニ 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置（資産証券化商品の原資産の信用状態の特性が変化した場合における当該資産証券化商品の格付付与方針等の妥当性及び実効性についての検証を適正に行うた

めの措置を含む。)

ホ 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置

ヘ 資産証券化商品(当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る)の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置

ト 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置(当該検証及び更新を実施しないこととした場合においては、その旨及びその他必要な事項を遅滞なく公表するための措置を含む。)

七 信用格付業に係る利益相反を防止するための次に掲げる措置がとられていること。

イ 信用格付行為のうち利益相反又はそのおそれのある行為(以下この章において「特定行為」という。)を適切な方法により特定し、当該行為が投資者の利益を害しないことを確保するための措置(次に掲げる措置を含む。以下この章において「利益相反回避措置」という。)

(1) 格付担当者が利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等を行わないための措置

- 
- (2) 役員又は使用人と格付関係者との間で利益相反のおそれのある場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に当該役員又は使用人が関与しないための措置
- (3) 信用格付業者と格付関係者との間で利益相反のおそれのある次に掲げる場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者の利益を害しないことを確保するための措置
- ( ) 信用格付業者が格付関係者から融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を受けている場合
- ( ) 信用格付業者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権（第十六条に規定するものを除く。）を保有している者が格付関係者である場合
- ( ) 格付関係者が信用格付業者が発行する有価証券の引受人となる場合
- ( ) 格付関係者から信用格付行為に係る役務以外の役務の対価として多額の金銭その他の財産上の利益を受けている場合
- (4) 格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就くことを目的として自ら働きかけを行うことを防止するための措置
- (5) 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合に
-

- において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付（信用格付業者の役員又は使用人でなくなった日前二一年間に当該格付アナリストが付与に係る過程に関与した場合に限る。）の妥当性を検証するための措置
- ロ 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要を適切な方法により公表するための措置
- ハ 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置がとられていること。
- 九 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるための次に掲げる措置がとられていること。
- イ 第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目を整理して公表すること。
- ロ 格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報（イに基づき公表した項目を含む。）の公表その他の第三者が当該信用格付の妥当性について検証することができるための措置を講じるよう働きかけを行うこと。
- ハ 信用格付業者がロに基づき行った働きかけの内容及びその結果（当該資産証券化商品に関する情報の公表の状況について、格付関係者から聴取した結果をいう。）について公表すること。
- 十 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等（報酬、賞与その他の

職務遂行の対価として信用格付業者から受ける財産上の利益をいう。以下この章において同じ。）の決定方針（次に掲げるものを内容とするものに限る。）を定め、かつ、当該決定方針が信用格付業者の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置（当該決定方針の見直しを定期的に実施するための体制整備に係る措置を含む。）がとられていること。

イ 法令等遵守責任者の報酬等の額が信用格付業者の業務の実績の影響を受けないこと。

ロ 格付担当者の報酬等の額が当該信用格付の手数料（信用格付の付与の対価として信用格付業者に対して支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額をいう。以下この章において同じ。）の影響を受けないこと。

十一 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するための措置がとられていること。

十二 信用格付業者の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための次に掲げる措置がとられていること。

イ 信用格付業者の業務に関して知り得た情報及び秘密を信用格付業者を公正かつ的確に遂行するために必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置

ロ 秘密の範囲及び業務上知り得る者を特定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図るための措置

十三 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置（当該苦情を当該信用格付業者の役員に報告するための体制

整備に関する措置を含む。)がとられていること。

十四 格付方針等に従い、信用格付業者の業務を遂行するための措置(格付アナリストに対する研修に係る措置を含む。)がとられていないこと。

十五 金融商品又は法人の信用状態の評価の結果に関する一般的な性質に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行わないための措置がとられていること。

十六 関連業務に係る行為を行う場合において、当該行為が信用格付業に係る行為であると誤認されることを防止するための措置がとられていること。

十七 信用格付業者において前各号に掲げる措置が適切に講じられることを確保するため、次に掲げる要件を満たす委員会(以下この章において「監督委員会」という。)の設置に関する措置がとられていること。

イ 委員のうち三分の一以上(委員が三名以下の場合にあつては、二名以上)は、信用格付業者、当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする他の法人又は当該信用格付業者を子法人とする他の法人の子法人(当該信用格付業者を除く。)(の役員(監査役又は監事その他これらに準ずる者を除く。))又は使用人(以下イにおいて「関係役員等」という。)ではなく、かつ、過去五年以内に関係役員等となつたことがない者(以下この章において「独立委員」という。)であること。

ロ 委員の過半数が金融に係る専門的知識を有する者であること



八 独立委員の報酬等の額が信用格付業者の信用格付業の業務の実績の影響を受けないこと。

二 独立委員は、不正行為を行った場合、職務上の義務違反があると認められた場合又は法令に基づく場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないこと。

ホ 独立委員の意見が定期的に監督委員会に提出されること。

2 前項第二号の規定は、信用格付業者の役員及び使用人の数、信用格付業に係る業務の特性、規模、複雑性その他の事情を勘案し、当該規定を遵守することが困難であり、かつ、他の代替的な措置を講じることにより当該信用格付業者の役員及び使用人が格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行することができると思われる場合であつて、金融庁長官が承認したときは、適用しない。

3 第一項第十七号の規定は、信用格付業者の役員及び使用人の数、信用格付業に係る業務の特性、規模、複雑性その他の事情を勘案し、当該規定を遵守することが困難であり、かつ、他の代替的な措置を講じることにより当該信用格付業者において同項各号（第十七号を除く。）に掲げる措置が適切に講じられることを確保することができると思われる場合であつて、金融庁長官が承認したときは、適用しない。

4 信用格付業者は、前二項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しな

なければならない。

一 理由書

二 役員及び使用人の数を記載した書面

三 信用格付業に係る業務の特性、規模、複雑性その他の事情を記載した書面

四 他の代替的な措置の内容を記載した書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

5 二以上の信用格付業者（当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。）が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制を整備することができる。

6 第一項（第二号、第四号、第七号イ③から⑤まで、第九号及び第十七号に限り、信用格付業者（外国法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）の国内における営業所又は事務所に係るものを除く。）の規定は、他の代替的な措置を講じることにより当該信用格付業者が公正かつ的確に業務を遂行することができることと認められ、かつ、当該代替的な措置を講じることにより当該信用格付業者が公正かつ的確に業務を遂行することについて、当該信用格付業者が外国行政機関等の適切な監督を受けていると認められる場合であつて、金融庁長官が承認したときは、適用しない。

7 信用格付業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなけ

ればならない。

一 理由書

二 他の代替的な措置の内容を記載した書面

三 外国行政機関等の適切な監督を受けていることを証する書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

五 前各号に掲げる書類に記載された法令に関する事項が真実かつ

正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律

意見書に掲げられた関係法令の関係条文

8

金融庁長官は、第二項、第三項又は第六項の承認に条件若しくは  
期限を付し、これらを変更し、又は当該承認を取り消すことができ  
る。

(格付関係者)

第三百七条 法第六十六条の三十三第二項に規定する内閣府令で定め  
る者は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める者  
（これらの者と実質的に同一であると認められる者を含む。）とす  
る。

一 法人の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であ  
る場合 当該法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関す  
る内閣府令第二十四条第一項第四号に掲げるものを除く。）及び  
当該法人に係る組成に関する事務の受託者

二 金融商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項  
である場合 当該金融商品の発行者（当該金融商品が有価証券で

(新設)

- ある場合に限る。( )又は債務者(当該金融商品が債権である場合に限る。 )及び当該金融商品の組成に関する事務の受託者
- 2 | 前項の規定にかかわらず、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における法第六十六条の三十三第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者(これらの者と実質的に同一であると認められる者を含む。 )とする。
- 一 | 当該資産証券化商品が第二百九十五条第三項第一号イ又はロに掲げる要件を満たす場合における同号イ(1)又はロ(1)若しくは(2)の原資産の主たる保有者
- 二 | 当該資産証券化商品が第二百九十五条第三項第一号ハ又は二に掲げる要件を満たす場合における同号ハ(1)又は二(1)の第三者(主たるものに限る。 )
- 三 | 当該資産証券化商品が第二百九十五条第三項第一号イ又はハに掲げる要件を満たす場合における同号イ又はハの特別目的法人
- 四 | 当該資産証券化商品の組成に関する事務の受託者
- 3 | 信用格付の対象となる事項が第二百九十五条第三項第一号イからホまでに掲げる要件のいずれかを満たす有価証券又は資金の貸付けに係る債権であって、同号へに掲げる要件を満たすものの信用状態に関する評価である場合においては、同号への原資産の信用状態に関する評価を信用格付の対象とみなして、第一項第二号の規定を適用し、信用格付の対象となる事項が同条第三項第一号イからホまでに掲げる要件のいずれかを満たす有価証券又は資金の貸付けに係る債権であって、同号トに掲げる要件を満たすものの信用状態に関する

る評価である場合においては、資金の貸付けに係る契約を締結する一  
の者が発行した有価証券又は当該者に対する資金の貸付けに係る  
債権の信用状態に関する評価を信用格付の対象とみなして、第一項  
第二号の規定を適用する。

(格付関係者との密接な関係)

第三百八条 法第六十六条の三十五第一号に規定する内閣府令で定め  
る密接な関係は、次に掲げる場合における信用格付業者又はその役  
員若しくは使用人と格付関係者との間の関係とする。

一 信用格付業者の格付担当者が当該格付関係者の役員又はこれに  
準ずる者である場合

二 信用格付業者の格付担当者が当該格付関係者の役員又はこれに  
準ずる者の親族(配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。  
( )である場合(前号に掲げる場合を除く。))

三 信用格付業者又はその格付担当者が当該格付関係者が発行者で  
ある有価証券(法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証  
券並びに同項第十七号に掲げる有価証券(同項第一号及び第二号  
に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。))を除く。( )の保  
有者である場合

四 信用格付業者又はその格付担当者がデリバティブ取引(当該格  
付関係者が発行する有価証券又は当該格付関係者に関するものに  
限る。))に関する権利を有する者である場合

2 | 前項第三号の保有者及び同項第四号の権利を有する者には、自己

(新設)

又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって有価証券を所有する者（売買その他の契約に基づき有価証券の引渡請求権を有する者を含む。）又は権利を有する者のほか、次に掲げる者を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、有価証券の発行者の株主として議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する者

二 投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、有価証券に対する投資をするために必要な権限を有する者

（格付関係者が利害を有する事項）

第三百九条 法第六十六条の三十五第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 格付関係者の信用状態に関する評価

二 格付関係者が金融商品の発行者（当該金融商品が有価証券である場合に限る。）又は債務者（当該金融商品が債権である場合に限る。）である場合における当該金融商品の信用状態に関する評価

三 格付関係者が組成に関する事務の受託者である場合における当該組成に係る金融商品又は法人の信用状態に関する評価

（信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項）

（新設）

第三百十条 法第六十六条の三十五第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人、当該法人が発行する有価証券又は当該法人に対する債権の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における当該法人の組織形態並びに主要な資産及び負債の構成
- 二 金融商品又は法人の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における当該金融商品又は当該法人の設計に関する重要な事項

(禁止の対象から除かれる助言の態様)

第三百十一条 法第六十六条の三十五第二号に規定する内閣府令で定める場合は、格付関係者からの求めに応じ、当該格付関係者から提供された情報又は事実が信用格付の付与に与える影響について、格付付与方針等及びこれに関連する事項に基づき説明をした場合とする。

(禁止行為)

第三百十二条 法第六十六条の三十五第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 信用評価(法第二条第三十四項に規定する信用評価をいう。以下この章において同じ。)を行う前に、あらかじめ、定められた信用格付を当該信用評価の結果として提供し、又は閲覧に供することを格付関係者との間で約束する行為(格付付与方針等及びこ

(新設)

(新設)

(新設)

れに関連する事項に基づき予想される信用格付を格付関係者に対してあらかじめ提供する行為を除く。）

二 信用格付業者の格付担当者が信用格付の付与に係る過程において、格付関係者から金銭又は物品（同一日における総額が三千万円以下であり、かつ、業務上必要と認められるものを除く。）の交付を受け、その交付を要求し、又はその交付の申込みを承諾する行為

三 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、当該資産証券化商品又はその原資産の信用状態に関する評価を対象として他の信用格付業者が信用格付を付与していたことのみを理由として、当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付の付与を拒む行為

（格付方針等の記載事項）

第三百十三条 法第六十六条の三十六第一項に規定する格付方針等は

次に掲げる事項を記載して定めなければならない。

一 信用格付の付与に係る方針及び方法（以下この章において「格付付与方針等」という。）

二 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る方針及び方法（以下この条において「格付提供方針等」という。）

2 格付付与方針等は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 厳格かつ体系的なものであること。

（新設）



- 
- 二 収集した金融商品又は法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用等级の対象となる事項であるものに限る。）に係るすべての情報資料を総合して判断するものであること。
  - 三 信用等级の対象となる事項の区分及びその細目に応じ、次に掲げる事項が記載されていること。
    - イ 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準
    - ロ 信用等级の付与に係る方法の概要
  - 四 付与した信用等级を提供し、又は閲覧に供する行為を行う前に、あらかじめ、当該信用等级の付与に当たり信用等级業者が利用した主要な情報に関し、格付関係者が事実の誤認の有無について確認することが可能となるための方針及び方法（当該格付関係者が意見を述べるために必要な合理的な時間を確保するための方針及び方法を含む。）が記載されていること。
  - 五 格付関係者の依頼によらず信用等级の付与を行う場合における当該信用等级の付与に係る方針及び方法が記載されていること。
- 3 格付提供方針等は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。
- 一 付与した信用等级を提供し、又は閲覧に供する行為が当該信用等级の付与後遅滞なく行われることとされていること。
  - 二 付与した信用等级を提供し、又は閲覧に供する行為が広く一般に対して行われることとされていること。
  - 三 付与した信用等级を提供し、又は閲覧に供する場合には、次に
-

掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとされていること。ただし、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合には、ホに掲げる事項（第三百七条第二項第一号又は第二号に掲げる者の氏名又は名称に限る。）に代えて、同項第一号又は第二号に掲げる者の業種、規模及び所在する地域並びに公表しない合理的な理由を公表することができる。

イ 信用格付業者の商号又は名称及び登録番号並びに当該信用格付業者に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容

ロ 信用格付を付与した年月日

ハ 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名

ニ 信用格付の付与に当たり採用した前項第三号に掲げる事項（同号ロに掲げる事項にあつては、重要なものに限る。）及び信用格付の対象となる事項の概要

ホ 格付関係者の氏名又は名称  
ヘ 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨

ト 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼ

すと認められるものに限る。)を入手したか否かの別

チ 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由

リ 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明(信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。)

又 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項

- (1) 当該情報の概要
- (2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要
- (3) 当該情報の提供者

ル 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

- (1) 損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析に関する情報
- (2) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示(当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。)

四 付与した信用格付の撤回に関する情報提供が遅滞なく行われる

こととされていること。

五 信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関がこれを保証したものと誤解されるおそれがある表示を行わないこととされていること。

(格付方針等の公表方法)

第三百十四条 信用格付業者は、インターネットの利用その他の方法により、投資者及び信用格付の利用者が常に容易に閲覧できるような格付方針等を公表しなければならない。

2 二以上の信用格付業者(当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。)が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して格付方針等を定め、公表することができる。

3 信用格付業者は、格付方針等について重要な変更を行うときは、あらかじめ、変更する旨及びその概要を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該事由、変更した旨及びその概要を変更後遅滞なく公表すれば足りる。

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第三百十五条 法第六十六条の三十七の規定により信用格付業者が作

(新設)

(新設)

(新設)

成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 付与した信用格付に関する次に掲げる事項に係る記録
  - イ 付与した信用格付、当該信用格付を付与した年月日及び当該信用格付の対象となる事項
  - ロ 第三百十三条第三項第三号に掲げる事項
  - ハ 信用格付の付与に係る過程に關与した格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名
  - ニ 信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行う場合における当該合議体の構成員の氏名、当該合議体に提出された資料及び意思決定の根拠その他の記録（合議体で行わない場合には、その旨及びその理由）
  - ホ 関係法人が信用格付の付与に係る過程に關与した場合には、当該関係法人の名称及び所在地
  - ヘ 主として定量的分析に基づき信用評価を行った場合について、当該定量的分析に基づき信用評価を行った結果と付与された信用格付との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となつた主な事項
  - ト 信用格付の付与の基礎となる資料（格付関係者との交渉の経過を記録したものを含む。）
  - チ 格付関係者からの依頼に基づき付与された信用格付であるか否かの別
  - リ 信用格付業者及びその格付担当者と格付関係者との間におけ

- る利益相反の有無の確認その他利益相反を防止するために講じた措置の概要
- 二 信用格付業者に対し手数料を支払った格付関係者に関する次に掲げる事項に係る記録
- イ 氏名又は名称及び住所
- ロ 手数料の額
- ハ 手数料に係る役務の内容
- 三 信用格付業者が提供する役務又は商品の概要を記載した書面
- 四 格付付与方針等の基礎となる信用評価に関する書面
- 五 法令等遵守の状況に関する調査の結果を記載した書面
- 六 特定行為及び利益相反回避措置を記載した書面
- 七 監督委員会の議事録
- 八 信用格付業者の役員又は使用人と格付関係者との間の重要な交渉（信用格付行為に関するものに限る。）の経過に関する記録
- 九 投資者その他信用格付の利用者から受領した書類又は電磁的記録（信用格付行為に関する苦情に関する記載を含むものに限る。）
- 十 総勘定元帳
- 二 前項に掲げる帳簿書類は、その作成の日から五年間保存しなければならない。
- 三 二以上の信用格付業者（当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。）が共同して信用格付行為を業として

行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して帳簿書類を作成することができる。

(事業報告書)

第三百十六條 法第六十六條の三十八の規定により信用格付業者が提出すべき事業報告書は、別紙様式第二十八号により作成しなければならない。

2 信用格付業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従つものとする。

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三百十七條 外国法人である信用格付業者は、令第十八條の四の二ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 事業報告書の提出に關し当該承認を受けようとする期間

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

五 事業報告書の提出に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された外国法人である信用格付業者の代

(新設)

(新設)

表者（法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を含む。）が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人である信用格付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である信用格付業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は



変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(説明書類の記載事項)

第三百十八条 法第六十六条の三十九に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信用格付業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称

ロ 登録年月日及び登録番号

ハ 組織の概要

ニ 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

ホ 法第六十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 信用格付業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概要

ロ 直近の事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 売上高（信用格付行為の役務の対価及び信用格付行為以外の役務の対価の内訳を含む。）

(2) 信用格付業者が一の格付関係者（令第十五条の十六第一項

(新設)

- 各号及び第二項各号に掲げる者を含む。) から信用格付業に係る売上高の百分の十を超える手数料を得ている場合には、当該格付関係者の氏名又は名称
- (3) 金融商品又は法人の信用状態(当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。) の変化に関する統計その他の情報
- (4) 付与した信用格付の履歴に関する情報(信用格付を付与した日から一年以上経過したものに限る。)
- (5) 関連業務及びその他業務の業務の状況
- (6) 格付アナリストの総数
- 八 信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系
- 三 信用格付業者の業務管理体制の整備の状況(次に掲げる事項の概要を含む。)
- イ 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置
- ロ 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置(第三百六条第一項第四号に規定する措置をいう。)
- 八 法令等遵守を確保するための措置
- 二 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置
- (1) 格付アナリストの採用及び研修に関する方針

- 
- (2) 格付アナリストの配置
- (3) 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置
- (4) 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置
- (5) 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置
- (6) 資産証券化商品（当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置
- (7) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置
- ホ 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要
- ヘ 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置
- ト 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置
-

- チ 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置
- リ 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置
- 又 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置
- ル 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置
- ヲ 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置
- ワ 監督委員会の運営方針並びに委員の氏名及び選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む。）
- カ 信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範
- 四 格付方針等の概要
- 五 信用格付業者の関係法人及び子法人の状況に関する次に掲げる事項
- イ 信用格付業者並びにその関係法人及び子法人の集団の構成
- ロ 関係法人及び子法人の商号又は名称並びに主たる営業所又は事務所の所在地及び主たる事業の内容

(説明書類の縦覧方法)

第三百十九条 信用格付業者は、説明書類の写しをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、投資者及び信用格付の利用者が常に容易に閲覧できるよう公表しなければならない。

2 二以上の信用格付業者(当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。)が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して説明書類を作成し、公表することができる。

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第三百二十条 外国法人である信用格付業者は、令第十八条の四の三ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 説明書類の縦覧に關し当該承認を受けようとする期間

四 説明書類に係る事業年度終了の日

五 説明書類の縦覧に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

(新設)

(新設)

- 一 定款又はこれに代わる書面
  - 二 当該承認申請書に記載された外国法人である信用格付業者の代表者（法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を含む。）が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
  - 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- 3 | 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人である信用格付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。
- 4 | 前項の承認は、同項の外国法人である信用格付業者が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書

類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

#### 第四節 監督

(廃業等の届出)

第三百二十一条 法第六十六条の四十第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。)

二 法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合(分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させたときに限る。)

イ 承継先の商号又は名称  
ロ 分割の年月日及び理由

三 法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合(信用格付業の全部を譲渡したときに限る。)

イ 譲渡先の商号、名称又は氏名

(新設)

(新設)

ロ 譲渡の年月日及び理由

四 法第六十六条の四十第一項第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 合併の相手方の商号又は名称

ロ 合併の年月日及び理由

ハ 合併の方法

五 法第六十六条の四十第一項第三号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 破産手続開始の申立てを行った年月日

ロ 破産手続開始の決定を受けた年月日

六 法第六十六条の四十第一項第四号に該当する場合 解散の年月日及び理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十六条の四十第一項第二号に該当する場合 合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面

二 法第六十六条の四十第一項第三号に該当する場合 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

( 廃業等の公告等 )

第三百二十二条 法第六十六条の四十第三項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする

( 新設 )



る。

2 法第六十六条の四十第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 商号又は名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 該当事由
- 四 該当事由の発生予定年月日

(所在不明者の公告)

第三百二十三條 法第六十六条の四十二第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

(新設)

(監督処分公告)

第三百二十四條 法第六十六条の四十三の規定による公告は、官報により行うものとする。

(新設)

(適用上の注意)

第三百二十五條 金融庁長官は、法第六十六条の四十一、第六十六条の四十二第一項若しくは第二項又は第六十六条の四十五第一項に規定する権限を使用する場合には、個別の信用等级付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮するものとする。

(新設)

第五章 雑則

第四章 雑則

第三百一十六条・第三百一十七条 (略)

(標準処理期間)

第三百一十八条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条及び第六十六条の二十七の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項の許可 二月

二 (略)

2 (略)

第二百九十五条・第二百九十六条 (略)

(標準処理期間)

第二百九十七条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第二十九条、第三十三条の二及び第六十六条の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項の許可 二月

二 (略)

2 (略)

十一 金融商品取引業務に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案

現行

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）（日本工業規格A4）

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）（日本工業規格A4）

（第1面）（略）

（第1面）（略）

（第2面）

（第2面）

* 登録番号	財務（支）局長（金商）第 号（年月日）	
	認可の有無	認可年月日
* 金融商品取引法第30条第1項の認可		
1 法人・個人の別	法人	個人
2 商号又は名称	（ふりがな）	
3 氏名	（ふりがな）	
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行うとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用者（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用者（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり	

* 登録番号	財務（支）局長（金商）第 号（年月日）	
	認可の有無	認可年月日
* 金融商品取引法第30条第1項の認可		
1 法人・個人の別	法人	個人
2 商号又は名称	（ふりがな）	
3 氏名	（ふりがな）	
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行うとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用者（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用者（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり	

<p>8 投資助言・代理業に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名</p>	<p>8 投資助言・代理業に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名</p>
<p>9 業 務 の 種 別</p>	<p>9 業 務 の 種 別</p>
<p>10 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地</p>	<p>10 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地</p>
<p>11 他に行っている事業の種類</p>	<p>11 他に行っている事業の種類</p>
<p>12 <u>手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</u></p>	<p>12 <u>加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</u></p>
<p>13 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</p>	<p>13 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</p>
<p>14 第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</p>	<p>14 第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</p>
<p>15 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称</p>	<p>15 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称</p>
<p>(注意事項) (略)</p>	
<p>(以下略)</p>	

## 改 正 案

## 現 行

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）（日本工業規格A4）

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）（日本工業規格A4）

（第1面）（略）

（第1面）（略）

（第2面）

（第2面）

* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号（ 年 月 日）
（ふりがな） 1 商号又は名称	
2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり
3 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添4のとおり
6 他に行っている事業の種類	別添5のとおり
7 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり
8 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づき投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり
9 投資助言・代理業に関し、法第33条の3第1項第5号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位	別添8のとおり

* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号（ 年 月 日）
（ふりがな） 1 商号又は名称	
2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり
3 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添4のとおり
6 他に行っている事業の種類	別添5のとおり
7 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり
8 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づき投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり
9 投資助言・代理業に関し、法第33条の3第1項第5号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位	別添8のとおり

にある使用人の氏名		にある使用人の氏名	
10 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称		10 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	
11 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号		11 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号	
12 金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号		12 金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号	
13 第44条第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項	別添9のとおり	13 第44条第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項	別添9のとおり
(注意事項) (略)	(以下略)	(注意事項) (略)	(以下略)

## 改 正 案

## 現 行

<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） <span style="float: right;">（日本工業規格 4）</span></p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [ 年 月 日から 年 月 日まで ]</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 苦情処理及び紛争解決の体制</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 株主の状況</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情処理及び紛争解決の体制</p> <p style="padding-left: 20px;">手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種別ごとに記載すること。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) 業務の状況</p> <p>当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） <span style="float: right;">（日本工業規格 4）</span></p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [ 年 月 日から 年 月 日まで ]</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 株主の状況</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 業務の状況</p> <p>当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p>
--	---

<p>3 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。</p> <p>4 （略） （略）</p> <p><u>11</u>～<u>24</u> （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>3 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合のものを記載すること。</p> <p>4 （略） （略）</p> <p><u>10</u>～<u>23</u> （略）</p> <p>2 （略）</p>
--	--



改正案

現行

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）  
（日本工業規格A4）

事業報告書 [ 年 月 日から 年 月 日まで ]

登録金融機関名  
所在地  
代表者氏名 印

1・2 (略)

3 苦情処理及び紛争解決の体制

4～7 (略)

8 営業所等並びに役員及び使用人の状況  
(注意事項)  
1 (略)

2 苦情処理及び紛争解決の体制  
手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

3・4 (略)

9 登録金融機関業務の状況  
当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況 (略)

(注意事項)

1 有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2・3 (略)

(2)～(4) (略)

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (略)

(注意事項)

1 (略)

2 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）  
（日本工業規格A4）

事業報告書 [ 年 月 日から 年 月 日まで ]

登録金融機関名  
所在地  
代表者氏名 印

1・2 (略)  
(新設)

3～6 (略)

7 営業所等並びに役員及び使用人の状況  
(注意事項)  
1 (略)  
(新設)

2・3 (略)

8 登録金融機関業務の状況  
当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況 (略)

(注意事項)

1 有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。

2・3 (略)

(2)～(4) (略)

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (略)

(注意事項)

1 (略)

2 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合又は特定投資家向け売付け勧誘等を

<p>売付けの期間を定めて行う場合に限る。)又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合  (当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。)のものを記  載すること。  3 (略)  (6)~(19) (略)</p>	<p>行った場合のものを記載すること。  3 (略)  (6)~(19) (略)</p>
---	--

改正案

現行

<p>別紙様式第十七号（第百八十八条関係）</p> <p>（略）</p> <p>1 登録金融機関業務の状況</p> <p>月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の状況</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。</p> <p>3 （略）</p> <p>(6)・(7) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>別紙様式第十七号（第百八十八条関係）</p> <p>（略）</p> <p>1 登録金融機関業務の状況</p> <p>月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の状況</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合のものを記載すること。</p> <p>3 （略）</p> <p>(6)・(7) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引所</p> <p>第二節 総則（第四条 第十条の二）</p> <p>第二節 第九節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等）</p> <p>第九条の二 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 認可を受けようとする業務の種類</p> <p>二 当該業務の開始予定年月日</p> <p>2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 当該業務を行う理由を記載した書面</p> <p>二 当該業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>三 当該業務に関する内部規則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引所</p> <p>第一節 総則（第四条 第十条）</p> <p>第二節 第九節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（金融商品の取引に類似する取引に係る認可申請等）</p> <p>第九条の二 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。</p> <p>2 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 認可を受けようとする業務の種類</p> <p>二 当該業務の開始予定年月日</p> <p>3 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p>

<p>四 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置を記載した書面</p> <p>五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面</p> <p>六 その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>3 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。</p>	<p>一 当該業務を行う理由を記載した書面</p> <p>二 当該業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>三 当該業務に関する内部規則</p> <p>四 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置を記載した書面</p> <p>五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面</p>
<p>（金融商品取引所の兼業業務に係る認可の予備審査）</p> <p>第九条の三 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第一項の認可申請書及び同条第二項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。</p>	<p>（金融商品の取引に類似する取引に係る認可の予備審査）</p> <p>第九条の三 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第二項の認可申請書及び同条第三項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。</p>
<p>（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）</p> <p>第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 当該認可に係る会社を子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする理由を記載した書面</p>	<p>（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）</p> <p>第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする理由を記載した書面</p>
<p>二 （略）</p> <p>三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類</p>	<p>二 （略）</p> <p>三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類</p>

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五十七条第二項及び第六十一条第一項第三号八において同じ。)の氏名及び役職名を記載した書面

ニ・ト (略)

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 法第八十七条の三第四項の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

3 (略)

(金融商品取引所の子会社に係る認可の予備審査)

第十条の二 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第一項の認可申請書及び同項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。  
い。

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五十四条第二項第一号イ③及び第五十七条第二項において同じ。)の氏名及び役職名を記載した書面

ニ・ト (略)

(新設)

2 法第八十七条の三第三項の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

3 (略)

(新設)

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。  
い。

一 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）  
イ 申請者が法人（地方公共団体を除く。八において同じ。）である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1) (8) (略)

(9) 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。<sup>(13)</sup>において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

(10) 外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第三号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下<sup>(10)</sup>及び<sup>(13)</sup>において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて法第六六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類

(11) 外国商品市場開設者（令第十九条の三の三第四号に規定する外国商品市場開設者をいう。<sup>(13)</sup>において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先

一 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）  
イ 申請者が法人（地方公共団体を除く。八において同じ。）である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1) (8) (略)

(9) 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。<sup>(11)</sup>において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

(10) 外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第三号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下<sup>(10)</sup>及び<sup>(11)</sup>において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて法第六六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類

(新設)

物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていることを証する書類

(12) 外国商品市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第五号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下<sup>(12)</sup>及び<sup>(13)</sup>において同じ。）にあっては、その本店又は主たる事務所のある国における商品先物取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品取引市場開設者持株会社であることについて同法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類

(13) 外国金融商品取引市場開設者、外国金融商品取引市場開設者持株会社、外国商品市場開設者又は外国商品市場開設者持株会社にあつては、その総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。）（以上の数の対象議決権（同項に規定する対象議決権をいう。）を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社である）を知ることができる書類

ロ・八（略）  
二丁四（略）

（新設）

(11) 外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社にあつては、その総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。）（以上の数の対象議決権（同項に規定する対象議決権をいう。）を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社（令第十九条の三の三第二号八に規定する子会社をいう。））であることを知ることができる書類

ロ・八（略）  
二丁四（略）



(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

イ 水 (略)

二 (略)

(金融商品取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等)

第六十条 (略)

2 第五十四条(第二項第一号イ<sup>(10)</sup>及び<sup>(12)</sup>を除く。)の規定は、法第百六条の十七第一項の認可を受けようとする者について準用する。

この場合において、同号イ<sup>(13)</sup>中「外国金融商品取引市場開設者、外国金融商品取引市場開設者持株会社、外国商品市場開設者又は外国商品市場開設者持株会社」とあるのは、「外国金融商品取引市場開設者又は外国商品市場開設者」と、「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社」とあるのは、「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所」と読み替えるものとする。

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社(法第百二条の三十一第三項に規定する子会社をいう。以下この条及び第五十九条において同じ。)としようとする場合 次に掲げる書類

イ 水 (略)

二 (略)

(金融商品取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等)

第六十条 (略)

2 第五十四条(第二項第一号イ<sup>(10)</sup>を除く。)の規定は、法第百六条の十七第一項の認可を受けようとする者について準用する。この場

合において、同号イ<sup>(11)</sup>中「外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社」とあるのは、「外国金融商品取引市場開設者」と、「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社」とあるのは、「認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所」と読み替えるものとする。

(金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請等)

第六十一条 法第六十六条の二十四第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該認可に係る会社を子会社とする理由を記載した書面
- 二 当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類
  - イ 当該金融商品取引所持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書又は株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
  - ロ 当該認可後三事業年度における当該金融商品取引所持株会社及びその子会社(当該認可に係る子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載した書類
  - ハ 当該金融商品取引所持株会社が行う子会社(当該認可に係る子会社となる会社を含む。)の経営管理に係る体制を記載した書類
  - 三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類
    - イ 商号及び本店の所在の場所を記載した書面
    - ロ 業務の内容を記載した書類
    - ハ 取締役及び監査役の名及び役職名を記載した書面
    - ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の名又は名称を記載した書面

(金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請)

第六十一条 第十条第一項の規定は、法第六十六条の二十四ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社について準用する。

ホ 定款

ヘ 登記事項証明書

ト 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ  
る書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 第十条の二の規定は、法第百六条の二十四第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株式会社について準用する。

(取引証拠金等の代用有価証券等)

第六十八条 (略)

2 法第百十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券等(有価証券及び前項に定めるものをいう。)をもって代用される場合におけるその代用価格は、金融商品取引所が法第百四十九条第一項の認可(その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定められた場合にあつては、法第百五十六条の十二の認可。以下この項において同じ。)を受けて定める基準日の時価に株券については百分の七十、その他については金融商品取引所が同項の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。

3 (略)

(取引証拠金等の代用有価証券等)

第六十八条 (略)

2 法第百十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券等(有価証券及び前項に定めるものをいう。)をもって代用される場合におけるその代用価格は、金融商品取引所が法第百四十九条第一項の認可(その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定められた場合にあつては、法第百五十六条の十二の認可。以下この項において同じ。)を受けて定める基準日の時価に株券については百分の七十、その他については金融商品取引所が同項の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。

3 (略)

(金融商品取引所等が発行者である有価証券等の上場の承認申請)  
第七十一条 法第二百二十二条第一項又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券(法第二百二十二条第一項又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)、有価証券に係る金融指標又は有価証券に係るオプション(次項及び第七十三条において「有価証券等」という。)(の上場について承認を受けようとする金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 売買のために有価証券を上場する場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 有価証券の上場に際し、当該有価証券の発行者が当該有価証券を上場しようとする取引所金融商品市場又は令第十九条の三の四に規定する外国金融商品市場を開設する者に対し上場審査のためにその規則の定めるところにより提出すべき書類と同等の書類(当該書類のうち金融庁長官が必要でないと認めたものを除く。)

ハ (略)

二丁四 (略)

2 前項の規定は、法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する法第二百二十二条第一項の規定により有価証券等(同項の規定の適

(金融商品取引所等が発行者である有価証券等の上場の承認申請)  
第七十一条 法第二百二十二条第一項(法第二百二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券(法第二百二十二条第一項又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。)、有価証券に係る金融指標又は有価証券に係るオプション(第七十三条において「有価証券等」という。)(の上場について承認を受けようとする金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 売買のために有価証券を上場する場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 有価証券の上場に際し、当該有価証券の発行者が当該金融商品取引所に対し上場審査のためにその規則の定めるところにより提出すべき書類と同等の書類(当該書類のうち金融庁長官が必要でないと認めたものを除く。)

ハ (略)

二丁四 (略)

(新設)

用を受けるものに限る。 ) の上場について承認を受けようとする金融商品取引所持株式会社及び法第百二条の三条第一項に規定する親商品取引所等について準用する。

(金融商品取引所等が発行者である有価証券の上場廃止の承認申請 )

第七十三条 (略)

2 前項の上場廃止承認申請書には、上場を廃止しようとする有価証券等(有価証券に係る金融指標又はオプションを除く。)の上場廃止についての発行者の同意の有無を記載した書類(法第百二十四条第一項第二号から第六号までに掲げる者が発行者である有価証券の上場の廃止の場合に限る。)を添付しなければならない。

(届出書の提出先等)

第百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百条の十六(法第百二条の三十六において準用する場合を含む。)、第百一条の十七第二項、第百二条の十五第一項、第百二条の二第三項、第百五条、第百六条の三第一項、第三項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。 )若しくは第五項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。 )、第百六条の八第二項、第百六条の十一第一項、第百六条の十四第三項、第百六条の十七第一項、第百六条の二十二第二項、第百六条の二十四

(金融商品取引所等が発行者である有価証券の上場廃止の承認申請 )

第七十三条 (略)

2 前項の上場廃止承認申請書には、上場を廃止しようとする有価証券等(有価証券に係る金融指標又はオプションを除く。)の上場廃止についての発行者の同意の有無を記載した書類(法第百二十四条第一項第二号から第四号までに掲げる者が発行者である有価証券の上場の廃止の場合に限る。)を添付しなければならない。

(届出書の提出先等)

第百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百条の十六(法第百二条の三十六において準用する場合を含む。)、第百一条の十七第二項、第百二条の十五第一項、第百二条の二第三項、第百五条、第百六条の三第一項、第三項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。 )若しくは第五項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。 )、第百六条の八第二項(法第百六条の二十二第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。 )、第百六条の十一第一項、第百六条の

第一項ただし書、第七十七条第二項、第二百二十条、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条、第二百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第二百三十五条、第四百十条第二項、第四百九条、第五百十三条の三又は第五百八十八条（金融商品取引所及び金融商品取引所持株式会社に係るものに限る。）の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2 (略)

(標準処理期間)

第二百一十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第一百一条の十七第一項、第一百一条の十四、第一百五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十四第四項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条

第十四第三項、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四ただし書、第一百二十条、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条、第二百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第二百三十五条、第四百十条第二項、第四百九条、第五百十三条の三又は第五百八十八条（金融商品取引所及び金融商品取引所持株式会社に係るものに限る。）の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2 (略)

(標準処理期間)

第二百一十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第一百一条の十七第一項、第一百一条の十四、第一百五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十四第四項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四ただし書、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百三十四条第

第二項、第三百三十四条第一項第五号、第三百三十五条第一項、第四百  
十條第一項、第四百九十九條第一項又は第五百五十五條第一項の規定に  
よる免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから  
二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2  
(略)

一 項第五号、第三百三十五条第一項、第四百十條第一項、第四百十九  
條第一項又は第五百五十五條第一項の規定による免許、認可又は承認  
に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に  
対する処分をするよう努めるものとする。

2  
(略)

十二 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

改正案	現行
<p>(別紙様式1)</p> <p>第 期事業報告書 [ 年 月 日から ] 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">社印</p> <p>会社名 _____ 所在地 _____ 代表者の役職氏名 _____ (印)</p> <p>1～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">4 苦情処理及び紛争解決の体制</p> <p>-----</p> <p>(記載上の注意) 1～3 (略)</p> <p>4 苦情処理及び紛争解決の体制 手続実施基本契約(法第156条の38第13項に規定する手続実施基本契約をいう。)を締結している指定証券金融会社紛争解決機関(法第156条の31の2第1項第1号に規定する指定証券金融紛争解決機関をいう。)の商号若しくは名称又は苦情処理措置(法第37条の7第1項第1号ロに規定する苦情処理措置をいう。)及び紛争解決措置(同号ロに規定する紛争解決措置をいう。)の内容を記載すること。</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p>第 期事業報告書 [ 年 月 日から ] 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">社印</p> <p>会社名 _____ 所在地 _____ 代表者の役職氏名 _____ (印)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記載上の注意) 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>



改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務（第十四条の二 第十四条の三の二）</p> <p>第三章 第六章（略）</p> <p>第七章 指定紛争解決機関（第二十二条の二 第二十二条の十五）</p> <p>第八章 雑則（第二十三条 第二十八条ノ二）</p> <p>第三条 無尽契約約款二八前条第一項第五号乃至第九号ノ事項ノ外左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 次ニ掲グル場合ノ区分ニ応ジ夫々次ニ定ムル事項</p> <p>イ 指定紛争解決機関（無尽業法第三十五条の二第一項第八号ニ規定スル指定紛争解決機関ヲ謂フ以下本号ニ於テ同ジ）ガ存スル場合 無尽会社ガ手続実施基本契約（同項第八号ニ規定スル手続実施基本契約ヲ謂フ以下本号ニ於テ同ジ）ヲ締結スル措置ヲ講ズル当該手続実施基本契約ノ相手方タル指定紛争解決機関ノ商号又ハ名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関ガ存セザル場合 無尽会社ノ無尽業法第十三条ノ二ニ於テ準用スル銀行法（昭和五十六年法律第五十九号</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務（第十四条ノ二・第十四条ノ三）</p> <p>第三章 第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十三条 第二十八条ノ二）</p> <p>第三条 無尽契約約款二八前条第一項第五号乃至第九号ノ事項ノ外左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス</p> <p>一 三（略）</p> <p>（新設）</p>
--	---

（第十二条の三第一項第二号ニ定ムル苦情処理措置及紛争解決措置ノ内容

五| (略)

(略)

第四条 削除

四| (略)

(略)

第四条 無尽契約ヲ為スニハ書面ヲ用フルコトヲ要ス無尽契約書ニハ無尽契約款ノ全文ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ但シ無尽契約款中当該無尽ニ関セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

無尽会社ハ前項ノ規定ニ依ル書面ノ交付ニ代ヘテ次項ノ規定ニ依リ当該掛金者ノ承諾ヲ得テ当該書面ニ記載スベキ事項ヲ電磁的方法（無尽業法第十七条第五項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ以下本条ニテ同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該無尽会社ハ当該書面ヲ交付シタルモノト看做ス

無尽会社ハ前項ノ規定ニ依リ書面ニ記載スベキ事項ヲ提供セントスルトキハ予メ当該掛金者ニ対シ其ノ用フル次ニ掲グル電磁的方法ノ種類及内容ヲ示シ書面又ハ電磁的方法ニ依ル承諾ヲ得ルコトヲ要ス

一| 第十六条第五項各号ニ掲グル方法ノ内無尽会社ガ使用スルモノ  
二| ファイルヘノ記録ノ方式

前項ノ規定ニ依ル承諾ヲ得タル無尽会社ハ当該掛金者カラ書面又ハ電磁的方法ニ依リ電磁的方法ニ依ル提供ヲ受ケザル旨ノ申出力ヲ為サレタルトキハ当該掛金者ニ対シ書面ニ記載スベキ事項ノ提供ヲ電

第十条 削除

第二章 業務

(金銭信託に関する契約の方法)

- 第十四条の二 無尽会社が信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)に対して金銭信託をしようとするときは、次に掲げる方法により契約をしなければならぬ。
- 一 当該無尽会社を元本及び利益の受益者とすること。
  - 二 契約期間を二年とすること。
  - 三 元本に損失を生じた場合においては、その損失額の全額に対して補てんさせること。

(資金の運用の方法)

- 第十四条の三 金銭及び有価証券以外の財産の給付をする無尽会社は、次に掲げる方法により営業上の資金を運用することができる。
- 一 給付すべき財産の取得
  - 二 給付すべき財産の生産、加工その他の行為に使用する原材料の

磁的方法ニ依リ為スコトヲ得ズ但シ当該掛金者ガ再ビ同項ノ規定ニ依ル承諾ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 第十条 無尽会社ガ業務ヲ開始シタルトキハ遅滞ナク之ヲ金融庁長官ニ届出ツベシ

第二章 業務

- 第十四条ノ二 無尽会社ガ信託業務ヲ営ム金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ)ニ対シ金銭信託ヲ為サントスルトキハ左ノ方法ニ依リ契約ヲ為スベシ
- 一 当該無尽会社ヲ元本及利益ノ受益者ト為スコト
  - 二 契約期間ヲ二年ト為スコト
  - 三 元本ニ損失ヲ来シタル場合ニ於テハ其ノ損失額ノ全額ニ対シ補填セシムルコト

- 第十四条ノ三 金銭及有価証券以外ノ財産ノ給付ヲ為ス無尽会社ハ左ノ方法ニ依リ営業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得

- 一 給付スベキ財産ノ取得
- 二 給付スベキ財産ノ生産、加工等ニ使用スル原材料ノ取得

取得

三 給付すべき財産の生産、加工その他の行為に要する費用の支出

(無尽業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十四条の三の二 無尽業法第十三条ノ二において準用する銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 無尽業務関連苦情(無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 無尽業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 無尽業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十七条第

一項(同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。)又は認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第

三 給付すべき財産ノ生産、加工等ニ要スル費用ノ支出

(新設)

- 一 項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号において同じ。  
（）が行つて苦情の解決により無尽業務関連苦情の処理を図ること。
- 三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより無尽業務関連苦情の処理を図ること。
- 四 無尽業法施行令（平成二十一年政令第 号）第二条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により無尽業務関連苦情の処理を図ること。
- 五 無尽業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（無尽業法第二十五条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により無尽業務関連苦情の処理を図ること。
- 2 無尽業法第十三条ノ二において準用する銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
- 一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により無尽業務関連紛争（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。
- 二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に

規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

四 無尽業法施行令第二条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

五 無尽業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

3 | 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、無尽会社は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により無尽業務関連苦情の処理又は無尽業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一 無尽業法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により無尽業法第三十五条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は無尽業法施行令第二条各号に掲げる指定を取

り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は無尽業法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により無尽業法第三十五条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は無尽業法施行令第二条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

#### 第七章 指定紛争解決機関

（割合の算定）

第二十二條の二 無尽業法第三十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十二條の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに

（新設）

（新設）

異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同法第三十五条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第二十二條の十四において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（同法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた無尽会社の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十二條の五において同じ。）に金融庁長官により公表されている無尽会社（次条及び第二十二條の六第二項において「すべての無尽会社」という。）の数で除して行うものとする。

（無尽会社に対する意見聴取等）

第二十二條の三 無尽業法第三十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、無尽会社に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある

（新設）



- 場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。
- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての無尽会社の参集の便を考慮して定めること。
  - 二 当該申請をしようとする者は、すべての無尽会社に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十二條の五及び第二十二條の六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
  - イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
  - ハ 無尽会社は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
  - 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 無尽業法第三十五條の二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
  - 二 すべての無尽会社の説明会への出席の有無
  - 三 すべての無尽会社の意見書の提出の有無
  - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
  - 五 提出を受けた意見書に無尽業法第三十五條の二第一項第八号に

- 規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、無尽会社から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(業務規程で定めるべき事項)

第二十二條の四 無尽業法第三十五條の二の二第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務(無尽業法第三十五條の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続(無尽業法第三十五條の二第一項に規定する苦情処理手続をいう。第二十二條の十第一項において同じ。)又は紛争解決手続(同法第三十五條の二第一項に規定する紛争解決手続をいう。第二十二條の七、第二十二條の十二第二項及び第二十二條の十三において同じ。)の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(指定申請書の提出)

(新設)

第二十二條の五 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二十二條の六 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 無尽業法第三十五條の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)(が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十二條の十一第三項第三号において同じ。)(である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 無尽業法第三十五條の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二十二條の三第一項第二号の規定によりすべての無尽会社に

対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての無尽会社に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 無尽会社に対して業務規程等を送付した場合には、当該無尽会社に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第二十二條の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

- 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二条の八及び第二十二条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が無尽業法第三十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 六 紛争解決委員（無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二十二条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二十二条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
- 七 役員等が、暴力団員等（無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第二十二条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(手続実施基本契約の内容)

第二十二條の七 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関(無尽業法第三十五條の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第二十二條の十まで及び第二十二條の十二から第二十二條の十五までにおいて同じ。)は、当事者である加入無尽会社(無尽業法第三十五條の二の二第四号に規定する加入無尽会社をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入無尽会社に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第二十二條の八 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができなことが明らかでないことを認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定

(新設)

(新設)

の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員を三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における

当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第二十二條の九 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないとして認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容

（新設）



- の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思  
と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有し  
ている議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表  
者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において  
「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合  
（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していな  
い場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又  
はこれらであった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上  
を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方  
針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の  
者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争  
解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人  
事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資  
の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含  
む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業  
の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場

合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二十二条の十 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- 一 加入無尽会社の顧客が無尽業務関連苦情（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入無尽会社の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入無尽会社の商号
- 三 苦情処理手続の実施の経緯
- 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（新設）

(紛争解決委員の利害関係等)

第二十二條の十一 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第三項に規定する無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第一項の申立てに係る無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る無尽業務関連紛争(無尽業法第三十五條の二第二項に規定する無尽業務関連紛争をいう。次条において同じ)。

( ) について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者  
五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 | 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三條第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して

(新設)

五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3

無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

口 税理士

八 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 無尽業務関連苦情を処理する業務又は無尽業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(無尽業務関連紛争の当事者である加入無尽会社の顧客に対する説明)

第二十二條の十二 指定紛争解決機関は、無尽業法第三十五條の二三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第八項に規定する説明をするに当たり無尽業務関連紛争の当事者である加入無尽会社の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 無尽業法第三十五條の二三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は無尽業法第三十五條の二三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第九項に規定

(新設)

する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている無尽業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 無尽業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては無尽業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該無尽業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 無尽業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第二十二條の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第六項に規

（新設）

定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第二十二條の十四 指定紛争解決機関は、無尽業法第三十五條の二の

三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び無尽会社の商号

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 無尽会社が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該無尽会社の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

(新設)

## 八 行為の概要

### 二 改善策

2

無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七 無尽会社から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等



業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

九 加入無尽会社又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二十二條の十五 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、附属雛形により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

（新設）

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第八章 雑則

##### (標準処理期間)

第二十八条ノ二 内閣総理大臣又ハ金融庁長官八法又ハ本令ノ規定ニ依ル免許、認可、承認又ハ指定ニ関スル申請（予備審査ニ関スルモノヲ除ク）ガ其ノ事務所ニ到達シタル時ヨリ一月以内ニ当該申請ニ対スル処分ヲ為スベク努ムベシ但シ無尽業法第三十五条ノ二第一項ニ定ムル指定ニ関スル申請ニ対スル処分ハ二月以内ニ為スベク努ムベシ

(略)

#### 第七章 雑則

##### (標準処理期間)

第二十八条ノ二 内閣総理大臣又ハ金融庁長官八法又ハ本令ノ規定ニ依ル免許、認可又ハ承認ニ関スル申請（予備審査ニ関スルモノヲ除ク）ガ其ノ事務所ニ到達シタル時ヨリ一月以内ニ当該申請ニ対スル処分ヲ為スベク努ムベシ

(略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（第八章の二）（略）</p> <p>第八章の三 指定紛争解決機関</p> <p>第一節 通則（第三十四条の六十五 第三十四条の六十八）</p> <p>第二節 業務（第三十四条の六十九 第三十四条の七十六）</p> <p>第三節 監督（第三十四条の七十七・第三十四条の七十八）</p> <p>第九章 雑則（第三十五条 第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所屬銀行」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第八章の二）（略）</p> <p>第九章 雑則（第三十五条 第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所屬銀行」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者又は所屬銀行をいう。</p>

基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所屬銀行、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項(法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。)(第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権(法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章(第三十四条の二十六を除く。)、第八章の三及び第九章において同じ。)とする。

一(四) (略)

2(4) (略)

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項(法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。)(第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権(法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章(第三十四条の二十六を除く。))及び第九章において同じ。)とする。

一(四) (略)

2(4) (略)

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第十条第二項第十四号に規定する銀行の経営の健全性を損なつおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

3 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ (略)

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

2 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ (略)

(新設)

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二

条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置  
の内容

ル (略)

五・六 (略)

2 } 4 (略)

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該銀行が講ずる法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十三条の八 法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講ずること。

又 (略)

五・六 (略)

2 } 4 (略)

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

(新設)

- イ 銀行業務関連苦情（法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。
- ロ 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。
- ハ 銀行業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
- ニ 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）が行う苦情の解決により銀行業務関連苦情の処理を図ること。
- 三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより銀行業務関連苦情の処理を図ること。
- 四 令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。
- 五 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行す

るに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第五十二条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により銀行業務関連紛争（法第二条第二十項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五 銀行業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争



の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

3 | 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 | 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 | 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 | その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ | 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ | 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月

以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を  
経過しない者

第十四条の十一の六 削除

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )

第十四条の十一の七 法第十三条の四において準用する金融商品取引  
法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は  
、 申出者(同項に規定する申出者をいう。 ) は、 同条第二項の規定  
による承諾を行つた銀行のみから対象契約(同項に規定する対象契

( 特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日 )

第十四条の十一の六 法第十三条の四において準用する金融商品取引  
法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行  
が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見  
やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合と  
する。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する  
金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日を  
いう。 次条において同じ。 ) とする旨

2 | 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二  
第三項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により  
定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して  
一年以内の日のうち最も遅い日とする。

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )

第十四条の十一の七 法第十三条の四において準用する金融商品取引  
法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は  
、 次に掲げる事項とする。

約をいう。第十四条の十一の九の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商

- 一 期限日以前に締結した対象契約（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（同法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨
- 二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、期限日前であつても、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商

品取引法第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第十四条の十一の九 令第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第十四条の十一の九の三第一項各号に掲げる方法のうち銀行が使用するもの

二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第十四条の十一の九の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第十四条の十一の九 令第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第十四条の十一の十二第一項各号に掲げる方法のうち銀行が使用するもの

二（略）

（新設）

- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 復帰申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
  - イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
  - ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
- 五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の十一の九の三 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合

（新設）

<p>を含む。( )において準用する場合を含む。以下この条において同じ。  ( )に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p>	<p>イ 銀行の使用に係る電子計算機と法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)</p>	<p>( )の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>ロ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法</p>	<p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>前項各号に掲げる方法は、銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合</p>
---	------------------------------------	---	--	---	---	--	---------------------------------------

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合

の期限日)

第十四条の十一の十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項第一号及び第十四条の十一の十二において同じ。とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第十四条の十一の十二において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約を

の期限日)

第十四条の十一の十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約を

いう。次項及び第十四条の十一の十二の二において同じ。）に關して申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第十四条の十一の十二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間
- 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

いう。次項において同じ。）に關して申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- (新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の十一の十二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 銀行の使用に係る電子計算機と法第十三条の四において準用



2 | 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三  
第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項  
各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の  
記載事項)

第十四条の十一の十二の二 法第十三条の四において準用する金融商  
品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項  
は、次に掲げる事項とする。

する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を  
得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)  
の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送  
信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに  
記録する方法

ロ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ  
れた顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客  
の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられた  
ファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法  
により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて  
調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
2 | 前項各号に掲げる方法は、銀行がファイルへの記録を出力するこ  
とにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電  
子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続  
した電子情報処理組織をいう。

(新設)

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の  
第三十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」  
という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合におい  
て、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条  
の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の  
顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取  
引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件  
は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第  
十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六  
項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する  
承諾日をいう。次号、次条第二項、第十四条の十一の十六第二項  
第三号及び第十四条の十一の十六の二において同じ。）における  
申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十  
四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第十四  
条の十一の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計  
額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取  
引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件  
は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第  
十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四  
項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する  
承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第十三  
条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に  
規定する申出者をいう。以下この条及び第十四条の十一の十六に  
おいて同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が  
三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十四条の十一の十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の第三二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項第一号及び第十四条の十一の十六の二において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十六 法第十三条の四において準用する金融商品取

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十四条の十一の十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の第三二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十六 法第十三条の四において準用する金融商品取

引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十四条の十一の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするた

引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（新設）

めに必要な期間)

第十四条の十一の十六の二 法第十三条の四において準用する金融商

品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の

三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に

掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場  
合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるの  
は、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の  
記載事項)

第十四条の十一の十六の三 法第十三条の四において準用する金融商

品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の

三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と  
する。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の

四第五項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」  
としよう。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

(新設)

(新設)

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2} 4 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2} 4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十六 (略)

十七 当該銀行が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となつていて認定投資者保護団体(当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。)(の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第一項第十七号において同じ。)(の有無(対象事業者となつていてある場合にあつては、その名称)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十六 (略)

十七 当該銀行が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となつていて認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)(の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第一項第十七号において同じ。)(の有無(対象事業者となつていてある場合にあつては、その名称)

(新設)

十八 (略)

2  
(略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の五十三の十七において同じ。)を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

2  
(略)

(新設)

(禁止行為)



第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
  - 二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項)において準用する場合を含む。)(の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。)に対して、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(八に掲げる書面を交付する場合には、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為
- イ 八 (略)
- 三 五 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
  - 二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項)において準用する場合を含む。)(の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。)に対して、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(八に掲げる書面を交付する場合には、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為
- イ 八 (略)
- 三 五 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号子に掲げる事項を除く。）とする。

一～三（略）

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六（略）

2 } 5（略）

第三十四条の二の六 削除

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号子に掲げる事項を除く。）とする。

一～三（略）

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

（新設）

五・六（略）

2 } 5（略）

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）  
第三十四条の二の六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は

、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日）をいう。次条において同じ。）とする旨

2 | 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十四条の二の七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十四条の二の九の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。

（削る）

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）  
第三十四条の二の七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又

(削る)

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)(を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十四条の二の九の三第一項各号に掲げる方法のうち外国銀行代理銀行が使用するもの
- 二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の九の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 復帰申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨
- イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十四条の二の十二第一項各号に掲げる方法のうち外国銀行代理銀行が使用するもの
- 二 (略)

(新設)

該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の二の九の三 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二

（新設）

項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、外国銀行代理銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の二の十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の二の十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は

、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の二の十二において同じ。)とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第三十四条の二の十二において同じ。( )から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第一号に規定する対象契約)をいう。次項及び第三十四条の二の十二の二において同じ。( )に関して申出者(法第五十二条の二の五において準用する金

、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。( )とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第一号に規定する対象契約)をいう。次項において同じ。( )に関して申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第



融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については

二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において

同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第三十四条の二の十二の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「顧客」という。( )の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、外国銀行代理銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の三十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の三十項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第六項において準用する同法第三十条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十条の二の十六第二項第三号及び第三十条の二の十六の二において同じ。）における申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の二の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第四項において準用する同法第三十条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の二の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の二の十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の二の十六の二において同じ。）とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の二の十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。 )には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五におい

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。 )には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

て準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申  
出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするた  
めに必要な期間)

第三十四条の二の十六の二 法第五十二条の二の五において準用する  
金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第二十  
四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の  
各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲  
げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日から一月を控除した期間 一日

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四  
条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定す  
る場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」と  
あるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の  
記載事項)

第三十四条の二の十六の三 法第五十二条の二の五において準用する  
金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第二十  
四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる  
事項とする。

(新設)

(新設)

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（広告類似行為）

第三十四条の二の十七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

（広告類似行為）

第三十四条の二の十七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約締結前交付書面」という。）
- (2)・(3)（略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三十四条の二の二十七第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第三十四条の二の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内

イハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約締結前交付書面」という。）
- (2)・(3)（略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三十四条の二の二十七第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第三十四条の二の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内



容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ (略)

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2）4 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第三十四条の二の三十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる

容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ (略)

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2）4 (略)

(新設)

方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又

(禁止行為)

第三十四条の二の三十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又

は媒介をする行為

イハ (略)

三了五 (略)

(銀行代理業に係る社内規則等)

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該銀行代理業者の所属銀行が講ずる法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

は媒介をする行為

イハ (略)

三了五 (略)

(銀行代理業に係る社内規則等)

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(以下この条から第三十四条の五十三の十七までにおいて「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締

結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2  
(略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十七 (略)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行代理業者の所属

銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である  
指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2  
(略)

結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2  
(略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十七 (略)

(新設)

十八 (略)

2  
(略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第三十四条の五十三の十七 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項
  - イ 商号、名称又は氏名
  - ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称
  - ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
  - ニ 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
- 四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第五十二条の四十五の二において準用

(新設)

第三十四条の五十三の十七 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第五十二条の四十五の二において準用

する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。

（）に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

三丁五（略）

### 第八章の三 指定紛争解決機関

#### 第一節 通則

#### （割合の算定）

第三十四条の六十五 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四

する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。

（）に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

三丁五（略）

#### （新設）

#### （新設）

#### （新設）

条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている銀行（次条及び第三十四条の六十八第二項において「すべての銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（銀行に対する意見聴取等）

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての銀行の参集の便を

（新設）



考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 | 法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての銀行の説明会への出席の有無

三 すべての銀行の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第五十二条の六十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 | 前項の書類には、銀行から提出を受けたすべての意見書を添付す

るものとする。

(指定申請書の提出)

第三十四条の六十七 法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第五十二条の六十二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。))が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第三十四条の七十四第三項第三号において同じ。)(である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第五十二条の六十二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定によりすべての銀行に

対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 銀行に対して業務規程等を送付した場合には、当該銀行に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む

- 。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が法第五十二条の六十二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 六 紛争解決委員（法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第三十四条の七十五第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第三十四条の七十七において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
- 七 役員等が、暴力団員等（法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第三十四条の七十七第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二節 業務

（新設）

(業務規程で定めるべき事項)

第三十四条の六十九 法第五十二条の六十七第一項第八号に規定する

内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の見習体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第三十四条の七十 法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する

内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入銀行(法第五十二条の六十五第二項に規定する加入銀行をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入銀行に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第三十四条の七十一 法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する

指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又

(新設)

(新設)

(新設)

はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の子の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上

されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。  
。( ) の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第三十四条の七十二 法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を實質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機

（新設）

関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等はこれらであつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行つている場合（指定紛争解決機関と出資、人



事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。( )における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

( 苦情処理手続に関する記録の記載事項等 )

第三十四条の七十三 法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情(法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。)

( )の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入銀行の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入銀行の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

( 新設 )

2 | 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

(紛争解決委員の利害関係等)

第三十四条の七十四 法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る銀行業務関連紛争(法第二条第二十項に規定する銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 | 法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が

(新設)

通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 | 法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

- 八 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授
- 三 銀行業務関連苦情を処理する業務又は銀行業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者
- 四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客に対する説明)

第三十四条の七十五 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている銀行業務関連紛争の当事者及び第二者の秘密の取扱いの方法
- 二 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

(新設)

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第三十四条の七十六 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

第三節 監督

(新設)

(新設)

(届出事項)

第三十四条の七十七 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び銀行の商号

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該銀行の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人(指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有

(新設)

- している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
- 三 親法人が親法人でなくなつたとき。
- 四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
- 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。
- 六 法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。
- 七 銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。
- 八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。
- 九 加入銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。
- 3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わな

ければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第三十四条の七十八 法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(標準処理期間)

(新設)

(標準処理期間)



第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一 (略)

一の二 法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

二 五 (略)

2 (略)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一 (略)

(新設)

二 五 (略)

2 (略)

十五 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 法第六条第三項第十一号に規定する長期信用銀行の経営の健全性を損なつおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（割合の算定）</p> <p>第五条の九の七 法第十六条の八第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十五条の五十三第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の</p>	<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた長期信用銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十五条の四十四において同じ。）に金融庁長官により公表されている長期信用銀行（次条及び第二十五条の四十五第二項において、「すべての長期信用銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（長期信用銀行に対する意見聴取等）

第五条の九の八 法第十六条の八第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、長期信用銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十五条の四十四及び第二十五条の四十

（新設）

五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 長期信用銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならないこと。

三 前号ハの一定の期間が、一週間を下らないものであること。

2 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 すべての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第十六条の八第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第五条の九の九 法第十六条の九第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務（法第十六条の八第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の見習体制に関する事項
- 四 苦情処理手続（法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。第二十五条の四十九において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第二十五条の四十六、第二十五条の五十一第二項及び第二十五条の五十二において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

（新設）

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イリ (略)

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関(法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第十八条の二第一項第四号八及び第二十六条の二の二十五第一項第十八号において同じ。)が存在する場合 当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル (略)

五・六 (略)

2 } 4 (略)

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該長期信用銀行が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止する

イリ (略)

(新設)

又 (略)

五・六 (略)

2 } 4 (略)

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものを

ための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十二条の六 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 長期信用銀行業務関連苦情(法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 長期信用銀行業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取

いう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号及び第二十六条の二の二十五第一項第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

五 長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第十六条の八第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 | 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により長期信用銀行業務関連紛争（法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。



二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五 長期信用銀行業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理又は長期信用銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第十六条の八第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年

を経過しない法人又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第十六条の八第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一〇三 (略)

四 長期信用銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対

一〇三 (略)

四 長期信用銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(指定申請書の提出)

第二十五条の四十四 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二十五条の四十五 銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第十六条の八第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。))が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十五条の五十第三項第三号において同じ。))である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第十六条の八第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

	3
<p>一 第五条の九の八第一項第二号の規定によりすべての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等</p> <p>二 すべての長期信用銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類</p> <p>三 長期信用銀行に対して業務規程等を送付した場合には、当該長期信用銀行に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類</p> <p>イ 到達した場合 到達した年月日</p> <p>ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因</p> <p>銀行法第五十一条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第二十五条の五十三第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面</p>	

- 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が法第十六条の八第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 六 紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二十五条の五十一第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二十五条の五十三において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
- 七 役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第二十五条の五十三第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第二十五条の四十六 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規

（新設）

定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第二十五条の四十九まで及び第二十五条の五十一から第二十五条の五十四までにおいて同じ。）は、当事者である加入長期信用銀行（法第十六条の九第四号に規定する加入長期信用銀行をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入長期信用銀行に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第二十五条の四十七 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わ

（新設）

- せて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
- 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
- 五 指定紛争解決機関の役員の子親等以上の役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
- 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
- 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第



四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第二十五条の四十八 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合

（新設）

- 
- (指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)(における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
  - 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
  - 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
  - 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
  - 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
  - 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合(指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)(における当該特定の者
  - 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者
  - 九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)(に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
-

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第二十五条の四十九 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入長期信用銀行の顧客が長期信用銀行業務関連苦情(法第十条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。)の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入長期信用銀行の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入長期信用銀行の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

(紛争解決委員の利害関係等)

第二十五条の五十 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

(新設)

(新設)

- 
- 一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者
  - 二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者
  - 三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 四 当該申立てに係る長期信用銀行業務関連紛争（法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者
  - 五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者
- 2
- 一 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。
  - 一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
  - 二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格
  - 三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する
-

消費生活コンサルタントの資格

3| 銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定

める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又

は商学に属する科目の教授又は准教授

三 長期信用銀行業務関連苦情を処理する業務又は長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

（長期信用銀行業務関連紛争の当事者である加入長期信用銀行の顧客に対する説明）

第二十五条の五十一 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十

三第八項に規定する説明をするに当たり長期信用銀行業務関連紛争の当事者である加入長期信用銀行の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている長期信用銀行業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 長期信用銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては長期信用銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該長期信用銀行業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 長期信用銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（新設）

(手続実施記録の保存及び作成)

第二十五条の五十二 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

(新設)

2 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案(銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第二十五条の五十三 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

- 一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び長期信用銀行の商号

- 二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約
- 三 次項第七号に掲げる場合 長期信用銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確實でないと見込まれる理由及び当該長期信用銀行の商号
- 四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
  - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
  - ハ 行為の概要
  - ニ 改善策
- 2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。
  - 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
  - 二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
  - 三 親法人が親法人でなくなつたとき。
  - 四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
- 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取



得され、又は保有されることとなつたとき。

六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 長期信用銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入長期信用銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二十五条の五十四 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十七号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付し

（新設）

なければならぬ。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第二十六条の二の四 削除

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)(は、同条第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第二十六条の二の七の二において同じ。)(に關して特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)(以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(削る)

(削る)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)(に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行つたものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)(を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)(以外の顧客として取り扱う旨
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定に

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二十六条の二の三第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

よる承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二十六条の二の十第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一

項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

(新設)

第二十六条の二の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二

(新設)

項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項第一号及び第二十六条の二の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第二十六条の二の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の

記載事項)

第二十六条の二の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十六条の二の十において同じ。)(に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)(が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)(には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)( 当該期間から一月を控除した期間
- 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

記載事項)

第二十六条の二の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)(に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)(が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)(には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- (新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電



2 | 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ | 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2 | 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
2 | 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の

記載事項)

第二十六条の二の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第二十六条の二の十四第二項第三号及び第二十六条の二の十四の二において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十六条の二の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十六条の二の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十六條の二の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定められた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十六条の二十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

第二十六条の二の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第二十六条の二の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」といふ。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（新設）

（新設）

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二十六条の二の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二十六条の二の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第二十六条の二の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第二十六条の二の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2~4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二十六条の二の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二十六条の二の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第二十六条の二の二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第二十六条の二の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2~4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六 (略)

十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

十八 (略)

十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

(新設)

二十 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投

(新設)

(禁止行為)

第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投



資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ（略）

二丁七（略）

（標準処理期間）

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ（略）

二丁七（略）

（標準処理期間）

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、令第十一条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にするよう努

<p>2 (略)</p>	<p>一 令第十一条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等</p> <p>二 法第十六条の八第一項の規定による指定</p>
<p>2 (略)</p>	<p>（新設） めるものとする。</p> <p>（新設）</p>

改正案

現行

<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一（十六）（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第三百三十七條の二第一項、第三百三十七條の三第三号、第四百四十三條第四号、第四百四十九條第二項及び第七十條の十二第二号八を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項</p> <p>十八（略）</p> <p>（報酬等の額の算定方法）</p> <p>第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 理事、監事又は会計監査人（第七十條の二の二第三項及び第七十條の二の十を除き、以下「役員等」という。）がその在職</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一（十六）（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項、第三項又は第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第三百三十七條の二第一項、第三百三十七條の三第三号、第四百四十三條第四号、第四百四十九條第二項及び第七十條の十二第二号八を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項</p> <p>十八（略）</p> <p>（報酬等の額の算定方法）</p> <p>第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該</p>
--	--

<p>中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額</p> <p>二（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一）三（略）</p> <p>7 法第五十二条第三項第十三号に規定する信用金庫の経営の健全性を損なつおそれないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>8（略）</p> <p>（信用金庫連合会の付随業務）</p>	<p>金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額</p> <p>二（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一）三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>7（略）</p> <p>（信用金庫連合会の付随業務）</p>
--	--

第五十三条 (略)

2~5 (略)

6 法第五十四条第四項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。

7 法第五十四条第四項第十三号に規定する信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。

8・9 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

2~12 (略)

13 第五十三条第九項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(割合の算定)

第九十九条の二 法第八十五条の四第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第七十條の二の十第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第八十五条の

第五十三条 (略)

2~5 (略)

6 法第五十四条第四項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。

(新設)

7・8 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

2~12 (略)

13 第五十三条第八項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(新設)

四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）  
の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二條の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第七十條の二において同じ。）に金融庁長官により公表されている金庫（次条及び第七十條の二の第二項において「すべての金庫」という。）の数で除して行うものとする。

（金庫に対する意見聴取等）

第九十九條の三 法第八十五條の四第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての金庫の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての金庫に対し、説明会の

（新設）

- 開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第七十条の二及び第七十条の二の二第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
- イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
  - ハ 金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
  - 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 法第八十五条の四第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
  - 二 すべての金庫の説明会への出席の有無
  - 三 すべての金庫の意見書の提出の有無
  - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
  - 五 提出を受けた意見書に法第八十五条の四第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、金庫から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(業務規程で定めるべき事項)

第九十九条の四 法第八十五条の五第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続（法第八十五条の四第一項に規定する苦情処理手続をいう。第七十条の二の六において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第七十条の二の三、第七十条の二の八第二項及び第七十条の二の九において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(預金者等に対する情報の提供)

第一百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一～三 (略)
- 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

(新設)

(預金者等に対する情報の提供)

第一百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一～三 (略)
- 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付



イリ (略)

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三十二条第一項第四号八及び第七十条の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合、当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合、当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル (略)

五・六 (略)

2 } 4 (略)

(内部規則等)

第一百三十三条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該金庫が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む）。

イリ (略)

(新設)

又 (略)

五・六 (略)

2 } 4 (略)

(内部規則等)

第一百三十三条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下

（）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第百十三条の二 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講ずること。

イ 金庫業務関連苦情（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する金庫内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取

同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

（新設）

引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）が行う苦情の解決により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより金庫業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の四第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

2 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金庫業務関連紛争（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に

規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

五 金庫業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の四第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行

すべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のい  
ずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定に  
より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること  
がなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条  
の四第一項の規定による指定を取り消された法人において、そ  
の取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取  
消しの日から五年を経過しない者又は令第九条の七各号に掲げ  
る指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以  
内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経  
過しない者

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定  
めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫が銀行法第十

二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する  
措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定  
めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百二十八条 (略)

2 (略)

3 第五十三条第九項の規定は、第一項第一号ロ(二)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第九項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」「と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(信用金庫代理業に係る内部規則等)

第三百五十五条 信用金庫代理業者は、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目

解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百二十八条 (略)

2 (略)

3 第五十三条第八項の規定は、第一項第一号ロ(二)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第八項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」「と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(信用金庫代理業に係る内部規則等)

第三百五十五条 信用金庫代理業者は、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目

的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

（指定申請書の提出）

第七十条の二 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第七十条の二の二 銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第八十五条の四第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。

）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第七十条の二の七第三項第二

的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（新設）

（新設）

号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

2 | 二 法第八十五条の四第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第九十九条の三第一項第二号の規定によりすべての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 金庫に対して業務規程等を送付した場合には、当該金庫に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 | 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第七十条の二の十第二項において同じ。)の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事



務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第七十条の二の四及び第七十条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第八十五条の四第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第七十条の二の八第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第七十条の二の十において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する

暴力団員等をいう。第一百七十条の二の十第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第一百七十条の二の三 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第一百七十条の二の六まで及び第一百七十条の二の八から第一百七十条の二の十一までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十五条の五第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第一百七十条の二の四 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認めら

（新設）

（新設）

れる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ）

。の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術

、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第一百七十条の二の五 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないことと認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊

（新設）

- 密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業

の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第七十条の二の六 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入金庫の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入金庫の名称

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（新設）

(紛争解決委員の利害関係等)

第七十条の二の七 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同

条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る金庫業務関連紛争(法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に心ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産

(新設)

奨励会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 金庫業務関連苦情を処理する業務又は金庫業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な



調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客に対する説明)

第一百七十条の二の八 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十

三第八項に規定する説明をするに当たり金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている金庫業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 金庫業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該金庫業務関連紛争の当事者に通知すること。

(新設)

四 金庫業務関連連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

( 手続実施記録の保存及び作成 )

第一百七十条の二の九 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）

（ ）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

( 指定紛争解決機関の届出事項 )

第一百七十条の二の十 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提

( 新設 )

( 新設 )

出しなければならぬ。

一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び金庫の名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 金庫が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思はれる理由及び当該金庫の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 金庫から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入金庫又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならぬ。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第一百七十条の二の十一 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁

（新設）

長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(特定預金等)

第一百七十条の二十二 (略)

第一百七十条の四 削除

(特定預金等)

第一百七十条の二 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第一百七十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所

の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第七十条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二十一条に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商

(削る)

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)(を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)(以外の顧客として取り扱う旨

- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第百七十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第百七十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

一 前条第一項各号又は第百七十条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(新設)



五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第二十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。( )に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて

2 | 調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
前項各号に掲げる方法は、金庫又は外国銀行代理金庫がファイル  
への記録を出力することにより書面を作成することができるもので  
なければならぬ。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は外国銀行代  
理金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機と  
を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合  
の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定す  
る内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日  
を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所  
の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表して  
いる場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の  
三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び  
第七十条の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で  
定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定め  
た日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次  
条第二項第三号及び第七十条の十において同じ。)から起算して

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合  
の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定す  
る内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日  
を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所  
の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表して  
いる場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の  
三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同  
じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で  
定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定め  
た日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以  
内の日のうち最も遅い日とする。

一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七十條の九 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十條の十の二において同じ。)に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合)に適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四條の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第七十條の十 準用金融商品取引法第三十四條の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合)に於ては、当該各号に定める期間)とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七十條の九 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する場合を除く。)に適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七十條の十 準用金融商品取引法第三十四條の三第三項(準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、

- 
- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間
  - 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

- 
- 次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
    - イ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
    - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
  - 2 前項各号に掲げる方法は、金庫又は外国銀行代理金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
  - 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
-

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第七十条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第七十条の十四第二項第三号及び第七十条の十四の二において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第七十条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

記載事項)

第七十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十条の十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第七十条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定す

記載事項)

第七十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

る内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第七十条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

（新設）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）



第七十條の二十三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第七十條の二の十二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七十條の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十條の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）

2} 4（略）

（契約締結前交付書面の記載事項）

第七十條の二十五 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一} 十六（略）

十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九條の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認

第七十條の二十三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第七十條の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七十條の二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第七十條の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）

2} 4（略）

（契約締結前交付書面の記載事項）

第七十條の二十五 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一} 十六（略）

十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九條の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九條の十第一項に規定する認定投資者保

定業務（同法第七十九条の十一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九（略）

2（略）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次

護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）

（新設）

十八（略）

2（略）

（新設）

に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第七十条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から

（禁止行為）

第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から

第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イハ（略）

二七七（略）

（標準処理期間）

第七十四条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

- 一 信用金庫が内閣総理大臣若しくは金融庁長官に対してする申請又は令第十条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等
- 二 法第八十五条の四第一項の規定による指定

第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イハ（略）

二七七（略）

（標準処理期間）

第七十四条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法令又はこの府令の規定による免許、許可、認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、信用金庫が内閣総理大臣若しくは金融庁長官に対してする申請又は令第十条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

（新設）

（新設）

2  
(略)

2  
(略)

改正案	現行
<p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p>第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十八条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（特定兼営業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）</p> <p>第十一条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の二第二項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>一 次に掲げるすべての措置を講じること。</p> <p>イ 特定兼営業務関連苦情（法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる</p>	<p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p>第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十四条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

業務運営体制を整備すること。

ロ 特定兼營業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 特定兼營業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにこの業務運営体制及び口の社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号及び第三十一条の二十二第一項第六号において同じ。）が行う苦情の解決により特定兼營業務関連苦情の処理を図る場合。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより特定兼營業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第十三条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により特定兼營業務関連苦情の処理を図ること。

五 特定兼營業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第十二一条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において

同じ。)が実施する苦情を処理する手続により特定兼営業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん(金融商品取引法第七十七条の二第一項(同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。))に規定するあつせんをいう。)

( )により特定兼営業務関連紛争(法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により特定兼営業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により特定兼営業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第十三条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により特定兼営業務関連紛争の解決を図ること。

五 特定兼営業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により特定兼営業務関連紛争の解決を図る



こと。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定兼営業務関連苦情の処理又は特定兼営業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定により法第十二条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十三条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定により法第十二条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しな

い者又は令第十三条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 (略)

2 6 (略)

7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関(法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号において同じ。)が存在する場合 信託業務を営む金融機関が法第二条第一項において準用する信託業法第二十三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約(法第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この号において同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託業務を営む金融機関の法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 (略)

2 6 (略)

7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

(新設)

第三十一条の三 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)(は、同条第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第三十一条の六の二において同じ。)(に関

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第三十一条の三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第一号に規定する期限日)をいう。次条において同じ。)(とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

して特定投資家（金融商品取引法第二十一条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項）（法第二条の二において準用する金融商品

一 期限日以前に締結した対象契約（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（同法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する

取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十一条の六 令第十一条の二第一項及び第十一条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十一条の六の三第一項各号に掲げる方法のうち信託業務を営む金融機関が使用するもの
- 二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第三十一条の六の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 復帰申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第

場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十一条の六 令第十一条の二第一項及び第十一条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十一条の九第一項各号に掲げる方法のうち信託業務を営む金融機関が使用するもの
- 二（略）

（新設）

三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に定める者である場合（法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十一条の六の三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項）（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）

（新設）

以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、信託業務を営む金融機関がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の七 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項第一号及び第三十一条の九において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第三十一条の九において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の八 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の七 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の八 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法



第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の九の二において同じ。）に關して申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第三十一条の九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に關して申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

(新設)

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十一条の九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と法第一条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「

顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、信託業務を営む金融機関がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第三十一条の九の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三十項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十一条の十三第二項第三号及び第三十一条の十三の二において同じ。）における申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十一条の十三において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十一条の十三において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十一条の十三の二において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定められた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定められた日であつて法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

記載事項)

第三十一条の十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の十三の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするた

記載事項)

第三十一条の十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

めに必要な期間)

第三十一条の十三の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第三十一条の十三の三 法第二条の二において準用する金融商品取引

法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合におい

(新設)

(新設)

て、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の  
四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧  
客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十一条の二十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は  
、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該顧客に対し目論見書(金融商品取引法第二条第十項に規定  
する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当  
該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されてい  
るものに限る。)を交付している場合(目論見書(同項に規定す  
る目論見書をいう。)に当該事項のすべてが記載されていない場  
合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に  
記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のも  
のとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第  
一、二号に掲げる場合

三 (略)

2 (略)

3 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証  
券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委  
託者非指図型投資信託の受益権に係るものに限る。)に係る目論見

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十一条の二十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は  
、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該顧客に対し目論見書(金融商品取引法第二条第十項に規定  
する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当  
該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されてい  
るものに限る。)を交付している場合(目論見書(同項に規定す  
る目論見書をいう。)に当該事項のすべてが記載されていない場  
合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に  
記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のも  
のとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第  
一、二号に掲げる場合

三 (略)

2 (略)

(新設)

書（第一項第二号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 当該金融機関が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）

（となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

2（略）

（投資者の保護に欠けるおそれがないと認められる信用格付）

第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 当該金融機関が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）

（となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

2（略）

（新設）



ものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十一条の二十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

（新設）

を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は  
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)  
の名称又は氏名

八 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる  
方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる  
行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家  
(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二  
第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き  
、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三  
第四項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四  
条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定  
投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同  
じ。)に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項(八に掲げ  
る書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事

(禁止行為)

第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる  
行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家  
(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二  
第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き  
、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三  
第四項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四  
条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定  
投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同  
じ。)に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項(八に掲げ  
る書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事

項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イハ (略)

三 (略)

(割合の算定)

第四十二条の二 法第十二条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第四十二条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第四十二条の十四において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたもの

項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イハ (略)

三 (略)

(新設)

に限る。 ) を述べた信託業務を営む金融機関の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第四十二条の五において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託業務を営む金融機関(次条及び第四十二条の六第二項において「すべての信託業務を営む金融機関」という。)の数で除して行つものとする。

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 法第十二条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託業務を営む金融機関の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四十二条の五及び第四十二条の六第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又

(新設)

は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

□ 説明会の開催年月日時及び場所

八 信託業務を営む金融機関は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならぬ旨

三 前号八の一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第十二条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての信託業務を営む金融機関の説明会への出席の有無

三 すべての信託業務を営む金融機関の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第十二条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、信託業務を営む金融機関から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第四十二条の四 法第十二条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務（法第十二条の二第一項に規定する紛争解決等

（新設）

業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（法第十二条の二第一項に規定する苦情処理手続をいう。第四十二条の十において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第四十二条の七、第四十二条の十二第二項及び第四十二条の十三において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（指定申請書の提出）

第四十二条の五 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第四十二条の六 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十二条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による

（新設）

（新設）

指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第四十二条の十一第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

2 | 二 法第十二条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第四十二条の三第一項第二号の規定によりすべての信託業務を営む金融機関に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を送付した場合に  
は、当該信託業務を営む金融機関に対する業務規程等の到達の有  
無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分  
に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 | 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする

- 一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第四十二条の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面
- 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が法第十二条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 六 紛争解決委員（法第十二条の四において準用する信託業法第十五条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第四十二条の



十二第二項第三号において同じ。)の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この号及び次号並びに第四十二条の十四において「役員等」という。)の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九に規定する暴力団員等をいう。第四十二条の十四第一項第二号において同じ。)でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(手続実施基本契約の内容)

第四十二条の七 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関(法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第四十二条の十まで及び第四十二条の十二から第四十二条の十五までにおいて同じ。)は、当事者である加入金融機関(法第十二条の三第四号に規定する加入金融機関をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金融機関に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第四十二条の八 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五

(新設)

(新設)

条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員を三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決

定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ

。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第四十二条の九 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その

（新設）

他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の

者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第四十二条の十 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- 一 加入金融機関の顧客が特定兼営業務関連苦情（法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入金融機関の顧客及びその代理人の氏名

（新設）

、商号又は名称並びに当該加入金融機関の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第四十二条の十一 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項に規定する法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第一項の申立てに係る法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る特定兼営業務関連紛争（法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

（新設）

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第二項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第二項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

二 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 特定兼営業務関連苦情を処理する業務又は特定兼営業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

（特定兼営業務関連紛争の当事者である加入金融機関の顧客に対する説明）

第四十二条の十二 指定紛争解決機関は、法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第八項に規定する説明をするに当たり特定兼営業務関連紛争の当事者である加入金融機関の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならぬ。

（新設）



2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている特定兼営業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 特定兼営業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては特定兼営業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該特定兼営業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 特定兼営業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第四十二条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

（新設）

2 | 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（指定紛争解決機関の届出事項）

第四十二条の十四 指定紛争解決機関は、法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信託業務を営む金融機関の商号
- 二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約
- 三 次項第七号に掲げる場合 信託業務を営む金融機関が手続実施

（新設）

基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該信託業務を営む金融機関の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更した場合

三 親法人が親法人でなくなつた場合

四 子法人が子法人でなくなつた場合、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有した場合

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつた場合

六 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一

項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいる場合

七 信託業務を営む金融機関から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否した場合

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つた場合

九 加入金融機関又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つた場合

3 前項第八号又は第九号に該当する場合の届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第四十二条の十五 法第十二条の四において準用する信託業法第八十条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

（新設）

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(経由官庁)

第四十三条 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。(を經由して提出しなければならない。ただし、令第十八条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

(経由官庁)

第四十三条 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。(を經由して提出しなければならない。ただし、令第十四条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

<p>2 (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第四十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認又は指定に関する申請(予備審査に係るものを除く。)(がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第十二条の二第一項の規定による指定に関する申請に対する処分は、二月以内に するよう努めるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第四十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認(以下「認可等」という。)(に関する申請(予備審査に係るものを除く。)(がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一十三（略）</p> <p>十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を別紙様式第四号の二の二により記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（登録の拒否の審査）            第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三</p>	<p>（登録申請書の添付書類）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録の拒否の審査）            第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三</p>

条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～四（略）

五 法第十二条の二の二に規定する措置を講ずるために必要な措置を講じていること。

2（略）

（貸金業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十条の六の二 法第十二条の二の二第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講ずること。

イ 貸金業務関連苦情（法第二条第二十項に規定する貸金業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 貸金業務関連苦情の申出先を資金需要者等（法第十二条の二

条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～四（略）

（新設）

2（略）

（新設）



- の二第一項第二号に規定する資金需要者等をいう。）に周知し、並びにイの業務運営体制及び口の社内規則を公表すること。
  - 二 法第四十一条の七第一項の規定により貸金業協会が行う苦情の解決により貸金業務関連苦情の処理を図ること。
  - 三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより貸金業務関連苦情の処理を図ること。
  - 四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により貸金業務関連苦情の処理を図ること。
  - 五 貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第四十一条の三十九第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により貸金業務関連苦情の処理を図ること。
- 2 | 法第十二条の二の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
- 一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により貸金業務関連紛争（法第二条第二十一項に規定する貸金業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。
  - 二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により貸金業務関連紛争

争の解決を図ること。

三 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により貸金業務関連紛争の解決を図ること。

四 貸金業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により貸金業務関連紛争の解決を図ること。

3

前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、貸金業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により貸金業務関連苦情の処理又は貸金業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第四十一条の六十一第一項の規定により法第四十一条の三十九第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

□ 法第四十一条の六十一第一項の規定により法第四十一条の三十九第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者を経過しない者

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)  
次に掲げる事項

イ リ (略)

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)  
次に掲げる事項

イ リ (略)

(新設)

<p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イ、ニ、ト、チ及び又に掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 売渡担保の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 第一号イ、ロ、ニ及びへから又までに掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、へからチまで及び又に掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額</p> <p>2 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項</p> <p>イ ーリ (略)</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p>	<p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イ、ニ、ト及びチに掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 売渡担保の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 第一号イ、ロ、ニ及びへからりまでに掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びへからチまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額</p> <p>2 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項</p> <p>イ ーリ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p>
---	---

イ 前号イ、ニ、ト、チ及びビに掲げる事項

ロ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからヌまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、ヘからチまで及びビに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3・4 (略)

5 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十三 (略)

十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の

二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

6～8 (略)

(契約締結時の書面の交付)

イ 前号イ、ニ、ト及びチに掲げる事項

ロ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからリまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びヘからチまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3・4 (略)

5 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十三 (略)

(新設)

6～8 (略)

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項

イレ（略）

ソ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号イから八まで、へ、リからヲまで、レ及びビソに掲げる事項

ロ・ハ（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びタからソまでに掲げる事項

ロ・ハ（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで

第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項

イレ（略）

（新設）

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号イから八まで、へ、リからヲまで及びビレに掲げる事項

ロ・ハ（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで、タ及びビレに掲げる事項

ロ・ハ（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで

、ヨ、レ及びビソに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2  
(略)

3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ〜レ（略）

ソ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

、ヨ及びビレに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2  
(略)

3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ〜レ（略）

(新設)

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イから八まで、へ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項

ロ・ハ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びヨからソまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、力及びタからソまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

4 15 (略)

16 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八からリまで及びルからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項(第一号八からリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びビナに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項(第一号八からリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。))

イ 前号イから八まで、へ、リからヲまで及びレに掲げる事項

ロ・ハ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びヨからレまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、力、タ及びレに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

4 15 (略)

16 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八からリまで及びルからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項(第一号八からリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びビナに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項(第一号八からリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。))



る。( )及び同号口に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ラからワまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号ラからワまでに掲げる事項に限る。)、第三号イに掲げる事項(第一号ラからワまでに掲げる事項に限る。 )及び第四号イに掲げる事項(第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。 )を除く。 )を記載した書面とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。 )

次に掲げる事項

イ ㊦ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二 丁 四 (略)

17・18 (略)

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2・3 (略)

る。( )及び同号口に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ラからワまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号ラからワまでに掲げる事項に限る。 )、第三号イに掲げる事項(第一号ラからワまでに掲げる事項に限る。 )及び第四号イに掲げる事項(第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。 )を除く。 )を記載した書面とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。 )

次に掲げる事項

イ ㊦ (略)

(新設)

二 丁 四 (略)

17・18 (略)

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第十六項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（同項第一号ノに掲げる事項を除くほか、一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同号八からリまで及びビルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。））、同項第二号ロ及びビ八に掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号八からリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。））、同項第三号ロ及びビ八に掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号八からリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからナまでに掲げる事項に限る。））、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからナまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

5・6 (略)

(帳簿の備付け)

4 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第十六項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同項第一号八からリまで及びビルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。））、同号ロ及びビ八に掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号八からリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。））、同号ロ及びビ八に掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号八からリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからナまでに掲げる事項に限る。））、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからナまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

5・6 (略)

(帳簿の備付け)

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びビソに限り、売渡担保にあつてはイ及びビタからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ、レ及びビソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト及びカからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びビソに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びタからソまでに限り。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）

四〇八（略）

2・3（略）

（取立て行為の規制）

第十九条（略）

2〇4（略）

5 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨからレまで（手形の割引にあつてはイ及びビレに限り、売渡担保にあつてはイ、タ及びビレに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ及びビレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト及びカからレまで（手形の割引にあつてはイ及びビレに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからレまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ、タ及びビレに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号、第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）

四〇八（略）

2・3（略）

（取立て行為の規制）

第十九条（略）

2〇4（略）

5 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号(第一号を除く。

に掲げる事項(取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは第十三条第一項第一号ソを除き、極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第十七条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項(取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。)

四 (略)

五 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項(取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

6 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ

げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号(第一号を除く。

に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第十七条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項

四 (略)

五 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項

6 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ

<p>、ト、<u>タ及びソ</u>（売渡担保にあつては、<u>タ及びソ</u>に限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）</p> <p>二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、<u>タ及びソ</u>（売渡担保にあつてはヨ、<u>タ及びソ</u>に限り、金銭の貸借の媒介にあつては<u>タ及びソ</u>に限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）</p> <p>三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）</p> <p>四 （略）</p> <p>2、6 （略）</p> <p>（譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第二十一条の三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（譲り受けた債権についての書面の交付）</p>	<p>、ト及び<u>タ</u>（売渡担保にあつては、<u>タ</u>に限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）</p> <p>二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及び<u>タ</u>（売渡担保にあつてはヨ及び<u>タ</u>に限り、金銭の貸借の媒介にあつては<u>タ</u>に限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）</p> <p>三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）</p> <p>四 （略）</p> <p>2、6 （略）</p> <p>（譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第二十一条の三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（譲り受けた債権についての書面の交付）</p>
---	---

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に應じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、夕及びソ）に掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に應じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ、夕及びソ）（金銭の貸借の媒介にあつては、夕及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第六項各号に掲げる事項（第十二條の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

6～9 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五條 法第二十四條第二項において準用する法第二十一條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四條第二項において準用する法

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に應じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及び夕）に掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に應じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ及び夕）（金銭の貸借の媒介にあつては、夕に限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五條 法第二十四條第二項において準用する法第二十一條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四條第二項において準用する法

第十七条第一項各号に掲げる事項（当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項一号ソに掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びビソ（売渡担保にあつては、タ及びビソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びビソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びビソに

第十七条第一項各号に掲げる事項（当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びビタ（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びビタ（売渡担保にあつてはヨ及びビタに限り、金

<p>限り、金銭の貸借の媒介にあつては夕及びソに限る。 ) 並びに第二号八に掲げる事項を除く。 )</p> <p>三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 (第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。 )</p> <p>四 (略)</p> <p>2 } 6 (略)</p>	<p>銭の貸借の媒介にあつては夕に限る。 ) 並びに第二号八に掲げる事項を除く。 )</p> <p>三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 (第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。 )</p> <p>四 (略)</p> <p>2 } 6 (略)</p>
<p>(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)</p> <p>第二十六条の二の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項 (同項第十四号に掲げる事項を除く。 ) とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)</p> <p>第二十六条の二の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(保証等に係る求償権等についての書面の交付)</p> <p>第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号 (第二号及び第三号を除く。 ) に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項 (同項第一号ホ、夕及びソに掲げる事項を除く。 ) とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保証等に係る求償権等についての書面の交付)</p> <p>第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号 (第二号及び第三号を除く。 ) に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項 (同項第一号ホ及び夕に掲げる事項を除く。 ) とする。</p> <p>2 (略)</p>



3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ、タ及びビソ（金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びビソに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)  
項)

第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該保証業者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ及びタ（金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)  
項)

第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該保証業者の商号、名称又は氏名を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二

十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の七の三（略）

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4（略）

（受託弁済に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、夕及びソに掲げる事項を除く。）とする。

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二

十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

（受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の七の三（略）

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4（略）

（受託弁済に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及び夕に掲げる事項を除く。）とする。

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二

号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びビソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びビソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

5 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6～9 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項一号ソに掲げる事項を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げ

号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ及びビソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

5 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済者の商号、名称又は氏名を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げ

る事項（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ）（売渡担保にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ）（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 （略）

2  
6 （略）

る事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ）（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ）（売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

五 （略）

2  
6 （略）

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十二の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十二の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びタに掲げる事項を除く。)とする。

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ及びタ(金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)  
項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。)

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

4 (略)

5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)  
項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ)(売渡担保にあつては、タ及びソに限る。)(に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ)(売渡担保にあつては、ヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。)(並びに第二号八に掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の

四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号及び第十四号)に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 } 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ)(売渡担保にあつては、タに限る。)(に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ)(売渡担保にあつては、ヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。)(並びに第二号八に掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の

四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号)に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 } 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びビソ)(売渡担保にあつては、タ及びビソに限る。)に掲げる事項を除く。

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びビソ)(売渡担保にあつては、ヨ、タ及びビソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びビソに限る。)並びに第二号八に掲げる事項を除く。

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 } 6 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十八の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

一 (略)

二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト及びビタ)(売渡担保にあつては、タに限る。)に掲げる事項を除く。

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びビタ)(売渡担保にあつては、ヨ及びビタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。)並びに第二号八に掲げる事項を除く。

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 } 6 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十八の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。



<p>4 (略)</p> <p>(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)</p> <p>第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びビソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びビソに限る。)に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)</p> <p>第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びビタに掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ及びビタ(金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。)に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)</p>
---	---

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。)

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第二五項第十四号に掲げる事項を除く。)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びビソ(売渡

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ(売渡担保

担保にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2 } 6 （略）

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第十七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（手形の割引及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保に

にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ（売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2 } 6 （略）

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第十七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ（手形の割引及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びレに限り、売渡担保にあつてはイ

あつてはイ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、第十三条第一項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びロに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びタからソまでに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十三条第三項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項（第十二条の二第五項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十二条の二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ（略）

六（略）

、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、第十三条第一項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで（手形の割引にあつてはイ及びレに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからレまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、タ及びレに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十三条第三項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項（第十二条の二第五項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十二条の二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ（略）

六（略）

2 } 6 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

2 } 6 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。))に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）  
。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）  
。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四（略）

五 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）  
。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）  
。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四（略）

五 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契

けに係る契約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六（略）

七 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

九（略）

2 } 6（略）

項）（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六（略）

七 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

九（略）

2 } 6（略）

項）（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の八 保証業者が保証等に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びビヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びビソに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びビヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビタからソまでに限る。))に掲げる事項を除く。)

第二十六条の二十三の八 保証業者が保証等に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びビヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。))に掲げる事項を除く。この



。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ〜二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ〜二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。 ) に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びビソに限る。 ) に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。 ) 。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。 ) に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びビヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。 ) に掲げる事項を除く。 ) 。

( ) 。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。 ) に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。 ) に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。 ) 。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。 ) に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びビヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。 ) に掲げる事項を除く。 ) 。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

26 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イニ (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。)(に掲げる事項を除く。)(。この

イハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

26 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イニ (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。)(に掲げる事項を除く。)(。この場合におい

場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。))に掲げる事項を除く。)

。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。))。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四

て、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。))に掲げる事項を除く。)

この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。))。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四

第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びビゾに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七（略）

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ～ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合に

第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七（略）

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ～ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同

において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2} 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。))に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であ

項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2} 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。))に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であ

るときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。（）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2}6（略）

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度

るときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからシまで）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。（）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2}6（略）

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度



方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜二（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、

方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜二（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号

同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びビソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七（略）

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介

中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七（略）

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介

にあつては、イ及びタからソまでに限る。( )に掲げる事項を除く。  
( )。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項  
イ〜ハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。 )。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2 } 6 (略)

(信用情報の規模)

第二十八条 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者(法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。第三十条の二十二、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号を除き、以下同じ。)の数及び保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額とする。

2 (略)

(異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定)

にあつては、イ、タ及びレに限る。( )に掲げる事項を除く。( )。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項  
イ〜ハ (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。 )。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2 } 6 (略)

(信用情報の規模)

第二十八条 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者(法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。以下同じ。)の数及び保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額とする。

2 (略)

第三十条の十七 法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は

(新設)

、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第四十一条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ)とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。)に金融庁長官により公表されている貸金業者(次条及び第三十条の二十第二項において「すべての貸金業者」という。)の数で除して行うものとする。

(貸金業者に対する意見聴取等)

第三十条の十八 法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする

(新設)

者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場

- 合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。
- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
- イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ロ 説明会の開催年月日時及び場所
- ハ 貸金業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
- 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 すべての貸金業者の説明会への出席の有無
- 三 すべての貸金業者の意見書の提出の有無
- 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
- 五 提出を受けた意見書に法第四十一条の三十九第一項第八号に規

定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び  
同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、貸金業者から提出を受けたすべての意見書を添  
付するものとする。

(指定申請書の提出)

第三十条の十九 法第四十一条の四十第一項の指定申請書は、業務規  
程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなけ  
ればならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 法第四十一条の四十第二項第五号に規定する内閣府  
令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第四十一条の三十九第一項の申請の日の属する事業年度の直  
前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び  
当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定  
による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」とい  
う。)(が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条  
第一項第一号に規定する法人をいう。第三十条の二十六第三項第  
二号において同じ。)(である場合には、その設立時における財産  
目録又はこれに準ずるもの)

二 法第四十一条の三十九第一項の規定による指定後における収支  
の見込みを記載した書類

2 法第四十一条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十条の十八第一項第二号の規定によりすべての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 貸金業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該貸金業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第三十条の二十九第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）

の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第四十一条の三十九第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第四十一条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。第三十条の二十七第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第三十条の二十九において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第六条第一項第六号に規定する暴力団員等をいう。第三十条の二十九第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類



(業務規程で定めるべき事項)

第三十条の二十一 法第四十一条の四十四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員 of 監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第三十条の二十二 法第四十一条の四十四第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入貸金業者(法第四十一条の四十二第二項に規定する加入貸金業者をいう。以下この条、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号において同じ。)に係る資金需要者等(法第四十一条の四十二第二項に規定する資金需要者等をいう。第三十条の二十五第一項、第三十条の二十六第三項第二号及び第三十条の二十七第一項において同じ。)の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入貸金業者に対して、その義務の履行を勧告することがで

(新設)

(新設)

きることとする。

(実質的支配者等)

第三十条の二十三 法第四十一条の四十四第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)(における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号にお

(新設)

- いて同じ。)とする者
- 五 指定紛争解決機関の役員<sup>一</sup>の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
- 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)に限る。以下この号及び次条第七号において同じ。
- 。 ( ) の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ)を行つている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
- 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
- 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(子会社等)

第三十条の二十四 法第四十一条の四十四第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この号及び第五号において「法人等」という。)の議決権の三分の一以上を占めている場合(指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該他の法人等はこれらであつた者

- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上

(新設)

を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十条の二十五 法第四十一条の四十八の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入貸金業者に係る資金需要者等が貸金業務関連苦情（法第二十条第二十項に規定する貸金業務関連苦情をいう。次条第三項第二

（新設）

号において同じ。)の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入貸金業者に係る資金需要者等及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入貸金業者の商号、名称又は氏名

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

(紛争解決委員の利害関係等)

第三十条の二十六 法第四十一条の五十第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第四十一条の四十四第一項第五号に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る貸金業務関連紛争(法第二条第二十一項に規定する貸金業務関連紛争をいう。次条において同じ。)について

(新設)

当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 法第四十一条の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に必ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第四十一条の五十第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

二 弁護士

ホ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 貸金業務関連苦情を処理する業務又は貸金業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、資金需要者等の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(貸金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明)

第三十条の二十七 指定紛争解決機関は、法第四十一条の五十第八項に規定する説明をするに当たり貸金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第四十一条の五十第八項第三号に規定する内閣府令で定める事

(新設)



項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第四十一条の五十第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている貸金業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該貸金業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第三十条の二十八 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第四十一条の五十第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

（新設）

二 紛争解決手続において特別調停案（法第四十一条の四十四第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（指定紛争解決機関の届出事項）

第三十条の二十九 指定紛争解決機関は、法第四十一条の五十六の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第四十一条の五十六第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び貸金業者の商号、名称又は氏名

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 貸金業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該貸金業者の商号、名称又は氏名

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

（新設）

- 
- イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
- ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
- ハ 行為の概要
- ニ 改善策
- 2 法第四十一条の五十六第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。
- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
- 二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
- 三 親法人が親法人でなくなつたとき。
- 四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
- 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。
- 六 法第四十一条の四十第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。
- 七 貸金業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。
- 八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等
-

業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入貸金業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第三十条の三十 法第四十一条の五十七第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十二号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとする

（新設）

きは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(標準処理期間)

第三十二条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法、令又はこの府令の規定による登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可に関する申請に対する処分は、一月以内にするよう努めるものとする。

一 法第四十一条の四十四第七項の規定による認可

二 法第四十一条の六十第一項の規定による認可

2 (略)

(標準処理期間)

第三十二条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法、令又はこの府令の規定による登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

2 (略)

十八 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">別紙様式第8号(第26条の29関係)</p> <p style="text-align: center;">事業報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期 [平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">財務(支) 局長 殿 知事</p> <p style="text-align: center;">登録 財務(支) 局長 ( ) 第 号 届出者 番号 (郵便番号 ) 知事 住 所 電話番号 ( ) -</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 〔法定代理人 氏 名 印〕</p> <p style="text-align: center;">連絡者 所属 氏 名 電話番号 ( ) -</p>	<p style="text-align: center;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">別紙様式第8号(第26条の29関係)</p> <p style="text-align: center;">事業報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期 [平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">財務(支) 局長 殿 知事</p> <p style="text-align: center;">登録 財務(支) 局長 ( ) 第 号 届出者 番号 (郵便番号 ) 知事 住 所 電話番号 ( ) -</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 〔法定代理人 氏 名 印〕</p> <p style="text-align: center;">連絡者 所属 氏 名 電話番号 ( ) -</p>

事業報告書

目次

1～9 (略)

10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

11～14 (略)

1表～9表 (略)

10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

(記載上の注意)  
指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

11表～14表 (略)

事業報告書

目次

1～9 (略)

(新設)

10～13 (略)

1表～9表 (略)

(新設)

10表～13表 (略)

十九 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第九条の八第二項第十七号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>8 法第九条の八第二項第十七号に規定する信用協同組合等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>9～11（略）</p> <p>（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）</p> <p>第三条 法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>一 次に掲げるすべての措置を講じること。</p> <p>イ 信用事業等関連苦情（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>8～10（略）</p> <p>（新設）</p>



ロ 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する内部における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 信用事業等関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号において同じ。）が行う苦情の解決により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用事業等関連苦情の処理を図ること。

四 法第六十九条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種類（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種類をいう。）が同条第六項第五号に規定する特定火災共済事業等又は同項第六号に規定する特定共済事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

五 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第六十九条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

2 法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により信用事業等関連紛争（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

四 法第六十九条の二第一項に規定する指定又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

五 信用事業等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合及び信用協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第六十九条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十

四第一項の規定により法第六十九条の二第一項の規定による指  
定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内に  
その法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過し  
ない者又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消された  
法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員で  
あつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(定款の変更の認可を要しない事項)

第四条 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次  
の各号に掲げる事項とする。

一 法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業  
(法第九条の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業  
を含む。)に関する事項

二 八 (略)

(割合の算定)

第五条 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請  
をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規  
程をいう。以下この条、次条第一項及び第十七条第二項において同  
じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその  
内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を  
提出して手続実施基本契約(法第六十九条の二第一項第八号に規  
定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第十七条において

(定款の変更の認可を要しない事項)

第一条の三 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は  
、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第九条の七第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業  
(法第九条の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業  
を含む。)に関する事項

二 八 (略)

(新設)

同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八条において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合等（次条及び第九条第二項において「すべての信用協同組合等」という。）の数で除して行うものとする。

（信用協同組合等に対する意見聴取等）

第六条 法第六十九条の第二項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信用協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信用協同組合等の

（新設）

参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第八条及び第九条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 信用協同組合等は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第六十九条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての信用協同組合等の説明会への出席の有無

三 すべての信用協同組合等の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第六十九条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、信用協同組合等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(業務規程で定めるべき記載事項)

第七条 法第六十九条の三第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務(法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続(法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であつて信用事業等(法第九条の九の三第一項第一号に規定する信用事業等をいう。以下この号において同じ。))又は紛争解決手続(法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であつて信用事業等に係るものをいう。第十条、第十五条第二項及び第十六条において同じ。)(の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(指定申請書の提出)

(新設)

第八条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十  
三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第九条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十  
三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書  
類とする。

(新設)

一 法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の  
事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該  
事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定によ  
る指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。  
(が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一  
項第一号に規定する法人をいう。第十四条第三項第三号において  
同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれ  
に準ずるもの)

二 法第六十九条の二第一項の規定による指定後における収支の見  
込みを記載した書類

2 | 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第  
二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類と  
する。

一 第六条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対  
して交付し、又は送付した業務規程等



二 全ての信用協同組合等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 信用協同組合等に対して業務規程等を送付した場合には、当該信用協同組合等に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3

法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十七条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む

。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第六十九条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十五条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十七条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第十条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十

（新設）

七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までにおいて同じ。）は、当事者である加入信用協同組合等（法第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同組合等に係るものをいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第十一条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定信用事業等紛争解決機関の株式の所有、指定信用事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定信用事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者が出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使す

（新設）

- ると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定信用事業等紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
- 二 指定信用事業等紛争解決機関の役員又は役員であった者
- 三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
- 五 指定信用事業等紛争解決機関の役員の子親等以内の親族若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者
- 六 指定信用事業等紛争解決機関との間で指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定信用事業等紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関の事業

の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者  
九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第  
四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号  
に掲げる者の指定信用事業等紛争解決機関に対する関係と同様の  
関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第  
一号又は第五号から第八号までに規定する指定信用事業等紛争解  
決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対す  
る関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第十二条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六  
十七第四項第三号に規定する指定信用事業等紛争解決機関が株式の  
所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にある  
ものとして主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、  
事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関が当該各号に  
掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らか  
でないことを認められる者とする。

一 指定信用事業等紛争解決機関が自己の計算において所有してい  
る議決権と指定信用事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技  
術、取引等において緊密な関係があることにより指定信用事業等  
紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められ  
る者及び指定信用事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決

（新設）

- 権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合  
わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定め  
のあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。  
）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定信用事業等紛  
争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を  
含む。）における当該他の法人等
- 二 指定信用事業等紛争解決機関の役員若しくは指定信用事業等紛  
争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 前二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上  
を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定信用事業等紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者  
の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における  
当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定信用  
事業等紛争解決機関が融資を行っている場合（指定信用事業等紛  
争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関  
係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の  
一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関が特定  
の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が  
存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定信用事業等紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第十三条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定信用事業等紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- 一 加入信用協同組合等の顧客が信用事業等関連苦情（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入信用協同組合等の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入信用協同組合等の名称
- 三 苦情処理手続の実施の経緯
- 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

（新設）

第十四条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七

(新設)

十三第三項に規定する法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第一項の申立てに係る法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る信用事業等関連紛争(法第六十九条の五に規定する信用事業等関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員



の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第

三項第五号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又

は商学に属する科目の教授又は准教授

三 信用事業等関連苦情を処理する業務又は信用事業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(信用事業等関連紛争の当事者である加入信用協同組合等の顧客に對する説明)

第十五条 指定信用事業等紛争解決機関は、法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり信用事業等関連紛争の当事者である加入信用協同組合等の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならぬ。

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている信用事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方

(新設)

法

二 信用事業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該信用事業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第十六条 指定信用事業等紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案(法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

(新設)

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第十七条 指定信用事業等紛争解決機関は、法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信用協同組合等の名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定信用事業等紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 信用協同組合等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該信用協同組合等の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

(新設)

## 二 改善策

2 | 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十九第

二号に規定する主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定信用事業等紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定信用事業等紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七 信用協同組合等から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定信用事業等紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定信用事業等紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに

際して法令又は当該指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

九 加入信用協同組合等又はその役員等が指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定信用事業等紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第十八条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定信用事業等紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定信用事業等紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用事業等紛争解決機関が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第十九条・第二十条 (略)

(標準処理期間)

第二十一条 金融庁長官は、法第六十九条の二第一項の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

第三条・第四条 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 業務（第四十七条 第五十五条の二）</p> <p>第四章～第十二章（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 指定紛争解決機関</p> <p>第一章 通則（第二百三十九条の二 第二百三十九条の五）</p> <p>第二章 業務（第二百三十九条の六 第二百三十九条の十三）</p> <p>第三章 監督（第二百三十九条の十四・第二百三十九条の十五）</p> <p>第五編 雑則（第二百四十条 第二百四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 業務（第四十七条 第五十五条）</p> <p>第四章～第十二章（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 雑則（第二百四十条 第二百四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「</p>



主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」、「公告方法」、「指定紛争解決機関」、「生命保険業務」、「損害保険業務」、「少額短期保険業務」、「保険仲立人保険募集」、「保険業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国相互会社、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集、公告方法、指定紛争解決機関、生命保険業務、損害保険業務、少額短期保険業務、保険仲立人保険募集、保険業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

（密接な関係の範囲）

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。

主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」、「公告方法」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国相互会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

（密接な関係の範囲）

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。

一 二以上の団体相互が次のイから八までに掲げる関係のいずれかを有するという関係

イ・ロ (略)

ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第一百五条及び第一百五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十條の二を除く。）、第十二章（第二百一十條の三十八及び第二百一十條の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六條において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(i) (vii) (略)

(2) (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

一 二以上の団体相互が次のイから八までに掲げる関係のいずれかを有するという関係

イ・ロ (略)

ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第一百五条及び第一百五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十條の二を除く。）、第十二章（第二百一十條の三十八及び第二百一十條の八十二を除く。）並びに第二百四十六條において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(i) (vii) (略)

(2) (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 | 法第九十八条第一項第八号に規定する保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

3 | (略)

(契約の種類)

第五十二条の十三の三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法(第五十二条の十三の五から第五十二条の十三の二十四まで)において「準用金融商品取引法」という。(第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。第五十二条の十三の七の二から第五十二条の十三の二十四まで)(第五十二条の十三の十二第二号ホを除く。))において同じ。))とする。

第五十二条の十三の四 削除

(新設)

2 | (略)

(契約の種類)

第五十二条の十三の三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第五十二条の十三の二十四まで)において「準用金融商品取引法」という。(第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下この条から第五十二条の十三の二十四まで)(第五十二条の十三の十二第二号ホを除く。))において同じ。))とする。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )

第五十二条の十三の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。 )は、同条第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。 第五十二条の十三の七の二において同じ。 ) に関して特定投資家(金融商品取引法第二十一条(定義)に規定する特定投資家をいう。 以下同じ。 ) 以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。

二 第三項第二号に規定する期限日をいう。 次条において同じ。 ) とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )

第五十二条の十三の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。 以下この条において同じ。 ) に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。 以下この条において同じ。 ) を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。 以下同じ。 ) 以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四

条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十二条の十三の七 令第十三条の五の三第一項及び第十三条の五の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第五十二条の十三の七の三第一項各号に掲げる方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十二条の十三の七 令第十三条の五の三第一項及び第十三条の五の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第五十二条の十三の十第一項各号に掲げる方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの

二 (略)

(新設)

一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十二条の十三の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取

（新設）

引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。( )において準用する場合を含む。以下この条において同じ。( )に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、保険金信託業務を行う生命保険会社等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第五十二条の十三の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第



四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十二条の十三の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第五十二条の十三の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十二条の十三の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ

て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
2 | 前項各号に掲げる方法は、保険金信託業務を行う生命保険会社等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第五十二条の十三の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第五十二条の十三の十四第二項第三号及び第五十二条の十三の十四の二において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十二条の十三の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十二条の十三の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項

において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十四の二において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定められた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約

において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定められた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第一号に規定する対象契

(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十二条の十三の十四の三において同じ。) に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第五十二条の十三の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

約をいう。次項において同じ。) に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第五十二条の十三の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の記載事項)

第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 十一 (略)
- 十二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定

(新設)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 十一 (略)
- (新設)

める事項

イ 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う保険業務等  
をその紛争解決等業務の種類とする指定紛争解決機関が存在す  
る場合 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等（法第二百  
四十条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなさ  
れる免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特  
定法人をいう。以下この号において同じ。）の引受社員の場合  
にあつては、当該引受社員を社員とする免許特定法人。ロにお  
いて同じ。）が法の規定により自己の保険業務等に係る手続実  
施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相  
手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う保険業務等  
をその紛争解決等業務の種類とする指定紛争解決機関が存在し  
ない場合 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が法の規  
定により講ずる自己の保険業務等に関する苦情処理措置（法第  
百五条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置をいう。以下  
同じ。）及び紛争解決措置（同号に規定する紛争解決措置をい  
う。以下同じ。）の内容

2  
(略)

(投資家保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第五十二条の十三の二十三の二 準用金融商品取引法第三十八条第三  
号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

2  
(略)

(新設)

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号（定義）に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）（の原資産）同項第二号に規定する原資産をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第二十三条第三十四項（定義）に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法第二十三条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第五十二条の十三の二十三の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義
- 二 信用格付（金融商品取引法第二十三条第三十四項（定義）に規定する信用格付をいう。以下この条及び第二百三十四条の二十六の二において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
  - イ 商号、名称又は氏名
  - ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

（新設）



を含む。第二百三十四条の二十六の二において同じ。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。同条において同じ。）の氏名又は名称

八 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特

（禁止行為）

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特

定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ〜ハ（略）

三（略）

（保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第五十五条の二 法第百五条の二第一項第二号（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 保険業務等関連苦情（法第二条第三十八項に規定する保険業務等関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 保険業務等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する保険業関係業者（法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者をいう。第四号及び第三項において同じ。）内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 保険業務等関連苦情の申出先を顧客（法第百五条の二第一項第二号に規定する顧客をいう。）に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの規則を公表すること。

定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ〜ハ（略）

三（略）

（新設）

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六（投資者からの苦情に対する対応等）及び第七十九条の十二（認定団体による苦情の処理）において準用する場合を含む。）（投資者からの苦情に対する対応等）の規定により金融商品取引業協会（同法第一条第十三項（定義）に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項（認定金融商品取引業協会の認定）に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項（業務廃止の届出）に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号において同じ。）が行う苦情の解決により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項（苦情処理及び紛争解決の促進）又は第二十五条（国民生活センターの役割）に規定するあつせんにより保険業務等関連苦情の処理を図ること。

四 法第三百八条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種類が当該保険業関係業者が行う保険業務等以外の保険業務等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

五 保険業務等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第三百八条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において

同じ。)が実施する苦情を処理する手続により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

2 法第百五条の二第一項第二号(法第百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん(金融商品取引法第七十七条の二第一項(同法第七十八条の七(認定協会によるあつせん)及び第七十九条の十三(認定団体によるあつせん)において準用する場合を含む。)(認可協会によるあつせん)に規定するあつせんをいう。)により保険業務等関連紛争(法第二十九条第三十九項に規定する保険業務等関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項(会則)に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

四 法第三百八条の二第一項に規定する指定又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

五 保険業務等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行

するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわ

らず、保険業関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により保険業務等関連苦情の処理又は保険業務等関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第三百八条の二十四第一項の規定により法第三百八条の第二項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第三百八条の二十四第一項の規定により法第三百八条の第二項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消し

の日から五年を経過しない者又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定生命保険業務紛争解決機関(法第百五条の二第一項第

一号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。二に

おいて同じ。)が存在する場合 当該生命保険会社が同号に

定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険

業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生

命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険

業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、そ

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

(新設)

(新設)

それぞれ次に定める事項

(1) 指定損害保険業務紛争解決機関（法第百五条の三第一項第

一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。亦に

おいて同じ。）が存在する場合 当該損害保険会社が同号に

定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定損害保険

業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損

害保険会社の法第百五条の三第一項第二号に定める損害保険

業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六（略）

2（略）

（届出事項等）

第八十五条（略）

2～4（略）

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその  
子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命  
保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若し  
くはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれ  
らの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行  
ったことをいう。

一・二（略）

（届出事項等）

第八十五条（略）

2～4（略）

五・六（略）

2（略）

（届出事項等）

第八十五条（略）

2～4（略）

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその  
子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命  
保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若し  
くはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれ  
らの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行  
ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四、六 (略)

6 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第四百二十二条の三 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項各号に掲げるものとする。

2 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する外国保険会社等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項各号に掲げるものとする。

3 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第二項に規定するものとする。

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四、六 (略)

6 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第四百二十二条の三 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項に規定するものとする。

(新設)

2 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第二項に規定するものとする。

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその



日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

5（略）

（免許特定法人の届出）

第百九十二条（略）

2・3（略）

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第

日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

5（略）

（免許特定法人の届出）

第百九十二条（略）

2・3（略）

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第

三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇九 (略)

九の二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に依り、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定少額短期保険業務紛争解決機関(法第二百七十二条の十

三の二第一項第一号に規定する指定少額短期保険業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百十一条の三十七第一項第四号八において同じ。)が存在する場合 法第二百七十二条の十

三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契

約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 法第

二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十・十一 (略)

三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇九 (略)

(新設)

十・十一 (略)

2 | 前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一 三 (略)

四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在する場合 当該

少額短期保険業者が法第二百七十二条の十三の二第一項第一  
号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結  
する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定  
少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当

該少額短期保険業者の法第二百七十二条の十三の二第一項第  
二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛  
争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(新設)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一 三 (略)

四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

(届出事項等)

第二百一十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人(少額短期保険募集人である者を除く。)又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十九条 法第二百八十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関(法第二百九十九条の

(届出事項等)

第二百一十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人(少額短期保険募集人である者を除く。)又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十九条 法第二百八十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

(新設)

二第一項第一号に規定する指定保険仲立人保険募集紛争解決機  
関をいう。以下この号において同じ。）が存在する場合 同項  
第一号に定める保険仲立人保険募集に係る手続実施基本契約を  
締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方  
である指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の商号又は名称  
口 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関が存在しない場合 法  
第二百九十九条の二第一項第二号に定める保険仲立人保険募集  
に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2  
(略)

(契約の種類)

第二百三十四条の三 法第三百条の二において準用する金融商品取引  
法(第二百三十四条の五から第二百三十四条の二十八までにおいて  
「準用金融商品取引法」という。)第三十四条に規定する内閣府令  
で定めるものは、特定保険契約等(特定保険契約又は顧客のために  
特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する  
。以下同じ。)とする。

第二百三十四条の四 削除

2  
(略)

(契約の種類)

第二百三十四条の三 法第三百条の二において準用する金融商品取引  
法(次条から第二百三十四条の二十八までにおいて「準用金融商品  
取引法」という。)第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは  
、特定保険契約等(特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の  
締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する。以下同じ。)  
とする。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規  
定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社  
等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会  
社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の

公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第二百三十四条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第二百三十四条の七の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第二百三十四条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行われる行為については、期限日後に行われるものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二百三十四条の七 令第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二百三十四条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が使用するもの

二 (略)

立人のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二百三十四条の七 令第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二百三十四条の十第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)  
第二百三十四条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一  
項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾  
をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定保険契約等である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規  
定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲  
げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除  
く。)(に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各  
号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く  
。)(には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその  
知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投  
資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けること  
となるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合におい  
て、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三  
十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(新設)



(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の六第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2 | 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
前項各号に掲げる方法は、保険会社等若しくは外国保険会社等又

(新設)

は保険仲立人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二百三十四条の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であって承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第二百三十四条の十に

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であって同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

において同じ。) から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二百三十四条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二百三十四条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第二百三十四条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二百三十四条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準

定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合に  
あつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲  
げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合におけ  
る前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは  
、「前回の期限日の翌日」とする。

用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を  
含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるもの  
は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に  
係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の  
規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「  
顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通  
信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備え  
られたファイルに記録する方法

ロ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に  
係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意  
に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、  
当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用  
に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関  
する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法  
により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって  
調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
2 前項各号に掲げる方法は、保険会社等若しくは外国保険会社等又  
は保険仲立人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成  
することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等若しくは

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第二百三十四条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定保険契約等である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第二百三十四条の十四第二項第三号及び第

外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第

二百三十四条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百三十四条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二百三十四条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二百三十四条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める

三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百三十四条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二百三十四条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める

日は、保険会社等若しくは外国保険会社又は保険仲立人が前項の規定により定められた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二百三十四条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二百三十四条の十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社又は保険仲立人

日は、保険会社等若しくは外国保険会社又は保険仲立人が前項の規定により定められた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二百三十四条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社又は保険仲立人

のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることとなる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第二百三十四条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第二百三十四条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に

のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることとなる旨

(新設)

(新設)

(新設)



規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定保険契約等である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十二（略）

十三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

- イ 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が行う保険業務等をその紛争解決等業務の種別とする指定紛争解決機関が存在する場合 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等（法第二百四十条第一項第一号の規定により外国保険会社等とみなされる免許特定法人の引受社員の場合にあつては、当該引受社員を社員とする免許特定法人。ロにおいて同じ。）又は保険仲立人が法の規定により自己の保険業務等に係る手続実施基本契約を締結する措置

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十二（略）

（新設）

を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機  
関の商号又は名称

ロ 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等  
又は保険仲立人が行う保険業務等をその紛争解決等業務の種別  
とする指定紛争解決機関が存在しない場合 当該特定保険契約  
等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が法  
の規定により講ずる自己の保険業務等に関する苦情処理措置及  
び紛争解決措置の内容

#### 十四 (略)

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、  
保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第  
一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければ  
ならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を  
記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、準用金  
融商品取引法第三十七条の三第一項の規定にかかわらず、契約締結  
前交付書面に前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二百三十四条の二十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号  
に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の登録の意義
- 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

#### 十三 (略)

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、  
保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第  
一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければ  
ならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を  
記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の  
規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を  
記載することを要しない。

(新設)

ロ 法人であるときは、役員の名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の

締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四 (略)

2・3 (略)

第四編 指定紛争解決機関

第一章 通則

(割合の算定)

第二百三十九条の二 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ)とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者(当該申請により法第三百八条の二第二項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種類に係るものに限る。以下単に「保険業関係業者」という。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を

締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百三十九条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている保険業関係業者（次条及び第二百三十九条の五第二項において「すべての保険業関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（保険業関係業者に対する意見聴取等）

第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 保険業関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の

（新設）

開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号八の一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての保険業関係業者の説明会への出席の有無

三 すべての保険業関係業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第三百八条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第二百三十九条の四 法第三百八条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（新設）

（指定申請書の添付書類）

第二百三十九条の五 法第三百八条の三第二項第五号に規定する内閣

（新設）

府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第三百八条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二百三十九条の十一第三項第一号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 法第三百八条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第三百八条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二百三十九条の三第一項第二号の規定によりすべての保険業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 保険業関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該保険業関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかつ

た原因

3 | 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 | 申請者の総株主等の議決権（申請者の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 | 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 | 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百三十九条の八及び第二百三十九条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 | 役員が法第三百八条の三第二項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 | 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）



六 紛争解決委員（法第三百八条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二百三十九条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二百三十九条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第三百八条の九に規定する暴力団員等をいう。第二百三十九条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

## 第二章 業務

（業務規程で定めるべき事項）

第二百三十九条の六 法第三百八条の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（新設）

（新設）

(手続実施基本契約の内容)

第二百三十九条の七 法第三百八条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入保険業関係業者（法第三百八条の五第二項に規定する加入保険業関係業者をいう。以下同じ。）の顧客（法第三百八条の五第二項に規定する顧客をいう。第二百三十九条の十第一項、第二百三十九条の十第三項第三号及び第二百三十九条の十二第一項において同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入保険業関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第二百三十九条の八 法第三百八条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があ

(新設)

(新設)

- ることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
- 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
- 五 指定紛争解決機関の役員を三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
- 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第二百三十九条の九 法第三百八条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有し

（新設）

- ている議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 前二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、入事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者
- 九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（前二号から第

四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二百三十九条の十 法第三百八条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

（新設）

一 加入保険業関係業者の顧客が保険業務等関連苦情（法第二条第三十八項に規定する保険業務等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入保険業関係業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入保険業関係業者の商号、名称又は氏名

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第二百三十九条の十一 法第三百八条の十三第三項に規定する同条第

（新設）

一項の申立てに係る法第三百八条の七第一項第五号に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る保険業務等関連紛争（法第二条第三十九項に規定する保険業務等関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2

法第三百八条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イ）適格消費者団体の認定）に規定する消費生活相談をいう。）に心ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第三百八条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者

は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 保険業務等関連苦情を処理する業務又は保険業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者



四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(保険業務等関連紛争の当事者である加入保険業関係業者の顧客に對する説明)

第二百三十九条の十二 指定紛争解決機関は、法第三百八条の十三第八項に規定する説明をするに当たり保険業務等関連紛争の当事者である加入保険業関係業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならぬ。

2 法第三百八条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第三百八条の十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている保険業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 保険業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該保険業務等関連紛争の当事者に通知すること。

四 保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成さ

(新設)

れる書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第二百三十九条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならぬ。

2 法第三百八条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第三百八条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

### 第三章 監督

(届出事項)

第二百三十九条の十四 指定紛争解決機関は、法第三百八条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出し

(新設)

(新設)

(新設)

なければならぬ。

一 法第百八条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び保険業関係業者の商号、名称又は氏名

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 保険業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該保険業関係業者の商号、名称又は氏名

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

二 改善策

2 法第百八条の十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、

次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権（指定紛争解決機関の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。第五号において同じ。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議

決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 法第三百八条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七 保険業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

九 加入保険業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 | 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第二百二十九条の十五 法第三百八条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十八号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第五編 雑則

(標準処理期間)

(新設)

第四編 雑則

(標準処理期間)

<p>第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日</p> <p>二十五 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日</p> <p>二十六 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日</p> <p>2 （略）</p>	<p>第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p>
--	---

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（第五章）（略）</p> <p>第五章の二 指定紛争解決機関</p> <p>第一節 通則（第八十条の二 第八十条の五）</p> <p>第二節 業務（第八十条の六 第八十条の十三）</p> <p>第三節 監督（第八十条の十四・第八十条の十五）</p> <p>第六章 雑則（第八十一条 第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「指定紛争解決機関」、「手続対象信託業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項、第十四項又は第十五項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第五章）（略）</p> <p>第六章 雑則（第八十一条 第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」又は「信託契約代理店」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項又は第九項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業又は信託契約代理店をいう。</p>

外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、指定紛争解決機関、手続対象信託業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 (略)

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(手続対象信託業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第二十九条の二 法第二十三条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 手続対象信託業務関連苦情(法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項におい

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)



- て同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足  
りる業務運営体制を整備すること。
- ロ 手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的  
確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における  
責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備するこ  
と。
- ハ 手続対象信託業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びに  
イの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
- 二 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第  
七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金  
融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品  
取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取  
引業協会をいう。次項第一号において同じ。)又は認定投資者保  
護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団  
体をいう。同号及び第三十条の二十三第一項第十号において同じ  
。)が行う苦情の解決により手続対象信託業務関連苦情の処理を  
図ること。
- 三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項  
又は第二十五条に規定するあつせんにより手続対象信託業務関連  
苦情の処理を図ること。
- 四 令第十八条の三各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を  
処理する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること  
。

- 五 手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること。
- 2 法第二十三条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
  - 一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により手続対象信託業務関連紛争（法第十二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。
  - 二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。
  - 三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。
  - 四 令第十八条の三各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。

五 手続対象信託業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。

3

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。）は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第八十五条の二十四第一項の規定により法第八十五条の第二項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十八条の三各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第八十五条の二十四第一項の規定により法第八十五条の二

第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十八条の三各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第三十条の四 削除

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )

第三十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規

( 特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日 )

第三十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日 ( 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。 ) とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

( 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項 )

第三十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規

定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十  
一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として  
取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四

定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項におい

条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十条の七 令第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち信託会社が使用するもの
- 二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第三十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

て準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十条の七 令第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十条の十第一項各号に掲げる方法のうち信託会社が使用するもの
- 二（略）

（新設）

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項）（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）（以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託会社の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に

（新設）

係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2 | 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
前項各号に掲げる方法は、信託会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)



二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十条の十において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第三十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十条の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第三十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

(新設)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第三十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託会社の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
前項各号に掲げる方法は、信託会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第三十条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第三十条の十四第二項第三号及び第三十条

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。( )における申出者(準用金融商品取引法第

の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十条の十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第三十条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第三十条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合におい

(新設)

(新設)

て、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十条の二十二 (略)

2 (略)

3 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受益権に係るものに限る。)に係る目論見書(第一項第二号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜九 (略)

十 当該信託会社が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。

と)となっている認定投資者保護団体(当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同法第七十九条の十第一項に規定

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十条の二十二 (略)

2 (略)

(新設)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜九 (略)

十 当該信託会社が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。

と)となっている認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該

する認定業務をいう。( )の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。( )の有無(対象事業者となつていない場合)にあつては、その名称)

十一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 信託会社が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託会社の法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2 (略)

(投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)  
第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。)( )の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付(実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を

認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)( )の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。( )の有無(対象事業者となつていない場合)にあつては、その名称)

(新設)

2 (略)

(新設)



対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十条の二十五 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 準用金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の名称又は氏名

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（新設）

(禁止行為)

第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第三十条各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

三 (略)

イハ (略)

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 (略)

2~6 (略)

(禁止行為)

第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第三十条各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

三 (略)

イハ (略)

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 (略)

2~6 (略)

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項とする。

8 (略)

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一 (略)

三 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投資信託委託会社(同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)に対し、当該投資信託委託会社が同法第十四条第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 八 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号までに掲げる事項とする。

8 (略)

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一 (略)

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投資信託委託会社(同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)に対し、当該投資信託委託会社が同法第十四条第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 八 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

(新設)

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 信託会社が法第二十二條の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託会社の法第二十二條の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2 前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 外国信託会社が法第二十三條の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 外国信託会社の法第二十三條の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

3 前二項の規定にかかわらず、法第五十條の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

(新設)

3 前二項の規定にかかわらず、法第五十條の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

(新設)

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

4 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 承認事業者が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 承認事業者の法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

5 7 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(新設)

5 7 (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～七 (略)

八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～七 (略)

(新設)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

(新設)

商号又は名称

口 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

3～6 (略)

第五章の二 指定紛争解決機関

第一節 通則

(割合の算定)

第八十条の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第一項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)(その他の業務規程の内容(法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)(について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)(を述べた信託会社等(法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。)(の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を

3～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている信託会社等（次条及び第八十条の五第二項において「すべての信託会社等」という。）の数で除して行うものとする。

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三 法第八十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信託会社等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 信託会社等は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催

（新設）



日(二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日)から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号八の一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての信託会社等の説明会への出席の有無

三 すべての信託会社等の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第八十五条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、信託会社等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

第八十条の四 法第八十五条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第八十条の五 法第八十五条の三第二項第五号に規定する内閣府令で

(新設)

定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第八十五条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第八十条の十一第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 法第八十五条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第八十条の三第一項第二号の規定によりすべての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 信託会社等に対して業務規程等を送付した場合には、当該信託会社等に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかつ

た原因

3 | 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 | 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第八十条の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 | 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 | 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 | 役員が法第八十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 | 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第八十条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第八十条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第八十五条の九に規定する暴力団員等をいう。第八十条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

## 第二節 業務

（業務規程で定めるべき事項）

第八十条の六 法第八十五条の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（新設）

（新設）

(手続実施基本契約の内容)

第八十条の七 法第八十五条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入信託会社等(法第八十五条の五第二項に規定する加入信託会社等をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信託会社等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(新設)

(実質的支配者等)

第八十条の八 法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないことを認められる者とする。

(新設)

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場

- 合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
- 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
- 五 指定紛争解決機関の役員の子の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者
- 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
- 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号

に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

- 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(子会社等)

第八十条の九 法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この号及び第五号において「法人等」という。)の議決権の三分の一以上を占めている場合(指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していな

(新設)

- 
- い場合を含む。( )における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人はこれらであった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合(指定紛争解決機関と出資、入事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。( )における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者
- 九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号(第二号から第四号まで)を除く。以下この号において同じ。( )に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
-



(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第八十条の十 法第八十五条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入信託会社等の顧客が手続対象信託業務関連苦情(法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。)の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入信託会社等の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入信託会社等の商号又は名称

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

(紛争解決委員の利害関係等)

第八十条の十一 法第八十五条の十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第八十五条の五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

(新設)

(新設)

- 
- 二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者
  - 三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 四 当該申立てに係る手続対象信託業務関連紛争（法第二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者
  - 五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者
- 2 | 法第八十五条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に應ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。
- 一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
  - 二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格
  - 三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格
-

3 法第八十五条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者

は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 手続対象信託業務関連苦情を処理する業務又は手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(手続対象信託業務関連紛争の当事者である加入信託会社等の顧客に対する説明)

第八十条の十二 指定紛争解決機関は、法第八十五条の十三第八項に

規定する説明をするに当たり手続対象信託業務関連紛争の当事者である加入信託会社等の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第八十五条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている手続対象信託業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該手続対象信託業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(新設)

(手続実施記録の保存及び作成)

第八十条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第八十五条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案(法第八十五条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

### 第三節 監督

(届出事項)

第八十条の十四 指定紛争解決機関は、法第八十五条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第八十五条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信託会社等の商号又は名称

(新設)

(新設)

(新設)

- 
- 二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約
  - 三 次項第七号に掲げる場合 信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該信託会社等の商号又は名称
  - 四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
    - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
    - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
    - ハ 行為の概要
    - ニ 改善策
- 2 法第八十五条の十九第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
  - 二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更した場合
  - 三 親法人が親法人でなくなった場合
  - 四 子法人が子法人でなくなった場合、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有した場合
-

- 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなった場合
- 六 法第八十五条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいる場合
- 七 信託会社等から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否した場合
- 八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つた場合
- 九 加入信託会社等又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つた場合
- 3 前項第八号又は第九号に該当する場合の届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。
- (紛争解決等業務に関する報告書の提出)
- 第八十条の十五 法第八十五条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十三号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及

(新設)

び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならぬ。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(標準処理期間)

第八十三条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可、承認又は指定(以下この項において「認可等」という。)に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

(標準処理期間)

第八十三条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項又は第六十七条第一項の登録(法第七条第三項(法第五十条の二第二項及び法第五十四条第二項において準用する場合を含む。))の登録の更新



<p>2</p> <p>一 法第三条又は第五十三条第一項の免許</p> <p>二 法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項又は第六十七条第一項の登録（法第七条第三項） 法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。（）の登録の更新を含む。）</p> <p>三 法第八十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>（略）</p>	<p>を含む。（）に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>
--	---

二十二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）

改正案	現行
<p>（契約締結前の書面の交付） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 抵当証券業者が法第十九条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 抵当証券業者の法第十九条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（<u>抵当証券業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置</u>）</p>	<p>（契約締結前の書面の交付） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>（新設）</p>

第十五条の三 法第十九条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置

(新設)

として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 抵当証券業務関連苦情（法第二条第五項に規定する抵当証券業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 抵当証券業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 抵当証券業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

ニ 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。

三 令第五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。

四 抵当証券業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第四十条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。

2 | 法第十九条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣

府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により抵当証券業務関連紛争（法第二条第六項に規定する抵当証券業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。

三 令第五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。

四 抵当証券業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、抵当証券業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により抵当証券業務関連苦情の処理又は抵当証券業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第四十三條の二十四第一項の規定により法第四十三條の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第五条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（法第四十三條の二第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第四十三條の二十四第一項の規定により法第四十三條の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第五条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（割合の算定）

第二十二條の二 法第四十三條の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十二條の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議が

（新設）

ある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第四十三条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第四十三条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた<sup>（イ）</sup> 抵当証券業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十二條の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている<sup>（ロ）</sup> 抵当証券業者（次条及び第二十二條の五第二項において「すべての<sup>（ハ）</sup> 抵当証券業者」という。）の数で除して行うものとする。

（<sup>（イ）</sup> 抵当証券業者に対する意見聴取等）

第二十二條の三 法第四十三條の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、<sup>（イ）</sup> 抵当証券業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての<sup>（ハ）</sup> 抵当証券業者の参集の便を考慮して定めること。

（新設）

- 2 | 当該申請をしようとする者は、すべての抵当証券業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二十二条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
  - イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
  - ハ 抵当証券業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない
- 3 | 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
  - 2 | 法第四十三条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
    - 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
    - 二 すべての抵当証券業者の説明会への出席の有無
    - 三 すべての抵当証券業者の意見書の提出の有無
    - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
    - 五 提出を受けた意見書に法第四十三条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
  - 3 | 前項の書類には、抵当証券業者から提出を受けたすべての意見書

を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

第二十二條の四 法第四十三條の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二十二條の五 法第四十三條の三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第四十三條の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。

(が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十二條の十一第三項第三号において同じ。)(である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第四十三條の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第四十三條の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二十二條の三第一項第二号の規定によりすべての抵当証券業



者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての抵当証券業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 抵当証券業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該抵当証券業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 法第四十三条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第二十二條の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（法第四十三条の二第一項第四号に規定する役員をいう。）

以下この項、第二十二条の八及び第二十二條の九において同じ。

（の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第四十三條の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第四十三條の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二十二条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二十二条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第四十三條の九に規定する暴力団員等をいう。第二十二条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務規程で定めるべき事項）

第二十二条の六 法第四十三條の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務  
所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、そ  
の委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第二十二條の七 法第四十三條の七第二項第十一号に規定する内閣府  
令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入抵当証  
券業者（法第四十三條の五第二項に規定する加入抵当証券業者をい  
う。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続におけ  
る和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入抵当証券業  
者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第二十二條の八 法第四十三條の七第四項第三号に規定する指定紛争  
解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事  
由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事  
業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者  
は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決  
機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響

(新設)

(新設)

- を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。
- 一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
  - 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者
  - 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
  - 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
  - 五 指定紛争解決機関の役員の子の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
  - 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
  - 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ

。 ) を行つてゐる場合 ( 当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。 ) における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号 ( 第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。 ) に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

( 子会社等 )

第二十二條の九 法第四十三條の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないとして認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と

( 新設 )

- 
- 指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体を代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
-

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二十二條の十 法第四十三條の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入抵当証券業者の顧客が抵当証券業務関連苦情（法第二條第五項に規定する抵当証券業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入抵当証券業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入抵当証券業者の商号又は名称

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（新設）

(紛争解決委員の利害関係等)

第二十二條の十一 法第四十三條の十三第三項に規定する同條第一項の申立てに係る法第四十三條の五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る抵当証券業務関連紛争(法第二条第六項に規定する抵当証券業務関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 法第四十三條の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に心ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

(新設)



- 二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格
  - 三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格
- 3 法第四十三条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
    - イ 判事
    - ロ 判事補
    - ハ 検事
    - ニ 弁護士
  - ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授
- 二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
- イ 公認会計士
  - ロ 税理士
- ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授
- 三 抵当証券業務関連苦情を処理する業務又は抵当証券業務関連苦

情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

( 抵当証券業務関連紛争の当事者である加入抵当証券業者の顧客に  
対する説明 )

第二十二條の十二 指定紛争解決機関は、法第四十三條の十三第八項に規定する説明をするに当たり抵当証券業務関連紛争の当事者である加入抵当証券業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第四十三條の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第四十三條の十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている抵当証券業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 抵当証券業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては抵当証券業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速

( 新設 )

やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該抵当証券業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 抵当証券業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第二十二條の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第四十三條の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第四十三條の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第二十二條の十四 指定紛争解決機関は、法第四十三條の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める

(新設)

(新設)

事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 法第四十三条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び担当証券業者の商号又は名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 担当証券業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該担当証券業者の商号又は名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

二 改善策

2 法第四十三条の十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人(指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。)又は子法人(指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。)が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内

容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 法第四十三条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 抵当証券業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入抵当証券業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二十二條の十五 法第四十三條の二十第一項の規定による指定紛争

（新設）

解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(標準処理期間)

第二十六条 金融庁長官は、次の各号に掲げる指定又は認可に関する申請があつた場合には、その申請がその事務所に到達してから当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

(標準処理期間)

第二十六条 (新設)

<p>一 法第四十三條の二第一項の規定による指定に関する申請 二月</p> <p>二 法第四十三條の七第七項又は法第四十三條の二十三第一項の規定による認可に関する申請 一月</p> <p>2   (略)</p> <p>3   前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一、三 (略)</p>	<p>1   (略)</p> <p>2   前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一、三 (略)</p>
---	---

二十三 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項（同法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項（同法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六</p>



十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第六十六  
条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九  
条の七十七、第三百条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項  
において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条  
の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、  
第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む  
。）、第五百十一条（同法第五十三条の四において準用する  
場合を含む。）、第五百五条の九、第五十六条の十五、第  
百五十六条の三十四、第五十六条の五十八及び第八十七条  
の規定

口）水（略）

二（略）

十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十  
五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百条の四、  
第六十六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六十六条の  
二十七、第五百十一条（同法第五十三条の四において準用す  
る場合を含む。）、第五百五条の九、第五十六条の十五、  
第五十六条の三十四及び第八十七条の規定

口）水（略）

二（略）

二十四 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案

現行

<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五</p>
---	---

十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合第九十二条の三第二項、水産業協同組合第二百一十一条の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十七条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二の三第一項、信用金庫法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、農業協同組合第九十二条の八第一項、水産業協同組合第二百一十一条の八第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項及び小企業等協同組合法（昭和二十四年法

十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合第九十二条の三第二項、水産業協同組合第二百一十一条の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）並びに銀行法第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）

第百八十一号)第六十九条の五において準用する場合を含む。)

一の二(二) (略)

三 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百十一条第一項(農業協同組合法第九十二条の九第一項、水産業協同組合法第二百一十一條の九第一項並びに中小企業等協同組合法第九条の七の五第一項並びに第六十九条の四第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

四(七) (略)

八 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の十第五項、第二十四条の十七第三項、第二十四条の四十九第二項、第四十一条の五第三項、第四十一条の三十第三項及び第四十一条の五十八第三項

九(十四) (略)

十五 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第四十二条第五項(同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第二条第一項及び保険業法第九十九条第八項(同法第百九十九条(同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第五十八条第四項、第八十条第二項及び第八十五条の二十一第三項(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の四において準用する場合を含む。))

十

一の二(二) (略)

三 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百十一条第一項(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の七の五第一項において準用する場合を含む。)

四(七) (略)

八 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の十第五項、第二十四条の十七第三項、第二十四条の四十九第二項、第四十一条の五第三項及び第四十一条の三十第三項

九(十四) (略)

十五 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第四十二条第五項(同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第二条第一項及び保険業法第九十九条第八項(同法第百九十九条(同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第五十八条第四項及び第八十条第二項

十

六〇三二一（略）

三十三 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第二十二條第二項（同法第三十四條第二項）において準用する場合を含む。）及び第四十三條の二十一第三項

2 金融商品取引法第九十條第一項、公認會計士法（昭和二十三年法律第三百三號）第四十六條の十二第二項及び第四十九條の三第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四條第二項（同法第四十九條の三の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、金融商品取引法第二十六條（同法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二第一項（同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の二十二の二第二項並びに第二十七條の三十五の規定による検査、公認會計士法第四十六條の十二第一項、第四十九條の三第二項及び第四十九條の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九條の四第二項及び第三項の規定により公認會計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四條第一項の規定による検査（同法第二條第二項第四十二號に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

六〇三二一（略）

（新設）

2 金融商品取引法第九十條第一項、公認會計士法（昭和二十三年法律第三百三號）第四十六條の十二第二項及び第四十九條の三第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四條第二項（同法第四十九條の三の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、金融商品取引法第二十六條（同法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二第一項（同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の二十二の二第二項並びに第二十七條の三十第一項の規定による検査、公認會計士法第四十六條の十二第一項、第四十九條の三第二項及び第四十九條の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九條の四第二項及び第三項の規定により公認會計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四條第一項の規定による検査（同法第二條第二項第四十二號に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3  
·  
4  
(略)

3  
·  
4  
(略)

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ（略）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定信用事業等紛争解決機関（中小企業等協同組合法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合 当該信用協同組合等が同法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約（同法第九条の七の三第一項第一号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ（略）</p> <p>（新設）</p>

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用

協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号八及び第一百十条の二十五第一項第十八号口において同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号八及び第一百十条の二十五第一項第十八号口において同じ。）の内容

ル  
(略)

五・六 (略)

2  
3  
4 (略)

(内部規則等)

第五十条 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用協同組合等が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

又  
(略)

五・六 (略)

2  
3  
4 (略)

(内部規則等)

第五十条 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。



(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業に係る内部規則等)

第九十五条 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全か

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業に係る内部規則等)

第九十五条 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全か

つ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

第百十条の四 削除

つ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）

第百十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第一百十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第一百十条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二十一条に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第一百十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融

第一百十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一条に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第一百十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融

商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第一百十条の七 令第五条の七第一項及び第五条の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第一百十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの
- 二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第一百十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲

商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第一百十条の七 令第五条の七第一項及び第五条の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第一百十条の十第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの
- 二（略）

（新設）

げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第一百十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項）（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。（ ）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電

（新設）

子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第一百十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第一百十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百十条の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定められた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第一百十条の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定められた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第百十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第百十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法



(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第一百十条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用

2 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用

金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第一百十条の十四第二項第三号及び第一百十条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第一百十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第一百十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百十条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める

金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第一百十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第一百十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める

日は、信用協同組合等が前項の規定により定められた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第百十條の十四 準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百十條の十四の三において同じ。)に關して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四

日は、信用協同組合等が前項の規定により定められた日であつて準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第百十條の十四 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に關して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第百十条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第百十条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)

(新設)

(新設)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第百十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)  
に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第百十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2  
4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第百十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第百十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)  
に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第百十条の二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2  
4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第百十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号

に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十七 (略)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同

組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が中

小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続

実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の

相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協

同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の

中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦

情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第一百十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する

金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項とし

て内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次

に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十七 (略)

(新設)

十八 (略)

2 (略)

(新設)

に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第一百十条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から

（禁止行為）

第一百十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から

第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ）ハ（略）

二）六（略）

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一）二十一（略）

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ）二（略）

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イから二までに掲げる場合に該

第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ）ハ（略）

二）六（略）

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一）二十一（略）

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ）二（略）

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イから二までに掲げる場合に該



<p>当する場合に限る。( ) 二十五・二十五の二 (略) 257 (略)</p>	<p>に該当する場合に限る。( ) 二十五・二十五の二 (略) 257 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（適格機関投資家を除くための要件等）</p> <p>第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条及び第五条第一項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該受益証券に記載され、当該受益証券の取得者に当該受益証券が交付されること。</p> <p>二 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券に関する情報</p>	<p>（適格機関投資家を除くための要件等）</p> <p>第四条 令第七条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 投資信託の受益証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百一十一条において準用する同法第六十六条第二号に掲げる振替投資信託受益権（以下この条及び第五条第一項において「振替投資信託受益権」という。）に係るものを除く。） 次に掲げる要件のすべてに該当する場合</p> <p>イ 当該受益証券を取得しようとする者が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。</p> <p>ロ 当該受益証券を取得した者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。</p> <p>ハ 当該受益証券にロに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。</p> <p>二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当する</p>

を記載した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の規定により加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。第五条第一項第三号において同じ。）が当該受益証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

四 当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券（当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二第一項第十一号イから八までに掲げる事項が同一である受益証券をいう。以下この条、次条及び第五条第二項第一号において同じ。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第五条第二項第一号において同じ。）のいずれかに該当するものを既に

場合

イ 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（ロ及び第五条第一項第二号において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券の内容等を説明した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

三 振替投資信託受益権 次に掲げる要件のすべてに該当する場合  
イ 当該振替投資信託受益権を取得した者が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ 当該振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

（新設）

発行している者でないこと。

(同一種類の受益証券)

第四条の二 令第八条第一項第二号及び第三号に規定する当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものは、同一種類の受益証券とする。

(特定投資家の範囲)

第四条の三 (略)

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 当該受益証券に転売制限が付されている旨が当該受益証券に記載され、当該受益証券の取得者に当該受益証券が交付されること。

(新設)

(特定投資家の範囲)

第四条の二 (略)

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 投資信託の受益証券(振替投資信託受益権に係るものを除く)。

( ) 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該受益証券を取得しようとする者が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ロ 当該受益証券を取得した者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われてい

二 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券に関する情報を記載した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債、株式等の振替に関する法律の規定により加入者が当該受益証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

(削る)

ること。

八 当該受益証券にロに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該受益証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券の内容等を説明した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

三 振替投資信託受益権 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該振替投資信託受益権を取得した者が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ 当該振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

2 令第八条第一項第二号に規定する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の受益証券は、当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)第十二条第一項第五号イから八までに掲げる事項が同一である受益証券(次項において「同一種類の他の受益証券」という。)とする。

2 | 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 当該受益証券と同一種類の受益証券が、金融商品取引法第二十四條第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

二 (略)

3 | (略)

4 | 第二項第二号口(1)及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

(短期投資法人債の発行の要件)

第百九十二条 (略)

2 法第百三十九條の十三第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第一條第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。)から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付を取得していること。

二 五 (略)

3 | 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 当該受益証券と同一種類の他の受益証券が、金融商品取引法第二十四條第一項各号(同法第二十七條において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

二 (略)

4 | (略)

5 | 第三項第二号口(1)及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

(短期投資法人債の発行の要件)

第百九十二条 (略)

2 法第百三十九條の十三第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第一條第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。次項第一号において同じ。)から同令第九條の五に規定する格付を取得していること。

二 五 (略)

3 法第百三十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

- 一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関から前項第一号に規定する格付を取得していること。

二 (略)

4 (略)

(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第百三十四条の二 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第二十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券募集等契約に係る投資証券以外の有価証券又は当該投資証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、実質的に当該投資証券又はその発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。)とする。

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第百三十四条の三 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第二十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付(金融商品取引法第二十一条第三十四項に規定する信用格

3 法第百三十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

- 一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関から企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を取得していること。

二 (略)

4 (略)

(新設)

(新設)

付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四（略）

（禁止行為）

第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四（略）



改正案	現行
<p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）</p> <p>第十六条の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、当該募集等契約に係る資産対応証券の原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する原資産をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、実質的に当該資産対応証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）とする。</p> <p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

を含む。)であるときは、役員(法人でない団体の代表者又は  
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)  
の氏名又は名称

八 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる  
方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令  
で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令  
で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

改正案	現行
<p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）</p> <p>第十六条の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、当該募集等に関する契約に係る受益証券の原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第二号に規定する原資産をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、実質的に当該受益証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）とする。</p> <p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人の氏名又は名称

八 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

二十九 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
別表（第一条関係） 一～五十九（略） 六十 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）	別表（第一条関係） 一～五十九（略） （新設）

三十 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案

現行

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第八項、第三百三十九条の六第四項、第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第八項、第三百三十九条の六第四項、第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項

(略)	(略)
-----	-----

別表第二（第四条関係）

金融商品取引法	第四十六条の二、第四十七条、第四十八条、第六十六条の十六及び第六十六条の三十七
(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

金融商品取引法	第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九及び第八十八条の十一第一項
(略)	(略)

別表第四（第八条関係）

金融商品取引法	第二十五条第三項（第二十七条において
---------	--------------------

(略)	(略)
-----	-----

別表第二（第四条関係）

金融商品取引法	第四十六条の二、第四十七条、第四十八条及び第六十六条の十六
(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

金融商品取引法	第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六、第六十六条の十八及び第八十八条の十一第一項
(略)	(略)

別表第四（第八条関係）

金融商品取引法	第二十五条第三項（第二十七条において
---------	--------------------

準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）

準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十八、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）



(略)

(略)

(略)

(略)

改 正 案	現 行
<p>（認定の申請書の添付書類）</p> <p>第二十二条 令第十八条の四の九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（苦情の解決又はあつせんの業務等）</p> <p>第三十条 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二十条第十六項に規定する商品市場における取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんとする。</p> <p>2 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあつせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。</p> <p>（対象事業者）</p> <p>第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。</p>	<p>（認定の申請書の添付書類）</p> <p>第二十二条 令第十八条の四の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（苦情の解決又はあつせんの業務等）</p> <p>第三十条 令第十八条の四の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二十条第十六項に規定する商品市場における取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんとする。</p> <p>2 令第十八条の四の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあつせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。</p> <p>（対象事業者）</p> <p>第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の三第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。</p>

(あつせんの対象となる取引等)

第三十二条 法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七條の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。)に付随する取引及び令第十八條の四の十第五項の表の中欄に掲げる取引とする。

2  
(略)

(あつせんの対象となる取引等)

第三十二条 法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七條の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。)に付随する取引及び令第十八條の四の三第五項の表の中欄に掲げる取引とする。

2  
(略)

三十二 貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第九条 改正法附則第十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる貸金業務取扱主任者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 第四号貸金業法施行規則第八條 <u>第四号</u>に定める書類</p>	<p>附則</p> <p>第九条 改正法附則第十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる貸金業務取扱主任者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 第四号貸金業法施行規則第八條 <u>第三号</u>に定める書類</p>

改 正 案	現 行
<p>第一百七十七条に次の十項を加える。</p> <p>3 第一項第二十七号及び第二十八号の証拠金等は、有価証券をもつて充てることができる。</p> <p>4 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格は、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第二百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十八条第二項に規定する額</p> <p>二 第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引 又は同条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額</p> <p>5 金融商品取引業者等は、第一項第二十七号又は第二十八号の証拠金等の全部又は一部が第三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の</p>	<p>第一百七十七条に次の十項を加える。</p> <p>3 第一項第二十七号及び第二十八号の証拠金等は、有価証券をもつて充てることができる。</p> <p>4 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格は、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第二百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十八条第二項に規定する額</p> <p>二 第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引 又は同条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額</p> <p>5 金融商品取引業者等は、第一項第二十七号又は第二十八号の証拠金等の全部又は一部が第三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の</p>

口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百十三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

6 第一項第二十七号又は第二十八号の実預託額、同項第二十七号の約定時必要預託額及び同項第二十八号の維持必要預託額は、複数の通貨関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第二十七号の規定の適用については、同号中「当該通貨関連デリバティブ取引を」とあるのは、「当該顧客が行っている通貨関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

7 第一項第二十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。

一 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

イ 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）

口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百十三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

6 第一項第二十七号又は第二十八号の実預託額、同項第二十七号の約定時必要預託額及び同項第二十八号の維持必要預託額は、複数の通貨関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第二十七号の規定の適用については、同号中「当該通貨関連デリバティブ取引を」とあるのは、「当該顧客が行っている通貨関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

7 第一項第二十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。

一 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

イ 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）

口 法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）

ハ 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引

二 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行つて他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

8 第一項第二十八号及び第六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額（これらの額が当該各号の通貨関連デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額）をいう。

一 当該額を、顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各通貨関連デリバティブ取引の額

二 当該額を、複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前項第一号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

9 第七項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が一の

口 法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）

ハ 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引

二 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行つて他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

8 第一項第二十八号及び第六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。

一 当該額を、顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各通貨関連デリバティブ取引の額

二 当該額を、複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前項第一号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

9 第七項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が一の

通貨の売付け等を行うことによる他の通貨の買付け等及び当該他の通貨の売付け等を行うことによる当該一の通貨の買付け等を行っているときは、これらに係る通貨関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の通貨又は当該他の通貨に係る通貨関連デリバティブ取引の額とすることができる。

10 前三項の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引 当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ 法第二十一条第三号に掲げる取引

ロ 法第二十二条第二項第三号に掲げる取引

ハ 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引

二 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引 次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ 法第二十一条第三号に掲げる取引同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

ロ 法第二十二条第二項第三号に掲げる取引 同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

通貨の売付け等を行うことによる他の通貨の買付け等及び当該他の通貨の売付け等を行うことによる当該一の通貨の買付け等を行っているときは、これらに係る通貨関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の通貨又は当該他の通貨に係る通貨関連デリバティブ取引の額とすることができる。

10 前三項の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引 当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ 法第二十一条第三号に掲げる取引

ロ 法第二十二条第二項第三号に掲げる取引

ハ 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引

二 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引 次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ 法第二十一条第三号に掲げる取引同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

ロ 法第二十二条第二項第三号に掲げる取引 同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引



<p>八 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引 イに定める取引と類似の取引</p> <p>11 第九項の「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 通貨の売付け</p> <p>二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）</p>	<p>八 外国市場デリバティブ取引であつてイに掲げる取引と類似の取引 イに定める取引と類似の取引</p> <p>11 第九項の「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 通貨の売付け</p> <p>二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）</p>
<p>12 第九項の「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 通貨の買付け</p> <p>二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）</p>	<p>12 第九項の「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 通貨の買付け</p> <p>二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条の三の次に一条を加える改正規定及び第三十二条の規定 公布の日

二 第十一条中金融商品取引所等に関する内閣府令第五十四条第二項第一号イの改正規定（同号イ(1)に係る部分）、「（令第十九条の三の三第二号八に規定する子会社をいう。）」を削る部分に限る。（）を除く。  
（）、同令第六十条第二項の改正規定、同令第七十一条の改正規定（同条第一号ロに係る部分を除く。）  
（）、同令第七十三条第二項の改正規定、同令第二百十条第一項の改正規定（「第百六条の二十四ただし書」を「第百六条の二十四第一項ただし書」に改める部分を除く。）及び同令第二百二十一条第一項の改正規定（「第百二十三条」を「第百二十三条第一項又は第二項」に改める部分に限る。）並びに第二十

二条中証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令第一条第一号イの改正規定（「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める部分、「第百六条の二十」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める部分及び「第百六条の二十七」の下に「（同法第百九条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。） 改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

三 第十条中金融商品取引業等に関する内閣府令第七条第一号、第八条第五号、第四十四条第二号、第四十五条第五号及び第八十条第一項第一号の改正規定、同令第八十二条に一号を加える改正規定、同令第百十五条の次に一条を加える改正規定、同令第百十六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第百十七条第一項の改正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分並びに同項第八号及び第九号に係る部分に限る。）、同令第百十九条第一項第五号及び第六号並びに第百一十二条第一項第十八号二の改正規定、同令第百七十四条第一号に次のように加える改正規定、同令第百一十七号、第二百三十一条第一項並びに第二百七十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、同令別紙

様式第一号及び別紙様式第九号の改正規定、同令別紙様式第十二号の改正規定（同様式1(9)の注意事項1及びの注意事項3に係る部分を除く。）並びに同令別紙様式第十六号の改正規定（同様式8(1)の注意事項1及び8(5)の注意事項2に係る部分を除く。）、第十二条の規定、第十三条中無尽業法施行細則第三条第一項の改正規定及び同令第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定、第十四条中銀行法施行規則第十三条の三第一項第四号及び第十三条の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十四条の十一の二十五第一項第一号の改正規定（「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める部分に限る。）、同令第十四条の十一の二十七第一項の改正規定、同令第十四条の十一の三十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第十四条の十一の三十の二とし、同令第十四条の十一の二十九の次に一条を加える改正規定、同令第十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三十四条の二の十七第三号二(1)及び第三十四条の二の二十五第一項の改正規定、同令第三十四条の二の三十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十四条の二の三十の二とし、同令第三十四条の二の二十九の次に一条を加える改正規定、同令第三十四条の二十九の次に一条を加える改正規定、同令第三十四条の四十九、第三十四条の五十三の二第三号二(1)、第三十四条の五十三の十第二号及び第三十四条の五十三の十

二第二項の改正規定、同令第三十四条の五十三の十七の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第三十四条の五十三の十七の二とし、同令第三十四条の五十三の十六の次に一条を加える改正規定、第十五条中長期信用銀行法施行規則第十二条第一項第四号及び第十二条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二第二項第四号に次のように加える改正規定、同令第二十五条の二十八、第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第二十六条の二の二十五第一項の改正規定、同令第二十六条の二の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第二十六条の二の二十八の二とし、同令第二十六条の二の二十七の次に一条を加える改正規定、第十六条中信用金庫法施行規則第二百二条第一項第四号及び第一百三十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三百三十二条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三百五十五条の改正規定、第三百七十条の二十三第一項第一号の改正規定（「第三百七十条の二第二号」を「第三百七十条の二の十二第二号」に改める部分を除く。）、同令第三百七十条の二十五第一項の改正規定、同令第三百七十条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第三百七十条の二十八の二とし、同令第三百七十条の二十七の次に一条を加える改正規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施

行規則第十一条の次に一条を加える改正規定、同令第十五条第七項に一号を加える改正規定、同令第三十一条の二十二第一項第六号の改正規定、同令第三十一条の二十三の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）及び同条を同令第三十一条の二十五とし、同令第三十一条の二十二の次に二条を加える改正規定、第十八条の規定（貸金業法施行規則第二十八条第一項の改正規定、同令第三十条の十六の次に十四条を加える改正規定及び同令第三十二条第一項の改正規定を除く。）、第十九条中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三を同令第四条とし、同令第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の改正規定（「第十五条」を「第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同令第五十二条の十三の二十三第一項に一号を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五十二条の十三の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章中第五十五条の次に一条を加える改正規定、同令第五十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五条第五項第三号、第百六十六条第四項第三号及び第百九十二条第四項第三号の改正規定、同令第二百十一条の三第九号の次に一号を加える改正規定、同令第二百十一条の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百十一

条の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百十九条第一項に一号を加える改正規定、同令第二百三十四條の二十四第一項の改正規定、同令第二百三十四條の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同令第二百三十四條の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、第二十一条中信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加える改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定、同令第三十条の二十三第一項の改正規定、同令第三十条の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十二条第七項の改正規定、同令第四十三条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、同条第三項に一号を加える改正規定、同条第四項に一号を加える改正規定、同令第五十条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三条第二項に一号を加える改正規定、第二十二條中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五条の二の次に一条を加える改正規定、第二十五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十

条の改正規定、同令第六十九条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五条、第一百条の二十三第一項第一号及び第一百条の二十五第一項の改正規定、同令第一百条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同条を同令第一百条の二十八の二とし、同令第一百条の二十七の次に一条を加える改正規定並びに同令第一百一十一条の改正規定、第二十六条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四条の次に二条を加える改正規定及び同令第二百三十五条の改正規定並びに第二十七条、第二十八条及び附則第六条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

四 第十八条中貸金業法施行規則第二十八条第一項の改正規定、同令第三十条の十六の次に十四条を加える改正規定及び同令第三十二条の改正規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

五 第十条中金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十七条第一項第三十号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に二号を加える改正規定、同条に十項を加える改正規定並びに同令第一百五十三条第一項第三号、第二百七十五条第一項第二十五号及び第二十七号並びに第二百八十一条第九号の改正規定 平成二十三年一月一日



(特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家による申出の方法)

第二条 改正法附則第三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により改正法第一条

の規定による改正後の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という

。)(第三十四条の二第一項(改正法第三条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律(昭和十八年法律第四十三号)第二条の二、改正法附則第九条の規定による改正後の協同組合による金

融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二、改正法第七条の規定による改正

後の信用金庫法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第八十九条の二、改正法第八条の規定による改正後

の長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二、改正法第十条の規定による改正後の

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四及び第五十二条の二の五、改正法第十二条の規定に

よる改正後の保険業法(平成七年法律第一百五号。以下この条において「新保険業法」という。)(第三百条

の二並びに改正法第十四条の規定による改正後の信託業法(平成十六年法律第五百五十四号)第二十四条の

二(新保険業法第九十九条第八項(新保険業法第九十九条において準用する場合を含む。)(において準

用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定による申出をす

る場合には、当該申出に係る新金融商品取引法第三十四条の二第一項の契約の種類（改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（附則第四条第一項において「旧金融商品取引法」という。）第三十四条の二第二項（改正法第三条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、改正法附則第九条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二、改正法第七条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条の二、改正法第八条の規定による改正前の長期信用銀行法第十七条の二、改正法第十条の規定による改正前の銀行法第十三条の四及び第五十二条の二の五、改正法第十二条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第三百条の二並びに改正法第十四条の規定による改正前の信託業法第二十四条の二（旧保険業法第九十九条第八項（旧保険業法第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による承諾を得たものに限る。）を明らかにしてしなければならない。（分別管理の適用除外とならない取引）

第三条 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（次条第一項において「整備政令」という。）附則第三条に規定する内閣府令で定めるものは、個人（第一条の規定に

よる改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号口(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この条において同じ。)(が業務執行組合員等として取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)を相手方とする有価証券関連店頭デリバティブ取引(次に掲げる取引をいう。)とする。

一 新金融商品取引法第二十八条第八項第四号イに掲げる取引(当該個人が、将来の一定の時期におけるその所有に係る有価証券の売付けを約するとともに、当該有価証券を当該売付けの相手方となる金融商品取引業者等(新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第三号において同じ。)(に貸し付けるものを除く。))

二 新金融商品取引法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引

三 新金融商品取引法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引(同号ハに規定する権利を行使することにより成立する取引が、同号イ若しくはロに掲げる取引であるもの又は同号ハ(1)に掲げる取引であるもの(当該個人が、その所有に係る有価証券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者等に付与するとともに、当該有価証券を当該金融商品取引業者等に貸し付けるものを除く。)(に限る。))

(海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券に関する経過措置)

第四条 改正法の施行の日前に行われた旧金融商品取引法第二十三条の十四第一項に規定する海外発行証券の少人数向け勧誘(第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第十四条の十六第二項、第三条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十一条の十五第二項又は第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十一条第二項に規定する要件を満たすものに限る。)に係る有価証券(次項において「少人数向け勧誘対象海外発行証券」といい、整備政令第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。次項において「新金融商品取引法施行令」という。)第二条の十二の三各号に定める要件に該当する当該各号に掲げる有価証券以外のものに限る。)についての第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条の七第三項の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間、「次の各号に掲げるいずれかの要件に該当すること」とあるのは、「当該有価証券の取得者に金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十八号)第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令(

昭和四十八年大蔵省令第五号)第十四条の十六第二項第二号イ、第二条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第十一条の十五第二項第一号イ又は第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第二十一条第二項第二号イに規定する認可金融商品証券業協会の規則の定めるところにより当該有価証券の内容等を説明した文書が交付され、又は当該文書に記載すべき情報が提供されること」とすることができる。

2 少数向け勧誘対象海外発行証券(新金融商品取引法施行令第二条の十二の三各号に定める要件に該当する当該各号に掲げる有価証券に限る。)についての第九条の規定による改正後の証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十二条第一項の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間、「別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ当該区分の下欄に掲げる情報とする」とあるのは、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十八号)第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第十四条の十六第二項第二号イ、第三条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容

等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十一条の十五第二項第一号イ又は第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十一条第二項第二号イに規定する認可金融商品取引業協会の規則の定める当該有価証券の内容等を説明した文書に記載すべき情報とする」とすることができる。

（投資信託の目論見書等に関する経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十五条第一号及び第二号、第十五条の二第一項並びに第十六条第一号及び第二号の規定並びに第二十五号様式及び第二十五号の二様式は、平成二十二年七月一日以後に提出する有価証券届出書（新金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち新金融商品取引法第五条第一項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条において同じ。）に係る目論見書（新金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提出する有価証券届出書に係る目論見書については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式、第四号の二様

式、第七号様式、第七号の二様式、第十号様式及び第十号の二様式は、平成二十二年七月一日以後に提出する有価証券届出書、有価証券報告書（新金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）及び半期報告書（新金融商品取引法第二十四条の五第一項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。

3 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第五項、第十七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十一第三項及び第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十二第三項の規定は、平成二十二年七月一日以後に提出する有価証券届出書に係る目論見書について適用する。

（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第六条 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十五号、第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の二十七第一項第十八号及び第三十四条の五十三の十

二第二項第十八号、第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十八号、第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十条の二十五第一項第十八号、第十七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十五条第七項第七号及び第三十一条の二十二第一項第二号、第十八条の規定による改正後の貸金業法施行規則第十二条の二第一項第一号又、第二号イ、第三号イ及び第四号、第二項第一号又、第二号イ、第三号イ及び第四号、第五項第十四号並びに第六項第二号、第十三条第一項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第三項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号並びに第十六項第一号ノ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに第十九条第五項第二号、第三号及び第五号、第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十二号及び第二百三十四条の二十四第一項第十三号、第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十一号及び第三十二条第七項、第二十二条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項第九号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融



事業に関する法律施行規則第一百条の二十五第一項第十八号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることのできる。

2 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第七十四条第一号ホ、別紙様式第十号及び別紙様式第十六号、第十二条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式1、第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第四号八、第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第四号八、第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第四号八、第十八条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第四号二及びホ、第四百十三条の二第一項第四号並びに第二百一十一条の三十七第一項第四号八、第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第四十二条第一項第六号、第二項第六号、第三項第七号及び第四項第五号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第四号八の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

(事故の確認を要しない場合に関する経過措置)

第七条 平成二十五年九月二十九日までの間における第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百十九条第一項第四号の規定の適用については、同号中「指定を受けた者」とあるのは、「指定を受けた者及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

(信用格付業者に関する経過措置)

第八条 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百六条第一項第九号の規定は、新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録を受けた際現に当該登録を受けた信用格付業者（新金融商品取引法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。以下この条において同じ。）によって信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている資産証券化商品（同令第百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。）の信

用状態に関する評価を対象とする信用格付については、適用しない。

2 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第三百十三条第三項及び第三百十八条第二号ロ④の規定は、新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録を受けた際に当該登録を受けた信用格付業者によって信用格付が付与されている金融商品（新金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付については、適用しない。

3 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第三百十三条第三項及び第三百十八条第二号ロ④の規定は、新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録を受けた際に現に当該登録を受けた信用格付業者によって信用格付が付与されている法人（第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第二十四条第一項各号に掲げるものを含む。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付については、当該登録を受けた日から二年間は、適用しない。

（貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前にされる有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後である改正法第十一条の規定による改正前の貸金業法（昭和五

十八年法律第三十二号。次項において「旧貸金業法」という。）第三条第一項の登録に係る改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法（以下この条において「新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前にされる有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後である旧貸金業法第三条第一項の登録に係る新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条 この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。